

評価書様式

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名		独立行政法人勤労者退職金共済機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和7年度（第5期）		
	中期目標期間	令和5～令和9年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	雇用環境・均等局勤労者生活課	担当課、責任者	勤労者生活課長 安達 佳弘
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官 山田 勝土
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	
3. 評価の実施に関する事項				
令和8年8月4日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。				
4. その他評価に関する重要事項				

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	全体として概ね中期計画における初期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和5年度	6年度	7年度	8年度
		B	B	B	
評価に至った理由	所期の目標を概ね達成しており、特に全体として評価を引き下げる事象も認められないため、B評価とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	各重点化対象項目については、指標を概ね達成しており、原因及び対策に関しても検討していると認められる。 特に重大な業務運営上の問題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	(有識者からの意見) ・一般の中小企業退職金共済事業の「確実な退職金の支給に向けた取組」に関する目標について、簡素化や電子化して普及する等現在の取組の促進や新しい対策をとっていただければと思う。 ・システム再構築について、サイバーセキュリティ、情報セキュリティ、個人情報に関わるので専門の方々と議論して信頼度の高いシステム構築をしていただきたい。また、一般業務のDX推進に関して世の中の動きに追随できるようにしていただきたい。

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和5 年度	6年度	7年度	8年度	9年度			
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
Ⅰ 退職金共済事業 1 資産の運用 （1）制度の特徴及び運用の目的 （2）資産運用の目標 （3）運用の目標達成に向けた取組 （4）スチュワードシップ責任に係る取組 （5）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等	A ○重	B ○重	B ○重			1－1	P4	
2 一般の中小企業退職金事業 （1）加入促進対策の効果的実施 （2）サービスの向上 （3）中退共システム再構築 （4）確実な退職金の支給に向けた取組	B ○重 ○重	B ○重 ○重	B ○重 ○重			1－2	P18	
3 建設業退職金共済事業 （1）加入促進対策の効果的実施 （2）サービスの向上 （3）確実な退職金の支給に向けた取組	B ○重 ○重	B ○重 ○重	B ○重 ○重			1－3	P40	
4 清酒製造業退職金共済事業 （1）加入促進対策の効果的実施 （2）サービスの向上 （3）確実な退職金の支給に向けた取組	B ○重	B ○重	B ○重			1－4	P63	
5 林業退職金共済事業 （1）累積欠損金の処理 （2）加入促進対策の効果的実施 （3）サービスの向上 （4）確実な退職金の支給に向けた取組	A ○重 ○重	B ○重 ○重	B ○重 ○重			1－5	P74	
Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的実施 3 財務運営	B	B	B			1－6	P88	
Ⅲ 雇用促進融資事業	B	B	B			1－7	P94	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和5 年度	6年度	7年度	8年度	9年度			
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B			2－1	P96	
1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等	○重	○重	○重					
2 業務運営の効率化に伴う経費削減								
3 給与水準の適正化								
4 業務の電子化に関する取組								
5 契約の適正化の推進								
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
第3 財務内容の改善に関する事項	A	B	B			3－1	P110	
Ⅳ．その他の事項								
第4 その他業務運営に関する重要事項	B ○重	B ○重	B ○重			4－1	P113	
1 ガバナンスの徹底 （1）内部統制の徹底 （2）情報セキュリティ対策の推進等 （3）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組								
2 人事に関する事項								
第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 積立金の処分に関する事項	B	B	B			5－1	P127	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	I 退職金共済事業 1 資産の運用		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高、困難度 高】 （１）制度の特徴及び運用の目的 （２）資産運用の目標 （３）運用の目標達成に向けた取組 （４）スチュワードシップ責任に係る取組 （５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等 【指標】 資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。 （理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。 また、資産運用委員会に年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けるためには、 ①ブルーデント・エキスパート・ルール（注意義務）に則り、専門家としての注意力、技量、思慮及び勤勉さをもって、金融経済、地政学リスク等の環境のモニタリングや分析を行いつつ、運用機関を適切に管理するとともに、多段階的な定量的手法による分析を用いて基本ポートフォリオやマネジャー・ストラクチャーの見直しの必要性を判断し、遅滞なく実施すること ②スチュワードシップ責任を果たすための活動として運用機関に対する働きかけを行うに当たっては、機構自らが組織のガバナンスを実現することが前提条件となるほか、世界トップクラスの運用機関を動かす見識を示すことが必要であることから、困難度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指 標	達成目標	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			令和 5 年度	令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
資産運用委員会 が作成する資産 運用に関する評 価報告書におい て、運用実績を 踏まえ、年間を 通じて上記 （３）（４）の対 応が適切に実施 されたとの評価 を受ける	同左	資産運用委員 会が作成する 資産運用に関 する評価報告 書において、 上記（３） （４）の対応 が適切に実施 されたとの評 価を受けた。	資産運用委員 会が作成する 資産運用に関 する評価報告 書において、 上記（３） （４）の対応 が適切に実施 されたとの評 価を受けた。	資 産 運 用 委 員会が作成す る資産運用に 関する評価報 告 書 に お い て、上記（３） （４）の対応 が適切に実施 されたとの評 価を受けた。				予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数					

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和7年度は、基本ポートフォリオの有効性及び変更要否の検証を行い、令和8年10月を目途に予定運用利回りの変更を控える建退共については、令和8年4月1日付での基本ポートフォリオ改定を決定した。 アクティブ運用については、スタイル分散やポートフォリオ特性の状況を分析した上で、令和6年度から引き続き、マネジャー・ストラクチャーの見直しを順次行い、適時のタイミングで評価・選定を行うことができるマネジャー・エントリー制度の導入も実現した。また、運用資産の多様化に向けて、オルタナティブ投資の検討を開始した。 サステナビリティを重視した運用の観点では、活発なスチュワードシップ活動を行いつつ、日本版スチュワードシップ・コード第三次改訂版の受入れ、令和6年度に続く「責任投資活動報告書」の公表を行った。加えて、「アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況について」を公表した。 これらの活動は、資産運用委員会が作成した資産運用に関する評価報告書において、環境変化に的確に対応しつつ、運用の目的に即し、運用の目標を踏まえて適切に実施されて	評定 B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

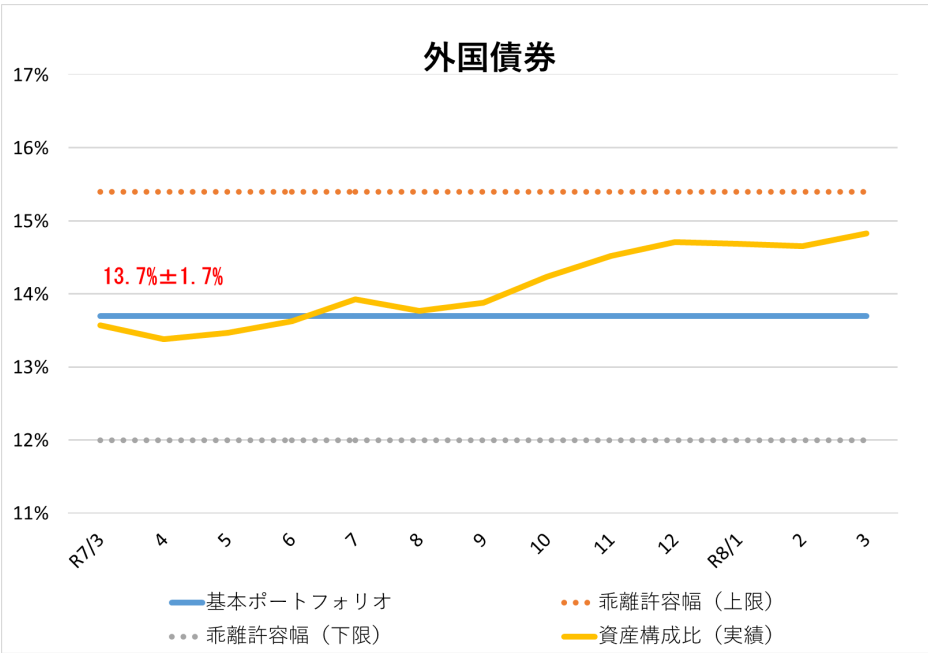
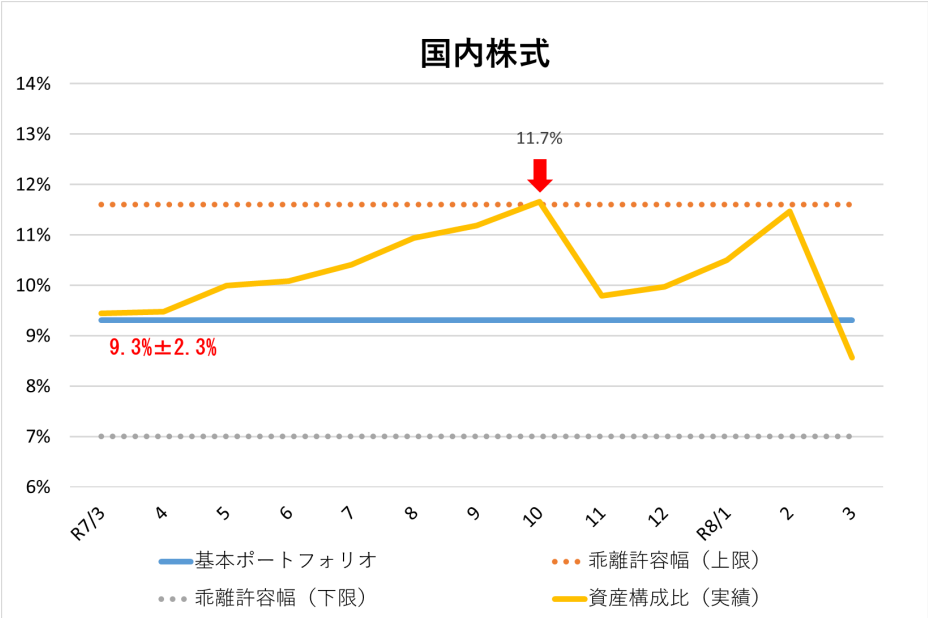
	I 退職金共済事業 1 資産の運用 【重要度 高】 【困難度 高】 （１）制度の特徴及び運用の目的 機構資産の運用は、制度の特徴（①従業員の退職金の原資であること、②積立型の退職金共済という制度設計上、収入源は基本的に掛金とその運用益のみであること、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将来にわたり確実に給付することを目的として行うこと。	I 退職金共済事業 1 資産の運用 【重要度 高】 【困難度 高】 （１）制度の特徴及び運用の目的 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）資産の運用は、制度の特徴（①従業員の退職金の原資であること、②積立型の退職金共済という制度設計上、収入源は基本的に掛金とその運用益のみであること、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将	I 退職金共済事業 1 資産の運用 （１）制度の特徴及び運用の目的 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）資産の運用は、制度の特徴（①従業員の退職金の原資であること、②積立型の退職金共済という制度設計上、収入源は基本的に掛金とその運用益のみであること、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将	＜その他の指標＞ ・資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて左記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。	I 退職金共済事業 1 資産の運用 （１）制度の特徴及び運用の目的 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）資産の運用は、制度の特徴（①従業員の退職金の原資であること、②積立型の退職金共済という制度設計上、収入源は基本的に掛金とその運用益のみであること、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将来にわたり確実に給付することを目的として行うこととなっている。 上記に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すべく、資産運用の基本方針に定める「基本ポートフォリオ」の運用を適切に行った。	いるものと評価された。 以上を踏まえ、所期の目標を達成していると考えられ、Ｂ評価とする。 ・資産運用委員会が作成した資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて運用の目標達成に向けた取組及びスチュワードシップ責任に係る取組の対応が適切に実施されたとの評価を受けた。	
--	--	---	---	--	---	--	--

	来にわたり確実に給付することを目的として行う。 （２）資産運用の目標 機構資産の運用は、上記（１）に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目指す。 ただし、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業及び清酒製造業退職金特別共済事業に係る資産においては、累積剰余金の水準を勘案して必要な利回りを設定し、林業退職金共済事業に係る資産においては、累積欠損金の計画的な解消を図るための費用を加えて必要な利回りを設定すること。	来にわたり確実に給付することを目的として行う。 （２）資産運用の目標 機構資産の運用は、上記（１）に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。 ただし、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業及び清酒製造業退職金特別共済事業に係る資産においては、累積剰余金の水準を勘案して必要な利回りを設定する。		（２）資産運用の目標 機構資産の運用は、上記（１）に基づき、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することとなっている。 令和７年度の運用利回り（手数料控除後）は（参考１）のとおりである。一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）１.６４％、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）１.２９％、建退共（特別）１.２４％、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）０.９５％、清退共（特別）０.０６％、林業退職金共済（以下「林退共」という。）１.３６％と、中退共と建退共、林退共においては必要な利回りを上回る結果となった。 令和７年度末における利益剰余金と想定損失額の比較は（参考５）のとおりである。中退共と建退共については、向こう５年間に想定し得る最悪の状況で発生する損失額（以下「想定損失額」という。）を上回る利益剰余金を維持しており、財務基盤に特段の不安はない状況である。清退共は、利益剰余金が責任準備金（１０.４億円）の２倍、清退共（特別）については、利益剰余金が責任準備金（０.６億円）の３倍以上の水準に達しており、財務基盤に不安はない。林退共は、累積欠損金を解消し、２０２０（令和２）年１１月に策定した累積欠損金解消計画（以下「解消計画」という。）を上回るが、想定損失額を確保する水準には至っていない。 また、（参考２）にあるように、令和３年度から令和７年度の５年間の通期でみた場合、林退共を除き、運用利回りは必要な利回りを下回っている。 （参考１）令和７年度実績 （単位：％） <table> <tr> <th></th><th>中退共</th><th>建退共</th><th>建退共 （特別）</th><th>清退共</th><th>清退共 （特別）</th><th>林退共</th></tr> <tr> <td>予定運用利回り</td><td>１.００</td><td>１.３０</td><td>１.３０</td><td>２.３０</td><td>２.３０</td><td>０.１０</td></tr> <tr> <td>必要な利回り （ａ）</td><td>１.１０</td><td>１.０３</td><td>１.５１</td><td>２.２４</td><td>０.４８</td><td>０.７３</td></tr> <tr> <td>運用利回り （ｂ）</td><td>１.６４</td><td>１.２９</td><td>１.２４</td><td>０.９５</td><td>０.０６</td><td>１.３６</td></tr> <tr> <td>（ｂ）－（ａ）</td><td>０.５４</td><td>０.２６</td><td>△０.２７</td><td>△１.２９</td><td>△０.４２</td><td>０.６３</td></tr> </table> ※計数は、それぞれ四捨五入している。 （参考２）５年平均（令和３年度～令和７年度） （単位：％） <table> <tr> <th></th><th>中退共</th><th>建退共</th><th>建退共 （特別）</th><th>清退共</th><th>清退共 （特別）</th><th>林退共</th></tr> <tr> <td>予定運用利回り</td><td>１.００</td><td>１.３０</td><td>１.３０</td><td>２.３０</td><td>２.３０</td><td>０.１０</td></tr> <tr> <td>必要な利回り （ａ）</td><td>１.１０</td><td>１.１７</td><td>１.５１</td><td>２.０６</td><td>０.５２</td><td>０.８０</td></tr> <tr> <td>運用利回り （ｂ）</td><td>１.０８</td><td>０.９９</td><td>０.８８</td><td>０.６２</td><td>０.０２</td><td>０.９１</td></tr> <tr> <td>（ｂ）－（ａ）</td><td>△０.０２</td><td>△０.１８</td><td>△０.６３</td><td>△１.４４</td><td>△０.５０</td><td>０.１１</td></tr> </table> ※計数は、それぞれ四捨五入している。		中退共	建退共	建退共 （特別）	清退共	清退共 （特別）	林退共	予定運用利回り	１.００	１.３０	１.３０	２.３０	２.３０	０.１０	必要な利回り （ａ）	１.１０	１.０３	１.５１	２.２４	０.４８	０.７３	運用利回り （ｂ）	１.６４	１.２９	１.２４	０.９５	０.０６	１.３６	（ｂ）－（ａ）	０.５４	０.２６	△０.２７	△１.２９	△０.４２	０.６３		中退共	建退共	建退共 （特別）	清退共	清退共 （特別）	林退共	予定運用利回り	１.００	１.３０	１.３０	２.３０	２.３０	０.１０	必要な利回り （ａ）	１.１０	１.１７	１.５１	２.０６	０.５２	０.８０	運用利回り （ｂ）	１.０８	０.９９	０.８８	０.６２	０.０２	０.９１	（ｂ）－（ａ）	△０.０２	△０.１８	△０.６３	△１.４４	△０.５０	０.１１		
	中退共	建退共	建退共 （特別）	清退共	清退共 （特別）	林退共																																																																						
予定運用利回り	１.００	１.３０	１.３０	２.３０	２.３０	０.１０																																																																						
必要な利回り （ａ）	１.１０	１.０３	１.５１	２.２４	０.４８	０.７３																																																																						
運用利回り （ｂ）	１.６４	１.２９	１.２４	０.９５	０.０６	１.３６																																																																						
（ｂ）－（ａ）	０.５４	０.２６	△０.２７	△１.２９	△０.４２	０.６３																																																																						
	中退共	建退共	建退共 （特別）	清退共	清退共 （特別）	林退共																																																																						
予定運用利回り	１.００	１.３０	１.３０	２.３０	２.３０	０.１０																																																																						
必要な利回り （ａ）	１.１０	１.１７	１.５１	２.０６	０.５２	０.８０																																																																						
運用利回り （ｂ）	１.０８	０.９９	０.８８	０.６２	０.０２	０.９１																																																																						
（ｂ）－（ａ）	△０.０２	△０.１８	△０.６３	△１.４４	△０.５０	０.１１																																																																						

（３）運用の目標達成に向けた取組 上記（２）の運用の目標を達成するため、以下の取組を行うこと。 中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保するために設定され、中期的に確保することが求められている資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）の期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し、リバランスルール（資産構成割合の変動により基本ポートフォリオの資産構成割合の乖離許容幅を超えた場合に資産構成割合を乖離許容幅の範囲内に調整するなどのルール）の見直し、マネジャー・ストラクチャー（資産運用を担う運用機関の構成）の見直し等、必要な対応を検討し、実施すること。	（３）運用の目標達成に向けた取組 上記（２）の運用の目標を達成するため、以下の取組を行う。 中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保するために設定され、中期的に確保することが求められている資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）の期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し、リバランスルール（資産構成割合の変動により基本ポートフォリオの資産構成割合の乖離許容幅を超えた場合に資産構成割合を乖離許容幅の範囲内に調整するなどのルール）の見直し、マネジャー・ストラクチャー（資産運用を担う運用機関の構成）の見直し等、必要な対応を検討し、実施する。 令和7年度は、前回マネジャー・ストラクチャー見直しから6年経過し、前回見直し時のスタイル分散・	（３）運用の目標達成に向けた取組 上記（２）の運用の目標を達成するため、以下の取組を行う。 中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保するために設定され、中期的に確保することが求められている資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）の期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し、リバランスルール（資産構成割合の変動により基本ポートフォリオの資産構成割合の乖離許容幅を超えた場合に資産構成割合を乖離許容幅の範囲内に調整するなどのルール）の見直し、マネジャー・ストラクチャー（資産運用を担う運用機関の構成）の見直し等、必要な対応を検討し、実施すること。	＜評価の視点＞ ・基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、必要な対応を検討し、実施しているか。 ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点	（３）運用の目標達成に向けた取組 上記（２）の運用の目標を達成するため、以下の取組を行うこととなっている。 中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保するために設定され、中期的に確保することが求められている資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）の期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し、リバランスルール（資産構成割合の変動により基本ポートフォリオの資産構成割合の乖離許容幅を超えた場合に資産構成割合を乖離許容幅の範囲内に調整するなどのルール）の見直し、マネジャー・ストラクチャー（資産運用を担う運用機関の構成）の見直し等、必要な対応を検討し、実施すること。 取組の具体的なプロセスとして、基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、以下の検討と対応を行った。 （参考3）運用実績（期待収益率との比較） <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">中退共事業 給付経理</th><th colspan="2">建退共事業</th><th colspan="2">清退共事業</th><th rowspan="2">林退共事業 給付経理</th></tr><tr><th>給付経理</th><th>特別給付経理</th><th>給付経理</th><th>特別給付経理</th></tr><tr><td>予定運用利回り（年間）</td><td>1.0</td><td>1.3</td><td>1.3</td><td>2.3</td><td>2.3</td><td>0.1</td></tr><tr><td>必要な利回り（推計値、年間）</td><td>1.10</td><td>1.03</td><td>1.51</td><td>2.24</td><td>0.48</td><td>0.73</td></tr><tr><td>期待収益率（A）</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>0.96</td><td>0.69</td><td>0.00</td><td>1.07</td></tr><tr><td>うち自家運用（簿価）</td><td>0.50</td><td>0.51</td><td>0.37</td><td>0.25</td><td>0.00</td><td>0.32</td></tr><tr><td>うち委託運用（時価）</td><td>2.23</td><td>2.23</td><td>2.23</td><td>2.23</td><td>-</td><td>2.23</td></tr><tr><td>収益率実績（B）</td><td>1.64</td><td>1.29</td><td>1.24</td><td>0.95</td><td>0.06</td><td>1.36</td></tr><tr><td>うち自家運用（簿価）</td><td>0.72</td><td>0.52</td><td>0.34</td><td>0.25</td><td>0.06</td><td>0.29</td></tr><tr><td>うち委託運用（時価）</td><td>2.84</td><td>2.84</td><td>2.84</td><td>2.84</td><td>-</td><td>2.84</td></tr><tr><td>実績－期待（B-A）</td><td>0.39</td><td>0.24</td><td>0.28</td><td>0.26</td><td>0.06</td><td>0.29</td></tr><tr><td>うち自家運用（簿価）</td><td>0.22</td><td>0.01</td><td>△0.03</td><td>0.00</td><td>0.06</td><td>△ 0.03</td></tr><tr><td>うち委託運用（時価）</td><td>0.61</td><td>0.61</td><td>0.61</td><td>0.61</td><td>-</td><td>0.61</td></tr></table> ※計数は、それぞれ四捨五入している。 ※本表においては、自家運用（簿価）は、国内債券（簿価）のほか、生命保険（一般勘定）、有価証券信託及び預金を含む。委託運用（時価）は、包括信託のみである。 期待リターンと運用実績との差異は、おおむね委託運用によるものである。自家運用については、国内金利の上昇に伴い購入する債券の利回りが上昇し残存期間の長い債券を多く購入した中退共資産においては、期待リターンを0.22%上回る実績となった。また、委託運用については、市場収益要因が△0.59%とマイナス寄与した一方で、超過収益要因が1.28%と大きくプラス寄与したことから、期待リターンを0.61%上回る実績となった。 委託運用の要因分析は以下のとおり。 （参考4）令和7年度の委託運用（包括信託）における超過収益率の要因分析 <table><tr><th colspan="2">（単位：％）</th></tr><tr><td>期待収益率（A）</td><td>2.23</td></tr><tr><td>収益率実績（B）</td><td>2.84</td></tr><tr><td>複合ベンチマーク騰落率（C）</td><td>1.64</td></tr><tr><td>実績－期待（B）－（A）</td><td>0.61</td></tr><tr><td>市場収益要因（C）－（A）</td><td>△0.59</td></tr><tr><td>超過収益要因（B）－（C）－（D）</td><td>1.28</td></tr><tr><td>資産配分効果</td><td>0.67</td></tr></table>		中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業		林退共事業 給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	予定運用利回り（年間）	1.0	1.3	1.3	2.3	2.3	0.1	必要な利回り（推計値、年間）	1.10	1.03	1.51	2.24	0.48	0.73	期待収益率（A）	1.25	1.05	0.96	0.69	0.00	1.07	うち自家運用（簿価）	0.50	0.51	0.37	0.25	0.00	0.32	うち委託運用（時価）	2.23	2.23	2.23	2.23	-	2.23	収益率実績（B）	1.64	1.29	1.24	0.95	0.06	1.36	うち自家運用（簿価）	0.72	0.52	0.34	0.25	0.06	0.29	うち委託運用（時価）	2.84	2.84	2.84	2.84	-	2.84	実績－期待（B-A）	0.39	0.24	0.28	0.26	0.06	0.29	うち自家運用（簿価）	0.22	0.01	△0.03	0.00	0.06	△ 0.03	うち委託運用（時価）	0.61	0.61	0.61	0.61	-	0.61	（単位：％）		期待収益率（A）	2.23	収益率実績（B）	2.84	複合ベンチマーク騰落率（C）	1.64	実績－期待（B）－（A）	0.61	市場収益要因（C）－（A）	△0.59	超過収益要因（B）－（C）－（D）	1.28	資産配分効果	0.67	＜評価の視点に対する措置＞ ・委託運用の収益上振れを要因分解すると、市場収益要因がマイナス寄与した一方、超過収益要因はプラス寄与しており、収益上振れは超過収益要因によるものである。超過収益要因の内訳では、資産配分効果と個別資産効果のプラス寄与が同程度となった。 機構は基本ポートフォリオの有効性及び変更要否の検証を行い、令和8年10月を目途に予定運用利回りの変更を予定する建退共については、令和8年4月1日付での基本ポートフォリオ改定を決定した。 アクティブ運用については、スタイル分散やポートフォリオ特性の状況を分析した上で、令和6年度から引き続き、マネジャー・ストラクチャーの見直しを順次行い、令和7年度は、国内株式のマネジャーの選定を行った。また、適時のタイミングで評価・選定を行うことができるマネジャー・エントリー制度の導入も実現した。 機構は運用実績と期待収益率との差異の原因を分析、確認し、その原因を踏まえて必要な対応を検討、実施しているものと資産運用委員会から評価を受けた。 ・運用受託機関による運用状況を適時適切に把握している。具体的
	中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業			林退共事業 給付経理																																																																																																						
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理																																																																																																								
予定運用利回り（年間）	1.0	1.3	1.3	2.3	2.3	0.1																																																																																																							
必要な利回り（推計値、年間）	1.10	1.03	1.51	2.24	0.48	0.73																																																																																																							
期待収益率（A）	1.25	1.05	0.96	0.69	0.00	1.07																																																																																																							
うち自家運用（簿価）	0.50	0.51	0.37	0.25	0.00	0.32																																																																																																							
うち委託運用（時価）	2.23	2.23	2.23	2.23	-	2.23																																																																																																							
収益率実績（B）	1.64	1.29	1.24	0.95	0.06	1.36																																																																																																							
うち自家運用（簿価）	0.72	0.52	0.34	0.25	0.06	0.29																																																																																																							
うち委託運用（時価）	2.84	2.84	2.84	2.84	-	2.84																																																																																																							
実績－期待（B-A）	0.39	0.24	0.28	0.26	0.06	0.29																																																																																																							
うち自家運用（簿価）	0.22	0.01	△0.03	0.00	0.06	△ 0.03																																																																																																							
うち委託運用（時価）	0.61	0.61	0.61	0.61	-	0.61																																																																																																							
（単位：％）																																																																																																													
期待収益率（A）	2.23																																																																																																												
収益率実績（B）	2.84																																																																																																												
複合ベンチマーク騰落率（C）	1.64																																																																																																												
実績－期待（B）－（A）	0.61																																																																																																												
市場収益要因（C）－（A）	△0.59																																																																																																												
超過収益要因（B）－（C）－（D）	1.28																																																																																																												
資産配分効果	0.67																																																																																																												

		ポートフォリオ特性から乖離してきたことから、マネジャー・ストラクチャー見直しを順次実施する。	検しているか。		個別資産効果	0.61	
				複合効果	△0.00		
		手数料要因（D）		△0.08			
※計数は、それぞれ四捨五入している。 ※複合ベンチマーク騰落率とは、資産（国内債券・外国債券・国内株式・外国株式）全体のベンチマーク騰落率であり、各資産のベンチマーク騰落率を基本ポートフォリオの構成比で加重平均して算出したものである。							
（具体的なプロセス） 基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、運用実績が期待リターンに満たない場合、以下の検討と対応を行う。	（具体的なプロセス） 基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、運用実績が期待リターンに満たない場合、以下の検討と対応を行う。	（具体的なプロセス） 基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を市場収益要因と超過収益要因に要因分解し、運用実績が期待リターンに満たない場合、以下の検討と対応を行う。		① 市場収益要因は、△0.59%となった。主として国内債券の価格下落がマイナスに作用した。基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるかについて、令和7年度の資産運用委員会において適時適切に検討を行った。令和7年9月の資産運用委員会において、金融経済情勢の変化について検討し、中退共、清退共、林退共については基本ポートフォリオを見直すほどの変化はないと判断した。また、令和8年10月を目途に予定運用利回りの変更を控える建退共については、令和8年4月1日付での基本ポートフォリオ改定を決定した。			
① 市場収益要因がマイナスとなるのは、資産ごとのベンチマーク収益率を資産構成割合にて加重した値が基本ポートフォリオにおける期待リターンを下回ることが原因となるが、その場合は検証期間における市場環境や市場要因を分析し、それが将来的に継続する可能性が高いと判断されれば基本ポートフォリオの見直しの必要性を検討する。具体的には、基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるか否かの検証を行う。	① 市場収益要因がマイナスとなるのは、資産ごとのベンチマーク収益率を資産構成割合にて加重した値が基本ポートフォリオにおける期待リターンを下回ることが原因となるが、その場合は、検証期間における市場環境や市場要因を分析し、それが将来的に継続する可能性が高いと判断されれば基本ポートフォリオの見直しの必要性を検討する。具体的には、基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるか否かの検証を行う。	① 市場収益要因がマイナスとなるのは、資産ごとのベンチマーク収益率を資産構成割合にて加重した値が基本ポートフォリオにおける期待リターンを下回ることが原因となるが、その場合は、検証期間における市場環境や市場要因を分析し、それが将来的に継続する可能性が高いと判断されれば基本ポートフォリオの見直しの必要性を検討する。具体的には、基本ポートフォリオの基本的な前提条件に変化があるか否かの検証を行う。		② 超過収益要因は1.28%となった。内訳は、資産配分効果が0.67%、個別資産効果が0.61%と、資産配分効果と個別資産効果のプラス寄与が同程度となった。			には以下のとおりである。 運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っているほか、定期的に運用受託機関担当者と運用報告会を行い、運用状況のみならず今後の市場見通しや運用方針等について協議を行った。 また、資産クラス全体としてのスタイル分散が機能しているか、といった観点等からも定期的に点検を行っている。 運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。組織体制や人事、経営に関する重大な変化がある場合も速やかな報告を求めている。 令和7年度は、運用受託機関による「運用ガイドライン」に反する行為が2件発生した。機構は当該運用受託機関から速やかに発生経緯、事象の詳細、運用実績への影響等の報告を受け、受益者にとって不利益が生じないよう対応しており、再発防止策の実効性を今後注視することとしている。 以上の事後対応は、資産運用委員会から適切なものと評価された。

績とベンチマーク収益率の差異）の原因について、資産配分効果（基本ポートフォリオにおける資産構成割合と実際の資産構成割合の差異による効果）と個別資産効果（各資産の運用実績とベンチマーク収益率の差異による効果）への要因分解を行って確認する。 ③ 資産配分効果が想定以上に大きかった場合は、その検証期間の市場の特殊要因等も確認した上で、必要と判断されればリバランスルールの見直し要否の検討を行う。	績とベンチマーク収益率の差異）の原因について、資産配分効果（基本ポートフォリオにおける資産構成割合と実際の資産構成割合の差異による効果）と個別資産効果（各資産の運用実績とベンチマーク収益率の差異による効果）への要因分解を行って確認する。 ③ 資産配分効果が想定以上に大きかった場合は、その検証期間の市場の特殊要因等も確認した上で、必要と判断されればリバランスルールの見直し要否の検討を行う。	績とベンチマーク収益率の差異）の原因について、資産配分効果（基本ポートフォリオにおける資産構成割合と実際の資産構成割合の差異による効果）と個別資産効果（各資産の運用実績とベンチマーク収益率の差異による効果）への要因分解を行って確認する。 ③ 資産配分効果が想定以上に大きかった場合は、その検証期間の市場の特殊要因等も確認した上で、必要と判断されればリバランスルールの見直し要否の検討を行う。		③ 資産配分効果は0.67%となった。基本ポートフォリオに対し、資産構成割合が高めになっていた国内株式および外国株式の価格上昇、資産構成割合が低めになっていた国内債券の価格下落がプラスに作用したものである。令和7年度の資産間リバランスは、令和7年7月末時点、令和7年10月末時点、令和8年1月末時点、令和8年2月末時点の計4回、資産構成割合の基本ポートフォリオからの乖離が、乖離許容幅を超えたことを受け、リバランスルールに則って実施した。令和7年度は、市場の変動幅が大きい環境下、計4回のリバランスにより、資産配分効果を相応に抑制する結果となった。引き続き、市場動向等を注視し、資産配分効果等の確認を行っていく。 【包括信託の乖離幅の管理状況】 ↑ リバランス基準抵触 国内債券 <table><thead><tr><th>時点</th><th>基本ポートフォリオ</th><th>乖離許容幅（上限）</th><th>乖離許容幅（下限）</th><th>資産構成比（実績）</th></tr></thead><tbody><tr><td>R7/3</td><td>72.4%</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>69%</td><td>71.5%</td></tr><tr><td>4</td><td>72.4%</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>69%</td><td>72.0%</td></tr><tr><td>5</td><td>72.4%</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>69%</td><td>71.0%</td></tr><tr><td>6</td><td>72.4%</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>69%</td><td>70.5%</td></tr><tr><td>7</td><td>72.4%</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>69%</td><td>70.0%</td></tr><tr><td>8</td><td>72.4%</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>69%</td><td>70.5%</td></tr><tr><td>9</td><td>72.4%</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>69%</td><td>70.0%</td></tr><tr><td>10</td><td>72.4%</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>69%</td><td>68.5%</td></tr><tr><td>11</td><td>72.4%</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>69%</td><td>70.0%</td></tr><tr><td>12</td><td>72.4%</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>69%</td><td>69.5%</td></tr><tr><td>R8/1</td><td>72.4%</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>69%</td><td>68.7%</td></tr><tr><td>2</td><td>72.4%</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>69%</td><td>68.7%</td></tr><tr><td>3</td><td>72.4%</td><td>72.4% ± 3.6%</td><td>69%</td><td>71.5%</td></tr></tbody></table>	時点	基本ポートフォリオ	乖離許容幅（上限）	乖離許容幅（下限）	資産構成比（実績）	R7/3	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	71.5%	4	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	72.0%	5	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	71.0%	6	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	70.5%	7	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	70.0%	8	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	70.5%	9	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	70.0%	10	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	68.5%	11	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	70.0%	12	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	69.5%	R8/1	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	68.7%	2	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	68.7%	3	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	71.5%		
時点	基本ポートフォリオ	乖離許容幅（上限）	乖離許容幅（下限）	資産構成比（実績）																																																																								
R7/3	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	71.5%																																																																								
4	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	72.0%																																																																								
5	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	71.0%																																																																								
6	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	70.5%																																																																								
7	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	70.0%																																																																								
8	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	70.5%																																																																								
9	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	70.0%																																																																								
10	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	68.5%																																																																								
11	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	70.0%																																																																								
12	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	69.5%																																																																								
R8/1	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	68.7%																																																																								
2	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	68.7%																																																																								
3	72.4%	72.4% ± 3.6%	69%	71.5%																																																																								



いては、適時に資産運用委員会において報告し、委員会の意見を踏まえて対応する。 このような取組を定期的に繰り返し行っていくことで、定められた運用の目標を達成すること。	いては、適時に資産運用委員会において報告し、委員会の意見を踏まえて対応する。 このような取組を定期的に繰り返し行っていくことで、定められた運用の目標を達成する。	いては、適時に資産運用委員会において報告、必要に応じて審議を受け、委員会の意見を踏まえて対応する。		各資産のベンチマークに対する超過収益率は以下のとおりである。 (参考6) 超過収益率 <table><tr><td></td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.15%</td><td>△0.02%</td><td>0.17%</td><td>0.16%</td><td>0.11%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>0.36%</td><td>0.34%</td><td>2.63%</td><td>0.46%</td><td>5.06%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>0.21%</td><td>0.88%</td><td>0.20%</td><td>0.07%</td><td>0.36%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>△3.21%</td><td>△0.43%</td><td>△0.47%</td><td>△2.27%</td><td>2.64%</td></tr><tr><td>全資産</td><td>△0.62%</td><td>0.12%</td><td>2.03%</td><td>0.03%</td><td>1.28%</td></tr></table> ※令和7年度は、全ての資産においてプラスの超過収益を確保した。外国株式については、令和6年度までの4年間ににおいて、金利上昇局面でグロース株が大きくマイナスになったこと等から、プラスの超過収益率を確保できなかったが、令和7年度はプラスの超過収益率を確保した。		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	国内債券	0.15%	△0.02%	0.17%	0.16%	0.11%	国内株式	0.36%	0.34%	2.63%	0.46%	5.06%	外国債券	0.21%	0.88%	0.20%	0.07%	0.36%	外国株式	△3.21%	△0.43%	△0.47%	△2.27%	2.64%	全資産	△0.62%	0.12%	2.03%	0.03%	1.28%	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																				
国内債券	0.15%	△0.02%	0.17%	0.16%	0.11%																																				
国内株式	0.36%	0.34%	2.63%	0.46%	5.06%																																				
外国債券	0.21%	0.88%	0.20%	0.07%	0.36%																																				
外国株式	△3.21%	△0.43%	△0.47%	△2.27%	2.64%																																				
全資産	△0.62%	0.12%	2.03%	0.03%	1.28%																																				
(4) スチュワードシップ責任に係る取組 機構資産の運用の目的の下で、共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」(平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、スチュワードシップ責任(機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基	(4) スチュワードシップ責任に係る取組 機構資産の運用の目的の下で、共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進する。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」(平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、スチュワードシップ責任(機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基	(4) スチュワードシップ責任に係る取組 機構資産の運用の目的の下で、共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進する。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」(平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、スチュワードシップ責任(機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基	＜評価の視点＞ ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進し、その取組状況を公表しているか。	(4) スチュワードシップ責任に係る取組 機構資産の運用の目的の下で、共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進することとなっている。 その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」を踏まえ、運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会や、大手金融機関及びそのグループにおけるトップマネジメントとの面談を実施した。 また、令和7年9月に「日本版スチュワードシップ・コード(第三次改訂版)」の受入れを公表するとともに、昨年に引き続きスチュワードシップ活動を含めた責任投資への取組状況を記載した「令和6年度責任投資活動報告書」を作成し公表した(令和7年6月)。 さらに、令和6年9月に策定・公表した「アセットオーナー・プリンシプルに関する受入れ及び取組方針の表明について」を踏まえ、令和7年6月に「アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況について」を公表した。 以上を通じて、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行った。	＜評価の視点に対する措置＞ ・運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会や、大手金融機関及びそのグループにおけるトップマネジメントとの面談を実施した。 また、令和7年9月に「日本版スチュワードシップ・コード(第三次改訂版)」の受入れを公表するとともに、昨年に引き続きスチュワードシップ活動を含めた責任投資への取組状況を記載した「令和6年度責任投資活動報告書」を作成し公表した(令和7年6月)。 さらに、令和6年9月に策定・公表した「アセットオーナー・プリンシプルに関する受入れ及び取組方針の表明について」を踏まえ、令和7年6月に「アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況について」を公表した。 以上を通じて、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一																																				

い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。 また、毎年度、スチュワードシップ活動への取組状況をまとめて公表すること。 加えて、公的機関のアセットオーナーとして、フィデューシャリー・デューティーに反しない範囲で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について検討すること。	づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。 また、毎年度、スチュワードシップ活動への取組状況をまとめて公表する。 加えて、公的機関のアセットオーナーとして、フィデューシャリー・デューティーに反しない範囲で、持続可能な社会の実現を後押しするため、P R I（責任投資原則）への署名等の活動について検討する。	づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。 加えて、公的機関のアセットオーナーかつP R I（責任投資原則）の署名機関として、フィデューシャリー・デューティーに反しない範囲で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について検討する。具体的には、E S G課題の投資方針への組入れの検討等を行う。 また、スチュワードシップ活動も含めた責任投資への取組状況をまとめてホームページに公表する。									
（５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との	（５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との	（５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との	＜評価の視点＞ ・厚生労働省に対して、資産運用の結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を適時適切に提供しているか。	（５）労働政策審議会と資産運用委員会の連携等 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との	厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との協力関係を維持・強化し、資産運用に係るガバナンス体制を引き続き整備する。 そのために、厚生労働省に対して、予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応することとなっている。 資産運用委員会と労働政策審議会との間のブリッジ役である厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長に必要な情報を、随時の対応を含め、適時適切に提供した。			層推進し、その取組状況を公表した。 こうした取組は、受益者に対して長期安定的な利益をもたらすという機構の投資目的の範囲内であり、6.7兆円という資産規模を有する公的アセットオーナーとして、スチュワードシップ責任を果たす上で適切なものであると評価された。	＜評価の視点に対する措置＞ ・厚生労働省に対して適時適切に情報を提供した。 具体的には、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 （１）月別ベンチマーク収益率 （２）資産運用企画会議資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状		

協力関係を維持・強化し、資産運用に係るガバナンス体制を引き続き整備すること。 【指標】 資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。 【目標設定等の考え方】 資産運用における妥当性の評価は、専門家でなければ困難であることから、中小企業退職金共済法に基づき資産運用に関する業務の実施状況を監視する権限を有する資産運用委員会による評価を指標とする。 【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とす	の協力関係を維持・強化し、資産運用に係るガバナンス体制を引き続き整備する。	協力関係を維持・強化し、資産運用に係るガバナンス体制を引き続き整備する。 そのために、厚生労働省に対して、予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。		厚生労働省へ提供した主な資料は次のとおりである。 （１）月別ベンチマーク収益率 （２）資産運用企画会議資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） （３）付加退職金支給率算定に係る基礎データ	況・運用結果報告等） （３）付加退職金支給率算定に係る基礎データ こうした対応は、関係機関への情報提供責任を適切に果たしたものと資産運用委員会から評価された。	
---	--	--	--	---	--	--

る。 【困難度 高】 資産運用委員会に年間を通じて上記（３）（４）の対応が適切に実施されたとの評価を受けるためには、 ①プルーデント・エキスパート・ルール（注意義務）に則り、専門家としての注意力、技量、思慮及び勤勉さをもって、金融経済、地政学リスク等の環境のモニタリングや分析を行いつつ、運用機関を適切に管理するとともに、多段階的な定量的手法による分析を用いて基本ポートフォリオやマネジャー・ストラクチャーの見直しの必要性を判断し、遅滞なく実施すること ②スチュワードシップ責任を果たすための活動として運用機関に対する働きかけを行うに当たっては、機構自らが組織のガバナンスを実現することが前提条件となるほか、世界トップクラスの運用機関を動かす見識を示すことが必要であることから、困難度を高とする。						
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1―2	I 退職金共済事業 2 一般の中小企業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）加入促進対策の効果的实施 ① 加入促進対策の実施 ② 加入促進対策の検証と見直し ③ 加入目標数 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 165 万人以上とすること。 個別事業主に対する勧奨を普及推進員 1 名あたり平均月 17 件以上行うこと。 説明会（オンライン説明会含む。）の回数 24 回以上及び参加者数 300 人以上とすること。 （理由） 一般の中小企業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。 【重要度 高、困難度 高】 （3）中退共システム再構築 【指標】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和 8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 （理由） 一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度を高とする。 中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることから、困難度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指 標	達成目標	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
中期目標期間中の新規被共済者目標数	165 万人以上	5 年度目標数 360,000 人	6 年度目標数 345,000 人	7 年度目標数 333,000 人	8 年度目標数 人	9 年度目標数 人		予算額（千円）	398,962,644	441,724,467	515,374,918		
新規被共済者数 【達成度】		360,877 人 100.2【％】	354,647 人 102.8【％】	353,206 人 107.0【％】	人 【％】	人 【％】		決算額（千円）	417,171,843	433,275,540	442,428,898		
普及推進員 1 名あたりの 個別事業主に対する月平均 勧奨件数	17 件以上	19.5 件	18.7 件	20.0 件	件	件		経常費用（千 円）	479,355,159	536,871,234	517,119,246		
同上【達成度】		【114.7％】	【110.0％】	【117.6％】	【％】	【％】		経常利益（千 円）	190,387,003	△87,213,048	14,335,533		

	説明会回数 参加者数 ※オンライン説明会含む	24 回以上 300 人以上	26 回 383 人	24 回 798 人	24 回 747 人	回 人	回 人		行政コスト (千円)	479,356,169	536,879,013	517,125,960		
	同上【達成度】		【108.3%】 【127.7%】	【100%】 【266.0%】	【100%】 【249.0%】	【%】 【%】	【%】 【%】		従事人員数	187	182	182		
	目標の処理期間内における退職金等支給実施	受付日から18 業務日以内に全 数支給	100%	100%	100%	%	%							
	関係団体等からの意見・ 要望の聴取及び情報交換 の結果をとりまとめて分 析し、加入促進に活用す る	毎年度1回以上	1回	1回	1回	回	回							
	同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【%】	【%】							
	普及推進員・特別相談員 について、ブロック会議 等を開催し、事業主の意 向や新たな動向等に関す る情報を共有し、サービ スの向上や加入促進に活 用する	年7回以上	8回	7回	7回	回	回							
	同上【達成度】		【114.3%】	【100%】	【100%】	【%】	【%】							
	中退共システムについ て、2026（令和8）年度 に新システムの運用を開 始することを目指し、設 計・開発の着実な進捗管 理を行うとともに、想定 外の事態にも適切に対応 する	同左	設計・開発の 着実な進捗管 理を行い、順 調に進捗させ た。想定外の 事態にも適切 に対応した。	設計・開発の 着実な進捗管 理を行い、順 調に進捗させ た。想定外の 事態にも適切 に対応した。	設計・開発の 着実な進捗管 理を行い、順 調に進捗させ た。想定外の 事態にも適切 に対応した。									
	請求権が発生した年度に おける退職者数に対する 当該年度から3年経過後 の未請求者数の比率	毎年度2.0%以 下	1.96%	2.03%	2.07%	%	%							
	同上【達成度】		【102.0%】	【98.5%】	【96.6%】	【%】	【%】							
	請求権が発生した年度に おける退職金総額に対す る当該年度から3年経過 後の未請求退職金額の割 合	毎年度0.5%以 下	0.63%	0.59%	0.65%	%	%							
	同上【達成度】		【79.4%】	【84.7%】	【76.9%】	【%】	【%】							

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	2 一般の中小企業退職金共済事業	2 一般の中小企業退職金共済事業	2 一般の中小企業退職金共済事業		2 一般の中小企業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 未加入事業所を対象としたオンライン説明会、無料相談申出事業所に対する事業所訪問活動の実施など個別事業主に対する加入勧奨等や関係団体等での各種会議等で制度内容や加入手続等の説明を行うなど、引き続き積極的・効率的に加入促進活動を行った。加えて、本部職員が加入率の低い地域へ積極的に訪問し関係団体等に協力依頼したことや広報媒体を総合的・有機的に組み合わせ、周知広報活動等を実施したことにより加入目標数を上回った。 中退共システム再構築は、システムテスト工程、受入テスト工程を発生した課題に適切に対処しながら着実に推進するとともに、新システム利用に向けた業務部門に対する教育訓練や最終移行計画の検討等を実施した。 また、e－G o vを利用した申請・届出等手続のオンライン化を予定どおり完了した。 確実な退職金の支給に向けた取組については3年経過後の未請求者数の比率を毎年度2.0%以下とすることに 関しては、未請求対象者数の状況を踏まえ、未請求者の9割近くを占める低額未請求者に対し年度計画上は1回とされているところ、手続き要請を最大計5回実施したことにより2.07%と未達ではあるが直近	<評定と根拠> 評定：B 未加入事業所を対象としたオンライン説明会、無料相談申出事業所に対する事業所訪問活動の実施など個別事業主に対する加入勧奨等や関係団体等での各種会議等で制度内容や加入手続等の説明を行うなど、引き続き積極的・効率的に加入促進活動を行った。加えて、本部職員が加入率の低い地域へ積極的に訪問し関係団体等に協力依頼したことや広報媒体を総合的・有機的に組み合わせ、周知広報活動等を実施したことにより加入目標数を上回った。 中退共システム再構築は、システムテスト工程、受入テスト工程を発生した課題に適切に対処しながら着実に推進するとともに、新システム利用に向けた業務部門に対する教育訓練や最終移行計画の検討等を実施した。 また、e－G o vを利用した申請・届出等手続のオンライン化を予定どおり完了した。 確実な退職金の支給に向けた取組については3年経過後の未請求者数の比率を毎年度2.0%以下とすることに 関しては、未請求対象者数の状況を踏まえ、未請求者の9割近くを占める低額未請求者に対し年度計画上は1回とされているところ、手続き要請を最大計5回実施したことにより2.07%と未達ではあるが直近	評定 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 「確実な退職金の支給に向けた取組」については、目標を下回る結果となった。その他の指標については、目標を達成した。 <業務運営上の課題及び改善方策> 確実な退職金の支給に向けて、引き続き未請求者に対する請求手続きの要請を行うなど、状況に応じた取組を行う必要がある。 <その他の事項> (有識者からの意見) ・一般の中小企業退職金共済事業の「確実な退職金の支給に向けた取組」に関する目標について、簡素化や電子化して普及する等現在の取組の促進や新しい対策をとっていただければと思う。 ・システム再構築に関して、手続きのオンライン化など実現したことは記載してもよいのでないか。

	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 加入促進に当たっては、中小企業退職金共済制度が従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを十分踏まえつつ、制度を長期的に持続可能とするために必要な被共済者数を安定的に確保することを目的と	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 ① 加入促進対策の実施 加入促進に当たっては、中小企業退職金共済制度が従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを十分踏まえつつ、制度を長期的に持続可能とするために必要な被共済者数を安定的に確保することを目的と	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 中小企業退職金共済制度が従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを十分踏まえつつ、制度を長期的に持続可能とするために必要な被共済者数を安定的に確保することを目的として、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。	＜評価の視点＞ ・地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 ・令和６年度に引き続き、加入率が全国平均を下回る地域に職員が訪問し、協力要請を行った（埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、奈良県、佐賀県、徳島県）。また、令和７年度は加入率が全国平均を上回る地域にも職員が訪問し、加入率の差の要因についての情報収集を含め、協力要請を行った（北海道、青森県、宮城県、山形県、福島県、東京都、新潟県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、島根県、広島県、香川県、高知県、熊本県、宮崎県）。 ・加入率を踏まえた特定のターゲットに重点をおいた対策として、業種別加入率、中退共認知率は高いが、人手不足が深刻なトラック・運送業及び新規加入企業へのアンケート調査により、制度の重要な認知経路であることが判明した税理士に重点をおいた対策を実施した。その結果、全国に団体があるトラック協会では訪問した協会の約４割、運送業の企業を会員に持つ関係団体では約３割の団体で協力を得られ、会員へのチラシの配布や、一部団体では、団体主催の制度説明会を開催していただいた。また、税理士関係団体については、訪問した税理士会では約４割、税理士協同組合では	の５年間で最も多い人数に支払うことができた。 また、３年経過後の未請求退職金額の割合を毎年度 0.5%以下とすることに関しては 0.65%と未達であったが、年度計画上は１回とされているところ、高額未請求者に対する要請を最大計５回実施したことにより直近の５年間で最も多額の支払を行うことができた。 請求者数 R3:1,613 人 R4:1,715 人 R5:1,615 人 R6:1,784 人 R7:2,047 人 退職金支払額 R3: 997 百万円 R4:1,008 百万円 R5:1,179 百万円 R6:1,047 百万円 R7:1,406 百万円 これらを踏まえ、Ｂ評価とする。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・都道府県及び市区町村や中小企業事業主団体等が開催する各種会議でパンフレットの配布を行う等、制度の周知広報を行った。 また、地域に密着した金融機関を定期的に訪問し金融機関による加入促進活動への協力の要請を行った（82行）。	
--	--	---	---	---	---	---	--

	して、以下の取組を実施すること。 加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査を実施してその結果を分析し、その分析に基づき、広報の対象、内容、手段等を検討し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 また、集中的な広報キャンペーンを展開し、その効果の検証結果を活用するとともに、Web会議システムやオンライン説明会の活用を図ること。 地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。 ・個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月17件以上行うこと。 ・説明会（オンライン説明会含む。）の回数24回以上及び参加者数300人以上とすること。	して、以下の取組を実施する。 加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査を実施してその結果を分析し、その分析に基づき、広報の対象、内容、手段等を検討し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。 また、年に1度、集中的な広報キャンペーンを展開し、その効果の検証結果も活用する。 Web会議システムについては、そのコスト効率性等を踏まえ、一層の活用方法を検討、実施する。 制度の安定的な運営のためには、安定的に被共済者が増加していくことが要諦であることから、オンライン説明会の更なる活用等を進める。 地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。 勤労者財産形成事業本部等他の事業本部や、独立行政法人中小企業基盤整備機構等他機関と連携した施策も		・関係機関等（関係官公庁、金融機関、関係団体等）や勤労者財産形成事業本部等の他事業本部との連携を強化し、データに基づき地域によるメリハリを利かせた施策を展開する。 ・勤労者財産形成事業本部等他の事業本部と連携した施策を検討・実施しているか。	約3割の団体で協力を得られ、税理士へ直接制度の説明をする機会を得られた。 ・トラック・運送業界が抱える課題解決への糸口となるような訴求ポイントと制度のメリットを分かりやすくまとめた運送業専用チラシを作成し、会員事業所への配布依頼や記事掲載依頼または制度説明の機会を得られるよう協力依頼を行った。 ・制度の重要な認知経路である税理士に対して、中退共制度を理解していただき、顧問先にオンライン制度説明会や無料個別相談への参加を促してもらえるよう、税理士が集まる研修会等で、チラシ配布（制度説明会集客チラシ等）や制度説明の時間をいただけるよう協力依頼を行った。 ・拠点地域（首都地域、東海地域及び近畿地域）における特別相談員会議は、令和6年度より回数を増やして対面で開催し、戦略的な加入促進対策の方法、全国に先駆けた試行、全国展開につながる好事例等の意見交換を行い、効率的かつ効果的な加入促進活動について検討した。 首都地域 5回 東海地域 5回 近畿地域 5回 ・拠点地域（首都地域、東海地域及び近畿地域）による特定のターゲット（トラック・運送業界、税理士）に対する戦略的な対策を先行的に実施し、7月に開催した全国会議にて全国の普及推進員等に成功事例を含め情報共有を行い、全国展開した。また、11月に実施したブロック会議においても関係団体を訪問して得た情報や実績を共有した。 ・地方自治体、金融機関、関係事業主団体等との連携強化等を行い、効率的かつ効果的な加入促進対策を以下のとおり実施した。 ・都道府県及び市区町村や中小企業事業主団体等が開催する各種会議でパンフレットの配布を行う等、制度の周知広報を行った。 ・地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関による加入促進活動への協力の要請を行った(82行)。また、金融機関に対する加入促進対策ツールとして、金融機関の渉外担当者に中退共への関心、注目を促すことを目的とした金融機関案内用チラシを作成した。 ・勤労者財産形成事業本部等他の事業本部と連携した施策を以下のとおり実施した。 ・オンラインおよび東京本部開催の中退共制度説明会実施時に、「勤労者財産形成事業本部からのお知らせ」をご案内した（23回）。 ・東京働き方改革推進支援センターが実施する企業向けオンラインセミナーで、勤労者財産形成事業本部と中退共本部のそれぞれの制度説明動画を再生した。 ・広報資料やSNSを中心とした集中的な広報キャンペーンを展開し、広く制度の認知を図った。また、その効果の検証結果を分析し、令和8年度に実施するキャンペーンの調達仕様に活用した。		・オンラインおよび東京本部開催の中退共制度説明会実施時に、「勤労者財産形成事業本部からのお知らせ」をご案内した（23回）。 東京働き方改革推進支援センターが実施する企業向けオンラインセミナーで、勤労者財産形成事業本部と中退共本部のそれぞれの制度説明動画を再生した。
--	--	--	--	---	--	--	---

〔目標設定等の考え方〕 ・過去の実績を、労働需給要因、長期的トレンド、制度変更要因、コロナ禍の影響等により回帰分析した推計を踏まえ、中小企業における退職金制度の導入状況等も考慮し、指標を設定することとする。 ※前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2018（平成30）年度～2022（令和4）年12月末現在）179.9万人 ・個別事業主に対する勧奨については、従来の対面方式では実施が難しかった遠隔地所在の事業主への対応や、新型コロナウイルス等の感染症拡大により訪問が困難になった場合の代替手段として対面方式に限らない電話等による勧奨を行うことを踏まえ、指標を設定することとする。 ・説明会については、遠隔地所在の事業主の参加が可能となることのほか、会場設営や出張等の費用節減効果、新型コロナウイルス等の感染症拡大時にも	検討・実施する。 イ 広報資料等による周知広報活動 i）制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）制度の周知広報を実施する。	る。 ・興味関心を持った層に対してはホームページや機構主催の説明会等に誘導する。 ・加入検討段階に入った層には個別相談等を行う。 など有機的な取組を行う。 イ 一般的な加入促進対策 i）広報資料等による周知広報活動（一般に制度の認知を図るための取組） ・制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した制度の周知広報を実施する。 あわせて、SNSアカウントを活用し、SNSによる制度の周知広報を実施する。 ・関係機関等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）制度に関する記事の掲載を依頼する。	＜評価の視点＞ ・独立行政法人中小企業基盤整備機構等他機関と連携した施策を検討・実施しているか。	・興味関心を持った層に対してはホームページや機構主催の説明会へ誘導を行い、加入検討段階に入った層には個別相談等を実施した。 イ 一般的な加入促進対策 i）広報資料等による周知広報活動（一般に制度の認知を図るための取組） ・作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係機関等に発送した(9/1)。 ・ホームページにおいて、制度内容・制度説明会の開催、掛金補助を実施している助成自治体等の情報を掲載した。 ・ホームページ及び特設サイトに制度紹介用動画へのリンクを掲載し、YouTubeで配信した（アクセス件数：12,689件）。 ・Facebook、Instagram広告配信を実施した。 6/1、6/18～7/18（32日間） 表示回数 1,709,068回 クリック数 10,999回 平均クリック率 0.64% ・加入促進強化月間に複数のメディアを用いた広報キャンペーンを行うとともに、メディア別の効果測定等を実施する業務を公募、総合評価落札方式の一般競争入札により広告代理店を選定した。 ・インターネットを用いた広告の配信結果を分析し、より効果的かつ効率的な周知広報の方法を検討した。 ・ディスプレイ広告（Yahoo！、Google）を実施した。 12/14～3/13（90日間） 表示回数 51,133,120回 クリック数 104,452回 平均クリック率 0.45% ・産業交流展（11/26～11/28）及びたま工業交流展(2/19～2/20)にて、来場者を対象に、機構が開設したSNSのフォロワー獲得を積極的に行う等、アカウントを活用し、SNSによる制度、説明会及び加入促進強化月間等の周知広報を実施した。 ・関係機関等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼した。 （年度当初に行った普及促進依頼 606件） （広報誌等への無料記事掲載依頼 6,508件） ・職員及び普及推進員等が関係機関等に対して、記事掲載を依頼(2,155件）。 （内訳 職員：84件、普及推進員等：2,071件） ・令和6年度に広報誌等への無料記事掲載に協力いただいた団体をホームページに掲載した（6/2・令和6年度分 1,008団体）。	＜評価の視点に対する措置＞ ・独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し双方のホームページに互いのバナーを設置した。同機構の冊子「経営セーフティ共済共済便利帳」に中退共の記事を掲載する等他機関と連携した施策を検討・実施した。 ・東京都等主催の「産業交流展」及び八王子市及び近隣自治体等主催の「たま工業交流展」にブースを出展した。	
--	--	---	---	---	---	--

開催が可能になること等に鑑み、オンライン開催を基本として、指標を設定することとする。 【重要度 高】 一般の中小企業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨（訪問・電話等）を1人あたり平均月17件以上行う。また、説明会（オンライン説明会含む。）を24回以上開催し、300人以上	・東京都、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催するイベント等への出展や資料の設置等を依頼する等、関係機関等と協力して制度の周知広報活動を実施する。 ii) 関係機関等に対する訪問等による加入促進活動（一般に制度の認知を図るための取組） - 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入促進活動への協力の要請を行う。 - 関係機関等との情報交換や連携により加入促進活動の実効性・効率性の向上を図り、加入促進の周知依頼や説明会への誘導など加入促進活動を展開する。 iii) 個別事業主に対する加入勧奨等（興味関心をもった層を加入検討に誘導するための取組及び加入検討段階に入った層への取組） - 機構が委嘱した普及推進員等により各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を1人あたり平均月17	＜定量的指標＞ - 個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月17件以上行うこと。 - 説明会（オンライン説明会含む。）の回数24回以上及び参加者数300人以上とする	- 独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し、双方のホームページに互いのバナーを設置した（10/1～翌年9/30）。 - 東京都等主催の「産業交流展」（11/26～11/28）及び八王子市及び近隣自治体等主催の「たま工業交流展」（2/19～2/20）に参加し、ブースを出展した（チラシ等配布数1,300部以上）。 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構の冊子「経営セーフティ共済 共済便利帳」に中退共制度に関する記事を掲載し、中小企業倒産防止共済の契約者（約60万人）に発送された（令和8年2月～）。 ii) 関係機関等に対する訪問等による加入促進活動（一般に制度の認知を図るための取組） - 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関による加入促進活動への協力の要請を行った(82行)。また、金融機関に対する加入促進対策ツールとして、金融機関の渉外担当者に中退共への関心、注目を促すことを目的とした金融機関案内用チラシを作成した。 - 職員及び普及推進員等が関係機関等（金融機関、委託事業主団体等除く）に対し説明会等への誘導及び制度の周知広報活動への協力を依頼した。 10/1発行の月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度の広告を掲載した（約36,000部）。 iii) 個別事業主に対する加入勧奨等（興味関心をもった層を加入検討に誘導するための取組及び加入検討段階に入った層への取組） - 機構が委嘱した普及推進員等を活用し、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を1人あたり平均17件以上行うとして以下の取組を実施した。 未加入企業訪問数 11,656件 普及推進員等人数 定員55人 (4・5月48人、6～12月49人、1～3月48人) 平均訪問数 20.0件 - 無料相談申出事業所に対し、事業所訪問活動を実施(職員172所うちWeb158所、普及推進員等217所)。 - 未加入事業所を対象とした説明会（オンライン説明会含む）を24回開催し、参加人数は747人であった。なお、対面開催として、9/3、2/3は東京本部、10/23は大阪会場での説明会を実施した。 - 年度計画に記載の参加者数を達成するため、令和6年度及び新たに協力を得た関係団体に、引き続き制度説明会の開催案内を周知した（8か所）。	・機構が委嘱した普及推進員等1名あたりの個別事業主に対する月平均勧奨数は20.0件。 ・未加入事業所を対象とした説明会（オンライン説明会含む。）を24回開催し、参加人数は747人であった。	
--	---	---	---	--	--	--

	の参加者に中退共制度を説明する。 ii）機構から加入促進業務を受託した事業主団体等や業界団体との情報交換や連携により加入促進活動の実効性・効率性の向上を図る。 既加入事業主に対し、定期的な文書送付等により追加加入手続を促す。 厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、データに基づき地域によるメリハリを利かせた施策を講じ、効果的かつ効率的な加入促進活動を展開する。 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入促進活動への協力の要請を行う。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。	件以上行う。 ・説明会（オンライン及び対面）を24回以上開催し、300人以上の参加者に中退共制度を説明し、適時適切なフォローアップを実施することで新規加入の後押しを図る。 ただし、令和6年度及び直近の実績を踏まえた取組によって参加者数の増加を更に図るものとする。 ・既加入事業主に対し、定期的な文書送付等により追加加入手続を促進する。 iv）関係機関等（委託事業主団体等除く）の会合における加入勧奨等（認知及び興味関心をもった層に対する取組） ・関係機関等（委託事業主団体等除く）が開催する会合において、制度	こと。 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会 日本商工会議所 一般社団法人TKC企業共済会 一般社団法人全国青色申告会総連合 全国商工会連合会 日本税理士協同組合連合会 全国中小企業団体中央会 一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター ・中退共制度説明会実施後、概ね2か月経過時に未加入事業所に対し訪問及び文書等によりフォローアップを実施した（158件（職員17件、普及推進員等141件））。 ・一定期間追加加入のない既加入事業所を対象に追加申込書を送付した（55,263件）。 iv）関係機関等（委託事業主団体等除く）の会合における加入勧奨等（認知及び興味関心をもった層に対する取組） ・職員及び普及推進員等が関係機関等（委託事業主団体等除く）が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明時間の確保等を依頼し、制度の普及及び加入勧奨のための周知広報を以下のとおり実施。 ・地方公共団体（都道府県、市町村等） <table><tr><td>東京働き方改革推進支援センター</td><td>1回</td></tr><tr><td colspan="2">（※財形促進事業と共同）</td></tr><tr><td>東京都労働情報相談センター</td><td>20回</td></tr><tr><td>青梅労働基準監督署</td><td>1回</td></tr></table>	東京働き方改革推進支援センター	1回	（※財形促進事業と共同）		東京都労働情報相談センター	20回	青梅労働基準監督署	1回		
東京働き方改革推進支援センター	1回												
（※財形促進事業と共同）													
東京都労働情報相談センター	20回												
青梅労働基準監督署	1回												

		内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。		埼玉県 1 回 石川県 13回 佐賀働き方改革推進支援センター 1 回 ・金融機関（銀行協会、銀行、信用組合、信用金庫、未委託の保険会社等） 岐阜信用金庫 1 回 ・関係団体等（中小企業事業主団体・関係業界団体等の委託していない団体） 東京都トラック協会中央支部 1 回 茨城県トラック協会水戸支部 1 回 東京税理士 10回 千葉県税理士会 4 回 関東信越税理士会 5 回 北陸税理士会 3 回 東海税理士会 5 回 名古屋税理士会 5 回 近畿税理士会 3 回 中国税理士会 1 回 岡山県社会保険労務士会 1 回 兵庫県社会保険労務士会 1 回 長崎県社会保険労務士会 1 回 鎌倉食品衛生協会 1 回		
		v) 他制度と連携した加入促進対策の実施（その他の取組） ・地方公共団体等に対し、新規加入者拡大のため、独自の掛金の助成・補助制度についての有効性を示し、拡大・拡充を働きかける。		v) 他制度と連携した加入促進対策の実施（その他の取組） ・助成自治体等に対して、独自の助成・補助内容等の確認文書を送付し(5/2・280件)、助成自治体情報をホームページに掲載した(7/22)。 ・助成自治体等の独自の掛金助成・補助内容をまとめた「掛金助成自治体等による中小企業退職金共済掛金補助制度の概要」を作成し送付した(10/14)。 ・独自の掛金助成・補助制度の改定を、過去10年以内に行ったと回答した70自治体に対してアンケート調査を実施し、改定前後の加入数の伸び率や掛金助成・補助制度の継続効果について総合的に分析を行い、掛金助成・補助制度内容の拡大・拡充による効果を示した資料を作成し、独自の掛金助成・補助制度を導入済の181市町村へ内容の拡大・拡充の勧奨文書を発送した（3/9)。 ・助成自治体数（令和7年度3月末時点） 260地域（1都1県2区168市72町16村）		
	ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	ロ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間、6月を加入促進強化サブ月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	<評価の視点> ・パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期待する役割を明確化し、訴求対象、訴求内容を意識した見直しを行ったか。	ロ 集中的な加入促進対策の実施 6月を加入促進強化サブ月間とし、期間中、次のような活動を行った。 ・関係機関等に対して広報誌等への無料記事掲載依頼を送付した（5/30 6,508件）。 ・職員及び普及推進員等が関係機関等に直接訪問して集中的に記事掲載依頼を実施（663件）。 ・トップセールスについては、訪問により関係団体等への協力依頼を実施した（7団体）。 10月を加入促進強化月間とし、期間中、次のような活動を行った。 i) ・7年度版のポスター・チラシの制作にかかる調達を加入促進強化月間に行う広報一式業務に含めて総合評価落札方式で実施し、業者を決定した（6/10）。 ・作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係機関等に発送した（9/1）。 ポスター：16,441枚、チラシ：550,500枚 ・有効な広報活動を行うため、広告代理店も活用し、以下のような複数のメディアを用いた広報キャンペーンを実施した。 ① インターネット広告	<評価の視点に対する措置> ・統一感のある広報活動を展開するためにポスター・チラシを広報キャンペーンの中に組み入れた。広報キャンペーンでは、退職金制度の保有率の低い個人事業主、新規創業事業主、加入を躊躇している事業主や業種を特化した小規模事業者等に対し、効率的に訴求し得るメディアを組み込んだ。 また、令和6年度の広報キャンペーン後の	
	ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施					

				独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。		

				京都府商工会連合会 佐賀県商工会連合会 滋賀県商工会連合会 徳島県商工会連合会 全国労働保険事務組合連合会千葉支部 全国労働保険事務組合連合会石川支部 全国労働保険事務組合連合会福井支部 全国労働保険事務組合連合会山梨支部 全国労働保険事務組合連合会愛知支部 全国労働保険事務組合連合会三重支部 全国労働保険事務組合連合会滋賀支部 全国労働保険事務組合連合会大阪支部 全国労働保険事務組合連合会兵庫支部 全国労働保険事務組合連合会沖縄支部 TKC企業共済会 神戸税理士協同組合 浦安商工会議所 津労働基準協会 伊丹労働基準協会 尼崎経営者協会	1回 1回 3回 2回 1回 1回 1回 1回 1回 2回 1回 1回 1回 1回 1回 1回 4回 1回 1回 1回 1回 2回	
	② 加入促進対策の検証と見直し	② 加入促進対策の検証と見直し	<評価の視点>	② 加入促進対策の検証と見直し		<評価の視点に対する措置>
	講じた加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望、さらには、各種アンケートや中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。	加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見等及び加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査等の実施結果に基づき効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。また、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの業務運営に対する意見等を積極的に収集して活用し、検討等を行った内容を踏まえ、加入促進対策に活用する。	・加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査の結果等を活用し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。	加入促進対策については、下記のとおり、継続的に効果の分析・検証を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを実施した。 ・年1回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」の綴じ込みはがきに中退共制度の内容及び運営に関するご意見欄を設け、意見・要望を収集及び分析を行い、その結果を普及推進員・特別相談員とも共有し、加入促進活動や広報キャンペーンの企画に活用した。 ・新規加入企業へのアンケート調査として、新規加入企業（2,790所）に対し、アンケート用紙を発送した（9/8）。その後、アンケート集計結果と令和6年度の実態調査結果等を踏まえ分析を行い、その結果を本部内で共有したほか、分析結果に基づき、令和8年度の広報の対象、内容、手段等について効率的かつ効果的な加入促進対策を検討した。令和8年度も引き続き、加入率を踏まえて特定のターゲット（例：地域・業種等を絞る）に重点をおいた対策を試行する。 ・「退職金実態調査」及び「非加入企業の関係者へのインターネットアンケート調査」においては、令和8年3月末までに調査結果を集計、令和6年度の調査結果も踏まえ分析し、報告書を完成させた。また、「退職金実態調査」における概要版の作成に当たっては、広報資料として活用することを念頭に内容を検討した（ホームページ掲載は令和8年4月）。 ・インターネット広告（バナー・動画・テキスト広告等）については、令和6年度の結果を検証し、配信対象を見直しつつ配信を実施した。 ・産業交流展（11/26～11/28）及びたま工業交流展(2/19～2/20)に参加し、ブースを出展した（チラシ等配布数1,300部以上）。 ・各種広報施策については、広報キャンペーン後の調査結果を踏まえて改善策を検討し、令和8年度に実施するキャンペーンの調達仕様に活用した。 ・ホームページ及び特設サイトに制度紹介用動画へのリンクを掲載し、YouTubeで配信した（アクセス件数：12,689件）。 ・「令和6年度中小企業退職金共済制度の周知・広報業務一式 広報効果検証に関する報告書」において、退職金制度を導入しない理由は「家族従業員ばかりだから」という回答割合が高かったことから、同居の親族従業員が加入できることを前面に押		・アンケート集計結果と令和6年度の調査結果を踏まえ分析を行い、その結果を本部内で共有することのほか、分析した結果に基づき、令和8年度の広報の対象、内容、手段等について効率的かつ効果的な加入促進対策を検討した。令和8年度も引き続き、加入率を踏まえて特定のターゲット（例：地域・業種等を絞る）に重点をおいた対策を試行する。

				し出したデザインの「同居の親族従業員チラシ」を新たに作成し、加入促進ツールの一つとして関係機関等に資料配布依頼を行った。 ・説明会後に行うアンケート調査について、説明会をより効果的なものとするため、参加者のニーズや特性把握を目的に、設問や回答選択肢の見直しを行い、説明会の内容や導入予定時期等の設問を追加した。 ・令和7年度に実施した特定のターゲット（トラック・運送業、税理士）への加入促進対策の結果、協力的な団体が多いことやトラック・運送業については、短期的な効果としてオンライン説明会への参加企業が増えていることから、令和8年度も継続的に訪問し協力関係をより深めていくよう加入促進活動を実施する。 ・職員及び普及推進員等が中小企業事業主団体等を訪問し、業務運営に対する意見等を収集した内容について、検討等を行った内容を踏まえ、加入促進活動に活用する。 ・中・特合同参与会にて、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの意見等を踏まえ、今後の加入促進活動に活用する。		
	③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び中小企業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とする。	③ 加入目標数 2025（令和7）年度に新たに加入する被共済者数を33万人以上とする。	<定量的指標> ・2025（令和7）年度に新たに加入する被共済者数を、33万人以上とすること。	③ 加入目標数 年間目標 330,000 人以上に対し加入実績 353,206 人、達成率は107.0%であった。	・年間目標 330,000 人以上に対し加入実績 353,206 人、達成率は107.0%であった。	
（2）サービスの向上 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の妥当性を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。 令和7年末までに手続のオンライン化を進めること。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施	（2）サービスの向上 イ 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の妥当性を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行う。 2025（令和7）年末までに手続のオンライン化を進める。	（2）サービスの向上 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点及びカスタマーハラスメントに対応する観点から、諸手続、事務処理等を継続的に再点検し、必要に応じて見直しを行う。 2025（令和7）年末までに手続を順次オンライン化する。	<評価の視点> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを実施しているか。	（2）サービスの向上 イ ・中退共事業に係る申請・届出等手続については、e－G o vを利用したオンライン化を予定どおり令和7年12月までに完了した。 ・加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引き続きシステム稼働周知を行った（電子申請率 令和7年度97.1%、令和6年度96.3%）。 ・カスタマーハラスメントに関する方針に基づき、職員への不当要求行為等に対する適切な対応並びに職員の電話対応品質および接遇意識の向上を図るため、体制整備の一環として通話録音機を導入した。	<評価の視点に対する措置> 中退共事業に係る申請・届出等手続のオンライン化については、関係省庁（厚生労働省、デジタル庁）との調整を進めオンライン化を完了した。	

	すること。 相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。 【指標】 退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。 【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標として設定することとする。 ※前中期目標期間（2018（平成30）～2022（令和4）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（業務日）18日 加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望を定期的に収集・聴取するとともに、各種統計の分析	ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。 ハ 相談業務については、相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること、並びに対応例等を定めた応答マニュアルを随時見直し、懇切丁寧な対応を徹底することにより、相談業務及び情報提供の質を向上させる。 ニ 加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望を定期的に収集・聴取するとともに、加入促進に係る各種統計の分析を行うなど、現況の把握	ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。 ハ 相談業務については、相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。 ニ 加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・共有し、より効果的かつ効率的な加入促進活動の検討を	＜定量的指標＞ ・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ＜評価の視点＞ ・相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等の結果をコールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させたか。 ＜評価の視点＞ ・加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・共有し、より効果的かつ効率的な加入促進活動の検討を	ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、退職金給付について、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。 ハ ・相談業務について、懇切丁寧な対応を行うとともに、お客様サービスの更なる向上の観点から、引き続きコールセンターで対応している相談内容の充実と知識の定着を図るため、コールセンターで回答（完結）できるよう更なるFAQ見直しを各課に依頼し、FAQを充実させ、コールセンター完結率65%以上の維持を目指した（コールセンター完結率 令和7年度76.0%、令和6年度69.1%）。 ・コールセンター完結率の更なる向上を目指し、FAQの充実を図るための「FAQソリューション」の導入に向けて調達を開始した。 ・お客様サービスの一層の向上を図るため、職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を実施した（11/27 参加者15名）。 ニ ・普及推進員・特別相談員に対しアンケート調査を実施し、関係団体からの業務運営に対する意見や新規加入者の伸び悩み、広告の印象、業界・業種の状況等の意見を収集・共有し、次年度以降の加入促進対策等に活用する。 ・全国会議（7月）を本部にて対面開催し、知識向上・情報共有を図り、さらに、6グループに分かれてグループディスカッションを行い、加入につながる活動とはどのようなものか、についての討論や、他地域の推進員等の加入促進活動方法等について情報交換を行い、得られた情報をサービス向上や効果的な加入促進活動に繋げる施策を共有した。 ・全国を6グループに分けたブロック会議（オンライン）を開催し、各地域の反応や協力事例等の報告を分析し、上半期に全国展開した特定のターゲット（トラック・運送業界、税理士）に対する加入促進のあり方について議論し、ターゲットとした	・退職金給付にあたり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・コールセンターで対応している相談内容の充実と知識の定着を図りFAQを充実させ、コールセンター完結率を上昇させた（コールセンター完結率 令和7年度76.0%、令和6年度69.1%）。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・普及推進員・特別相談員に対してアンケート調査を実施し、関係団体からの業務運営に対する意見や新規加入者の伸び悩み、広告の印象、業界・業種の状況等の意見を収集し共有した。次年度以降の加入促進対策等に活用	

を行うなど、現況の把握に努め、得られた情報を整理・共有し、より効果的な活動につなげることを。	に努め、掛金の動向や非正規労働者の加入状況等得られた情報を整理・共有し、より効果的な活動につなげる。	回以上、ブロック会議等を開催し、得られた情報をサービス向上や効果的かつ効率的な加入促進活動につなげる。	施したか。	業界の企業へ直接アプローチできるチラシの配布や研修会等での制度説明時間確保の方法等について、どのような方法が効率的・効果的であったかを共有し、引き続き特定のターゲットへのアプローチを継続することを共通認識とした。	する。															
【指標】 毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、事業主の意向や新たな動向等に関する情報を共有し、サービスの向上や加入促進に活用すること。 【目標設定等の考え方】 一般の中小企業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、関係団体等からの意見・要望聴取及び情報交換を毎年度1回以上、事業主の意向や新たな動向等の情報共有を行う普及推進員・特別相談員とのブロック会議等を年7回以上開催し、得られた情報をサービスの向上や加入促進に活用することを指標と	具体的には、毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用する。普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、事業主との対話の材料や業種や規模による関心事・反応の違い等気付きや新たな動向に関する情報等を共有し、加入促進に活用する。	・毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、事業主の意向や新たな動向等に関する情報を共有し、サービスの向上や加入促進に活用すること。	＜定量的指標＞ ・毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、事業主の意向や新たな動向等に関する情報を共有し、サービスの向上や加入促進に活用すること。	<table><tr><td>全国会議</td><td>1回</td></tr><tr><td>北海道・東北ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>北関東・中部ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>北陸・中部ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>中国ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>四国ブロック</td><td>1回</td></tr><tr><td>九州・沖縄ブロック</td><td>1回</td></tr></table> ・令和8年度の加入促進施策に活用するため、普及推進員・特別相談員によるヒアリング・アンケート調査を実施、関係団体からの業務運営に対する意見・要望等を積極的に収集し、共有した。また、令和8年度も継続的に実施する特定のターゲット（トラック・運送業）に直接アプローチできるチラシのデザインの再考を開始した。 ・新たに委嘱した特別相談員・普及推進員のフォローアップとして、職員同行のもと、関係機関等の訪問を行い、今後の活動方法について実地研修を行った。	全国会議	1回	北海道・東北ブロック	1回	北関東・中部ブロック	1回	北陸・中部ブロック	1回	中国ブロック	1回	四国ブロック	1回	九州・沖縄ブロック	1回	・令和8年度の加入促進施策に活用するため、普及推進員・特別相談員によるヒアリング・アンケート調査を実施、関係団体からの業務運営に対する意見・要望等を積極的に収集し、共有した。また、普及推進員・特別相談員については、全国会議及び6グループに分けたブロック会議（計7回）を開催し、各地域の反応や協力事例等の報告を分析し、上半期に全国展開した特定のターゲット（トラック・運送業界、税理士）に対する加入促進のあり方について議論し、ターゲットとした業界の企業へ直接アプローチできるチラシの配布や研修会等での制度説明時間確保の方法等について、どのような方法が効率的・効果的であったかを共有し、引き続き特定のターゲットへのアプローチを継続することを共通認識とした。	
全国会議	1回																			
北海道・東北ブロック	1回																			
北関東・中部ブロック	1回																			
北陸・中部ブロック	1回																			
中国ブロック	1回																			
四国ブロック	1回																			
九州・沖縄ブロック	1回																			

	することとする。 （３）中退共システム再構築 【重要度 高】 【困難度 高】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和７）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組むこと。 システム再構築後に事務効率化の観点からのシステム化を進めること。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図ること。 【指標】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新	（３）中退共システム再構築 【重要度 高】 【困難度 高】 中退共事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行う。この間、想定外の事態にも適切に対応する。 システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和７）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組む。 システム再構築後に事務効率化の観点からのシステム化を進める。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図る。	（３）中退共システム再構築 中退共事業における中退共システムでは、プログラミング言語を刷新するとともに、システム構造を制度改正等に迅速かつ柔軟に対応し得るように見直す再構築プロジェクトを計画通りに完遂する（2026（令和８）年10月1日運用開始）ため、設計・開発業務においては、一連のテスト（連動テスト、システムテスト、受入テスト、強化テスト）のほか、リハーサルを含む本番移行準備、新しいシステム使用のための教育訓練等を実施する。また、システムテスト期間内に情報セキュリティテストを実施する。 2023（令和５）年10月に設計工程を開始し、2024（令和６）年11月に構築した基盤を設計・開発業者に引き渡したシステム基盤構築等業務（システム基盤構築、ツール開発、ハードウェア設置、データセンター等）では、上記のテスト、移行準備の支援を実施	＜評価の視点＞ ・中退共事業における中退共システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に対応するためのシステムの再構築を着実に進めているか。 ・一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発と、機器導入及び新システムへの移行に向けた準備の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態が生じた場合は適切に対応したか。	（３）中退共システム再構築 中退共システム再構築については、システムテスト工程までを令和７年９月に完了させ、10月から受入テスト工程を開始した。また、業務部門を対象に新システム利用に向けた教育訓練を実施した。 受入テスト工程では、業務部門にて各々の業務シナリオに沿ったシステム検証の実施や新しい業務画面の新旧同一性の確認を行うとともに、システム部門ではプログラム修正に係るレビューや受入テストの環境整備、システム運用等を実施した。 こうした中で、システム品質上の課題が顕在化する事態となったことから、受入テスト工程を延伸するとともに、品質管理体制を強化し、プロジェクトを着実に進捗させた。 この間、令和８年９月の最終移行へ向けて、同時期にシステム切り替えを実施する共通基盤システムや他システムを含めた横断的な最終移行計画、コンティンジェンシープランの検討を推進した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・新しい中退共システムの開発・テストを推進するとともに、新システムの円滑な利用開始に向けた業務部門に対する教育訓練等を実施し、再構築プロジェクトを着実に進めた。 ・システムの品質問題が顕在化する想定外の事態となったが、速やかなスケジュールの見直しや品質管理体制の強化を行い、適切に対応した。 令和８年９月の最終移行に向けて、同時期にシステム切り替えを実施する他システムを含めた横断的な最終移行計画や、今後の不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの検討を推進した。	
--	--	--	---	--	---	---	--

	システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。		する。				
	【目標設定等の考え方】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、新システムの運用開始時期及びシステム再構築の過程で必要となる対応を指標として設定することとする。						
	【重要度 高】 一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度を高とする。						
	【困難度 高】 中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることか						

	ら、困難度を高とする。 （４）確実な退職金の支給に向けた取組 未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を行うこと。退職金未請求者へのアンケート調査等により判明した退職金額少額層における手続負担忌避傾向の強まりを踏まえ、手続負担感の軽減を図るため、ホームページにおける支払請求書類作成や、手続の分かりやすい解説の掲載などを実施すること。手続の解説については、利用者の意見等を踏まえ、継続的に改善を行うこと。 【指標】 ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から３年経過後の未請求者数の比率を、毎年度 2.0％以下とすること。 ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を行い、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から３年経過後の未請求者数の比率（年度末値）を毎年度 2.0％以下とする。また、請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合（年度末値）を毎年度 0.5％以下とする。 さらに、退職金未請求者へのアンケート調査等により判明した退職金額少額層における手続負担忌避傾向の強まりを踏まえ、手続負担感の軽減を企図し、ホームページにおける支払請求書類作成や、手続の分かりやすい解説の掲載などを実施する。手続の解説については、	＜定量的指標＞ ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から３年経過後の未請求者数の比率を、毎年度 2.0％以下とすること。 ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から３年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度 0.5％以下とすること。	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 請求権が発生した後３年経過後の未請求者数の比率について、未請求者の多い低額者層に対し、特別対策の範囲を広げて請求要請を実施した。これにより、令和７年度中（請求権が発生した後３年度目）の請求人数は、令和６年度の1,784人を超える2,047人となったものの、令和７年度末（令和４年度退職等）における未請求率は2.07％となった。 請求権が発生した後３年経過後の未請求退職金額の割合についても高額未請求者だけでなくさらに範囲を拡大して追加対策を行ったものの、0.65％となった。 退職後３か月経過後の未請求者に対し、請求書が手元にない場合の手続きにおける負担感軽減のため、本来は共済契約者から受け取る請求書について、９月から被共済者本人からも再発行申出可能とする請求勧奨文に変更し発送した。 退職金額少額者層に対しては、通算希望者が多いことへの対策として、通算手続案内文及び通算申出様式を同封した請求勧奨を追加で行った。 請求手続きをより分かりやすくするため、12月からホームページに請求手続きの流れについての動画を作成し掲載した。	・３年経過後の未請求者数の比率を毎年度 2.0％以下とすることに関しては未請求対象者数の状況を踏まえ、必要と思われるところに追加対策を実施したことにより 2.07％と未達ではあるが直近５年間の中で最も多い人数に支払うことができた。 請求者数 R3： 1,613 人 R4： 1,715 人 R5： 1,615 人 R6： 1,784 人 R7： 2,047 人 ・３年経過後の未請求退職金額の割合を毎年度 0.5％以下とすることに関しては 0.65％と未達であったが、直近５年間の中で最も多額の支払いができた。 退職金支払額 R3： 997 百万円 R4：1,008 百万円 R5：1,179 百万円 R6：1,047 百万円 R7：1,406 百万円 ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 確実な退職金の支給に向けて、原因分析を行い、引き続き未請求者に対する請求手続きの要請を行うなど、状況に応じた取組を行う必要がある。 〈令和６年度業務実績評価結果の反映状況〉	
--	---	--	--	--	---	--

	の未請求退職金額の割合を、毎年度0.5%以下とすること。 〔目標設定等の考え方〕 平成28年の制度改正（企業間通算制度の期間延長（退職後2年以内→3年以内））に伴う未請求率の上昇傾向が緩和し、定常状態に近づいていることから、未請求者数及び未請求退職金額の推移に基づく推計を踏まえ、指標の水準を設定することとする。	利用者の意見等を踏まえ、継続的に改善を行う。 ① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。 イ 共済契約者に対する働きかけ i) 加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを必ず通知するよう要請する。 ii) 年1回、被共済者ごとの「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。 iii) 「被共済者退職届」には被共済者の住所記入が必須であることの周知徹底と、同退職届に当該被共済者の住所を記入しなかった共済契約者への個別協力	① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、2025（令和7）年度においては、以下の取組を行った。 イ 共済契約者に対する働きかけ i) 新規及び追加加入の被共済者に対して、中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を作成、共済契約者に送付し、加入したことを被共済者へ必ず通知するよう要請した。 共済契約者数 10,621所 被共済者数 353,206人 ii) 共済契約者を通じて「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知した。 共済契約者 376,470所 被共済者 3,589,722人 発送日 5/8～5/16 ・年1回共済契約者に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」及び「加入状況のお知らせ」の令和8年度分作成・発送業務について一般競争入札（最低価格落札方式）を行い業者を決定した（10/27、3者応札）。 iii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時に事業所が提出する「被共済者退職届」に必ず住所を記入するよう要請した。この結果、令和7年度末における「被共済者退職届」の住所情報記載比率は、98.26%であった。 また、「被共済者退職届」に住所情報の記入がなかった共済契約者に対し、未請求担当部署を通じて住所等の情報提供を依頼した。	より早い請求対応を促すため、未請求者数が多い10万円～50万円の対象者に対して5月に、500万円以上の対象者には7月に請求勧奨を行った。 さらに未請求者の手続き負担軽減のため、以下の取組を行った。 退職後3か月経過後の未請求者に対し、請求書が手元にない場合の手続きにおける負担感軽減のため、本来は共済契約者から受け取る請求書について、9月から被共済者本人からも再発行申出可能とする請求勧奨文に変更し発送した。 退職金額少額者層に対しては、通算希望者が多いことへの対策として、通算手続案内文及び通算申出様式を同封した請求勧奨を追加で行った。 請求手続きをより分かりやすくするため、12月からホームページに請求手続きの流れについての動画を作成し掲載した。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した（令和7年度：98.26%）。
--	--	--	--	---

		要請により被共済者の住所情報取得を図る。 ロ 退職者に対する働きかけ 未請求者に対し、退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。	し、他部署と連携し個別協力要請により被共済者の住所情報取得を図る。 ロ 退職者に対する働きかけ 未請求者に対し、退職後3か月経過後、2年経過前、2年経過後、3年経過前及び5年経過前のタイミングで請求手続を要請する。なお、前記Ⅲ)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所情報の提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。	＜評価の視点＞ ・退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を実施しているか。	ロ 退職者に対する働きかけ 退職後3か月経過後の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○共済契約者から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報に基づき請求手続を要請した。 ・請求手続要請 28,693人 ○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 609所 1,053人 ・請求手続要請 307人 ○住所等提供依頼をしたが回答のなかった事業所に対して、テレホンアプローチによる住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 223所 454人 ・請求手続要請 19人 退職後2年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○令和5年度退職等の未請求者に請求手続を要請した。 ・請求手続要請 11,312人 ○令和6年度に引き続き、2年経過時点の未請求者を削減するため、例年2年経過後の未請求者に対して行っている分を前倒しして、退職金試算額50万円以上の対象者に請求手続きを要請した。 ・請求手続要請 1,056人 ○令和5年度退職等の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。 ・請求手続要請 1,052人 ○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 36所 37人 ・請求手続要請 14人 退職後3年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○令和4年度退職等の未請求者に請求手続を要請した。 ・請求手続要請 4,532人 ○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 18所 20人 ・請求手続要請 4人 退職後5年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 ○令和2年度退職等の未請求者に請求手続を要請した。 ・請求手続要請 1,995人 年度計画以外の対策として、以下の取組を実施した。 ○令和4年度退職等の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。 ・請求手続要請 524人 ○令和4年度及び5年度退職等の未請求者で令和7年度の対策により請求書を再発行したが、請求手続のない者に対し請求手続を要請した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・退職後3か月経過後、2年経過直前、2年経過後、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続の要請を実施するとともに、テレホンアプローチ等による要請を実施した。 また、例年実施している目標達成のための追加対策をすべて実施したうえで、令和6年度に引き続き令和7年度も、当該年度から2年経過時点の未請求者を削減するため、2年経過後の未請求者に対して請求勧奨要請を追加して行った。	
--	--	---	---	---	---	---	--

		ハ その他の取組 i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより住所情報取得を図る。 ii) 上記取組について、毎年度、成果の検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。 ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。	ハ その他の取組 i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより住所情報取得を図る。また、取得した住所情報を用いて請求手続を要請する。 ii) 上記取組について、成果の検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。 ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。	・請求手続要請 1,123人 ○令和5年度退職等の未請求者で「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 81所 161人 ・請求手続要請 3人 ○令和4年度退職等の未請求者（5万円以上の対象者）に対し手続要請を実施した。 ・請求手続要請 2,006人 ハ その他の取組 i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請した。 ・請求手続要請 254人 ii) 計画の未請求対策に加えて、例年実施している追加対策をすべて実施し、成果の検討を行った上で、さらに追加対策及び前倒しの対策も行った。 ○令和6年度に引き続き、さらなる追加対策として、令和6年度退職等者のうち、請求受付済みのため勸奨状を送っていない者であって、書類不備で回答がないため請求書を返送している者への手続要請（計画で退職後2年経過直前対策として実施）を前倒して実施した。 ・請求手続要請 179人 ○令和4年度退職等で低額未請求者に対し手続要請を実施した。 ・10万円～50万円対象者へ請求手続要請 1,570人 ・1万円～5万円対象者へ請求手続要請 1,474人 ○令和4年度退職等で高額未請求者に対し手続要請を実施した。 ・500万円以上の対象者へ請求手続要請 59人 ○令和4年9月末大口解約のグループ会社に対して、テレホンアプローチにより請求勸奨を依頼。 ・請求手続要請 7所 103人 ② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析 引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行った。		
--	--	---	--	--	--	--

		イ 周知の徹底等 i) ホームページにおける中退共制度加入事業所名検索システムのデータを適宜更新する。 ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起について、内容等の見直しを実施する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。	イ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書で事業所名をホームページの加入事業所名検索システムへ掲載することに承諾を得られた共済契約者の事業所名を適宜更新する。 ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起については、見直しの要否を継続的に検討し、必要があれば見直しを行う。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。	＜評価の視点＞ ・未請求者数縮減のための効果的な周知広報を実施しているか。	イ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、10,457件のうち、承諾を得られた5,690件について共済契約者名を追加掲載した。 【令和7年度末】292,942件 ii) ホームページに掲載している未請求に関する注意喚起については、年間を通してホームページに掲載した。 iii) 「中退共だより24号」にて確実な支給に向けての注意喚起を行った。	＜評価の視点に対する措置＞ ・未請求に関する注意喚起については、ホームページへの年間を通じての掲載により周知を実施するとともに、年1回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」においても周知を行った。 毎年実施している中退共加入企業を対象とした実態調査の調査結果をまとめた概要版（ホームページ上で公表）でも、「加入通知書」等の従業員への配布を促すなど、あらゆる機会を活用して未請求削減に取り組んだ。	
		ロ 調査、分析 共済契約者及び被共済者並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。	ロ 調査、分析 共済契約者及び被共済者並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。	＜評価の視点＞ ・退職金未請求者へのアンケート調査を行い、未請求原因の分析結果を踏まえ、適切に対応しているか。	ロ 調査、分析 未請求者の手続き負担軽減のため、以下の取組を行った。 退職後3か月経過後の未請求者に対し、請求書が手元にない場合の手続きにおける負担感軽減のため、本来は共済契約者から受け取る請求書について、9月から被共済者本人からも再発行申出可能とする請求勧奨文に変更し発送した。 退職金額少額者層に対しては、通算希望者が多いことへの対策として、通算手続案内文及び通算申出様式を同封した請求勧奨を追加で行った。 請求手続きをより分かりやすくするため、12月からホームページに請求手続きの流れについての動画を作成し掲載した。	＜評価の視点に対する措置＞ 未請求者の手続き負担軽減のため、以下の取組を行った。 退職後3か月経過後の未請求者に対し、請求書が手元にない場合の手続きにおける負担感軽減のため、本来は共済契約者から受け取る請求書について、9月から被共済者本人からも再発行申出可能とする請求勧奨文に変更し発送した。 退職金額少額者層に対しては、通算希望者が多いことへの対策として、通算手続案内文及び通算申出様式を同封した請求勧奨を追加で行った。 請求手続きをより分かりやすくするため、	

						12 月からホームページに請求手続きの流れについての動画を作成し掲載した。	
--	--	--	--	--	--	---------------------------------------	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－3	I 退職金共済事業 3 建設業退職金共済事業			
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項	
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）加入促進対策の効果的实施 ① 加入促進対策の実施 ② 加入促進対策の検証と見直し等 ③ 加入目標数 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 47 万 6,000 人以上とすること。 （理由） 建設業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。 【重要度 高、困難度 高】 （2）サービスの向上 ① 電子申請方式の利用促進 ② 業務処理の効率化 ③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 ④ 積極的な情報の収集及び活用 【指標】 中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の 30%以上とすること。 退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 （理由） 建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。 電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指 標	達成目標	令和5年度	6年度	7年度	8年度		9年度		令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
	中期目標期間中の 新規被共済者目標 数	476,000人以上	5年度目標数 99,000人	6年度目標数 97,000人	7年度目標数 95,000人	8年度目標数 人		9年度目標数 人	予算額（千円）	66,773,116	76,228,962	76,212,905		
	新規被共済者数 【達成度】		105,230人 【106.3%】	97,515人 【100.5%】	93,842人 【98.8%】	人 【%】		人 【%】	決算額（千円）	66,087,295	66,826,736	67,068,607		

	中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数の比率	50%以上	-	-	-	-	%		経常費用（千円）	68,935,066	76,609,126	68,683,766		
	同上【達成度】		-	-	-	-	【%】		経常利益（千円）	27,560,673	△13,622,638	3,582,796		
	中期目標期間中に掛金収入額に対する電子申請による掛金の原資となる退職金ポイント額の割合	30%以上	5年度目標6%	6年度目標9%	7年度目標12%	8年度目標%	9年度目標%		行政コスト（千円）	68,935,066	76,609,189	68,686,477		
	同上【達成度】		4.97%【83.3%】	6.40%【75.8%】	9.78%【73.8%】	%【%】	%【%】		従事人員数	59	59	60		
	目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給	100%	100%	100%	%	%							
	加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上	1回	1回	1回	回	回							
	同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【%】	【%】							
	長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済	実施済	実施済									
	中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	令和4年度末361,995人	-	-	-	-	令和9年度末人減少（人）							
	長期未更新者のうち住所情報把握者に係る前中期目標期間の終了時からの減少率【達成度】	15%以上減少	-	-	-	-	%減少【%】							
	新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに減少させる【達成度】	13,000人以下	-	-	-	-	人【%】							

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 建設業退職金共済事業	3 建設業退職金共済事業	3 建設業退職金共済事業		3 建設業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 加入促進対策の効果的実施については、効率的かつ効果的な加入促進対策として、関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。加えて、令和7年度は広報活動の一環として、ファミリーマートのFamilyMartVisionを活用し15秒の制度紹介動画を放映し労働者に向けて広く広報の実施を行った。さらに建退共各都道府県支部や元請企業、団体等と連携し建退共制度及び電子ポイント方式に関する説明会を全国規模で開催するなど、制度の普及及び加入勧奨に努めた結果、加入目標95,000人に対し、加入実績93,842人（年度目標達成率98.8％）となった。 共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイトの機能改善を行い、2025年(令和7年)9月22日から新システムを稼働させた。また、電子ポイント方式の普及に向けて「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業DX推進型」の4つの枠組みを活かし、各所に合わせたアプローチを柔軟に実施した。	評定 B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 「加入促進対策の効果的な実施」について、関係官公庁及び関係事業主団体等の協力を得て加入勧奨を行ったが、目標を下回る結果となった。 「サービスの向上」について、退職金ポイントの掛金納付率に係る指標は、目標を下回る結果となったものの、共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイトの機能改善を行い、令和7年9月22日から新システムを稼働させた。また、電子ポイント方式の普及に向けて「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業DX推進型」の4つの枠組みを活かし、各所に合わせたアプローチを柔軟に実施した。さらに、退職金ポイント還元キャンペーンを行うなどの取組により退職金ポイントの掛金納付率は増加傾向にある。 そのほかの指標については目標を達成した。 <業務運営上の課題及び改善方策> 加入促進対策について、状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。また、電子ポイント方式のさらなる普及拡大に向けて、推進アドバイザーの設置、上記の4つの枠組みを活用した取組やシステム改修等を継続して行うなど、これまで以上に電子ポイント方式の普及促進を図ることが必要である。	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	加入者数（推計値）を基礎として、建設技能労働者数（推計値）及び2023（令和5）～2027（令和9）年度の各年度における建設技能労働者の増減率（推計値）を踏まえ、建設業における事業主の加入状況等も考慮し、指標の水準を設定することとする。 ※新規加入者数（推計値） 2022（令和4）年度：100,116人 【重要度 高】 建設業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページ等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。 ii) 関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 iii) 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの「掛金	i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部、相談コーナーに備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報をするとともに、ホームページ及び業界専門紙において、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を行った。 また、令和6年度に続きポスター・パンフレット類の印刷物の調達を一括で行い、デザイン等の統一化を図るとともに、各広報資料に使用することで視覚的に建退共の広報資料であると分かるような取組を行った。（5月28日 委託業者決定） - パンフレット 384,474部 「建退共制度のあらまし」（外国語版含む） 42,057部 「建設行事業主の方へ」 81,539部 「共済契約者のみなさま」 918部 「建設現場で働く方へ」 106,886部 「制度の手引き」 2,035部 「電子申請リニューアル周知チラシ」 139,051部 - ポスター 11,988部 - HPに「建設業退職金共済事業月報」を毎月1回掲載 - HPにおける質問への回答 1,125件 - HPアクセス件数（トップページ） 1,891,981件 あわせて、機構のSNSによる制度の周知広報を実施した。 - 掲載回数 Instagram 6回、X（旧Twitter） 6回 計 12回 - さらに、引き続き制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信した。 - 制度説明動画 19,917件 - 就労実績報告作成ツール操作動画 23,048件 - 電子ポイント方式導入関係動画 12,896件 - バナー広告：他のHPからのアクセス件数 9,189件 その他、（一財）建設業振興基金経営基盤整備支援センターが発行する、建設産業の魅力や担い手確保に関する取り組みを定期的に紹介する「人材協定期便」について、労働者用チラシを掲載し建設系学科を設置している工業高校、農業高校に向けて発送した。 - 労働者用チラシ 2,101部 ii) 関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 - 広報記事の掲載依頼（8/8） 1,789箇所（うち記事の掲載151箇所） - 広報資料の窓口備え付け依頼（9/16） 3,037箇所（うち備え付け119箇所） また、（一財）建設業振興基金の協力により、建設キャリアアップシステム（CCUS）（以下「CCUS」という。）登録事業者に対し加入促進文書とパンフレットを送付した。（7/31 45,818件） 加えて、ハローワークと各職業能力関連施設等にCCUSと合同でパンフレット設置依頼し、あわせて、制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信した。 - パンフレット設置依頼件数 664箇所 - YouTube アクセス件数 14,749件【再掲】 iii) 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの「掛金収納書」及び「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の徴収並びに「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」の提示の要請を行い、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設技能労働者への制度普及を行った。	・Web開催 24回 出席者数 1,632人	
--	---	--	--	-----------------------------------	--

	収納書」及び「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の徴収並びに「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」の提示の要請を行うとともに、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設技能労働者への制度普及を行う。 iv) マスメディアを活用した退職金共済制度及び電子申請方式の周知広報を集中的に実施する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等の対応を行う。 ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ずとるよう要請する。	収納書」及び「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の徴収並びに「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」の提示の要請を行うとともに、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設技能労働者への制度普及を行う。 iv) マスメディアやWe b 広告等を活用した退職金共済制度及び電子ポイント方式（令和6 事業年度計画等における「電子申請方式」をいう。以下同じ。）の周知広報を集中的に実施する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等の対応を行う。 ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ずとるよう要請する。特に建設キャリアアップシステム（CCUS）との連携を進める中で民間工事を含めた加入勧奨を行う。	・各都道府県支部へ普及促進措置の励行及び実施の要請 (9/26) ・都道府県・市区町村へ制度の普及徹底・適正履行確保要請 (9/26) 1,788 箇所 iv) マスメディアやWe b 広告を活用した退職金共済制度及び電子ポイント方式（令和6 事業年度計画等における「電子申請方式」をいう。以下同じ。）の周知広報を実施した。 ・朝の時間帯にファミリーマートの FamilyMartVision において建設業従事者向けに制度を周知（10/14～10/27） ・業界新聞（4 社）へ電子ポイント方式広告による加入勧奨（11、12 月）4 紙× 2 月分の計 8 回 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等の対応を行った。 ・相談対応件数：5,724 件 ii) CCUS との連携を進める中で民間工事を含めた加入勧奨を行う。 ・（一財）建設業振興基金の協力により、CCUS 登録事業者に対し加入促進文書とパンフレットを送付（7/31 45,818 件）。【再掲】 元請事業主等に対し、建退共制度の普及協力依頼をいただくよう文書にて協力を要請し、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ずとるよう要請することを検討。 ・元請事業主（大手） 30 社（10/14） ・パンフレット配布 <table><tr><td>「建退共制度のあらまし」</td><td>3 社</td><td>1,510 部</td></tr><tr><td>「建設事業主の方へ」</td><td>2 社</td><td>130 部</td></tr><tr><td>「電子申請リニューアル」</td><td>3 社</td><td>1,860 部</td></tr><tr><td>「ポスター」</td><td>5 社</td><td>288 部</td></tr></table> ・PDF 送信 <table><tr><td>「建退共制度のあらまし」</td><td>3 社</td><td>217 所</td></tr><tr><td>「建設事業主の方へ」</td><td>4 社</td><td>317 所</td></tr><tr><td>「電子申請リニューアル」</td><td>4 社</td><td>317 所</td></tr></table>	「建退共制度のあらまし」	3 社	1,510 部	「建設事業主の方へ」	2 社	130 部	「電子申請リニューアル」	3 社	1,860 部	「ポスター」	5 社	288 部	「建退共制度のあらまし」	3 社	217 所	「建設事業主の方へ」	4 社	317 所	「電子申請リニューアル」	4 社	317 所		
「建退共制度のあらまし」	3 社	1,510 部																								
「建設事業主の方へ」	2 社	130 部																								
「電子申請リニューアル」	3 社	1,860 部																								
「ポスター」	5 社	288 部																								
「建退共制度のあらまし」	3 社	217 所																								
「建設事業主の方へ」	4 社	317 所																								
「電子申請リニューアル」	4 社	317 所																								

				「ポスター」 3 社 217 所	
	iii) 機構内及び外部データを用いて未加入事業主を抽出・検証し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。	iii) 機構内及び外部データを用いて未加入事業主を抽出・検証し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。 ・建設業許可業者リスト（経営事項審査受審業者リストを含む）を基に「未加入業者検索システム（建設業許可業者・経営事項審査受審業者）」により未加入業者を抽出し、ダイレクトメールにより加入勧奨を行う。 iv) 外国人労働者に対する加入勧奨 ・建設キャリアアップシステム及び一般社団法人建設技能人材機構（JAC）と連携しながら、建退共制度に未加入の外国人労働者を雇用している事業主に対し加入勧奨を行う。	iii) 機構内及び外部データを用いて未加入事業主を抽出・検証し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講じた。 ・（一財）建設業振興基金の協力により、CCUS登録事業者に対し加入促進文書とパンフレットを送付。（7/31 45,818 件）【再掲】 CCUS登録事業所に対して、所属技能者の建退共被共済者情報の適切な登録依頼とともに未加入事業所については建退共制度加入の案内を行った。 ・今後は、従来からの加入促進対策の見直しを含めてより効率的かつ効果的な方法を検討していく。 加入促進対策委員会の委員から、ダイレクトメールの費用対効果や紙で送付することによる環境問題の指摘を踏まえ、令和6年度から段階的に広告代理店に委託をし、インターネット等を通じた広報・周知を積極的に実施しているところ、郵便料金が値上げしたため、ダイレクトメールによる加入勧奨に代わり、インターネットを活用した加入促進を一層進めていくこととし、令和7年度に建退共HPリニューアル、オンライン申請可能な手続きの範囲を拡大した。 また、CCUSとの連携を進める中での民間工事を含めた加入勧奨、一般社団法人建設技能人材機構（JAC）（以下「JAC」という。）と連携しながら、未加入の外国人労働者を雇用している事業主に対して実施した加入勧奨を新しく実施している。 iv) 外国人労働者に対する加入勧奨 ・CCUS及びJACと連携しながら、建退共制度に未加入の外国人労働者を雇用している事業主に対し加入勧奨を行うため、外国人労働者に向けた英語による制度紹介ページを作成し、ホームページに掲載するとともに、JAC会員企業向け発送文書に外国人労働者を雇用している事業主向けチラシを同封して発送した（5/31 16,860 件）。 加えて、JAC主催の第11回通常総会において、建退共制度の周知を行った（10/28）。		
	ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。	ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係機関等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 i) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要	ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 一般社団法人建設産業専門団体連合会主催の「令和7年度一般社団法人建設産業専門団体連合会 全国大会」（11/13 開催）において、加入勧奨等を行った。 ・協賛名義使用の許可を取得（9/16） ・資料への広告掲載を依頼（10/6） ・パンフレット配布（10/16） 「建退共制度のあらまし」 500 部 「電子申請リニューアル周知チラシ」 500 部 i) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した（192 回）。 ・JAC主催の第11回通常総会において、建退共制度の周知を行った（10/28）。 【再掲】		

		請する。 ii) 都道府県、市区町村が開催する各種会議において、制度内容、加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。 iii) 厚生労働省、都道府県労働局及び国土交通省が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。											
	ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行う。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料を作成、配布する。 ii) 退職金共済制度の普及推進等にご貢献のあった者に対する理事長表彰を実施する。 iii) 全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	ii) 都道府県、市町村が開催する各種会議において、制度内容、加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請をした（19 回）。 iii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した（13 回）。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行った。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 <table><tr><td>ポスター、パンフレット配布</td><td></td></tr><tr><td>「建退共制度のあらまし」</td><td>11,330 部</td></tr><tr><td>「労働者用チラシ」</td><td>415 部</td></tr><tr><td>「建退共ポスター」</td><td>10,930 部</td></tr></table> ii) 退職金共済制度及び電子ポイント方式の普及推進等にご貢献のあった者に対する理事長表彰の対象者を決定し、本部推薦を含めた企業・事業所に表彰状並びに記念品を贈呈した。 ・92 事業所 iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。 ・加入促進強化月間実施要綱 10,905 部配布 ・厚生労働省宛後援名義使用許可願（6/18） ・国土交通省宛後援名義使用許可願（7/2） ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付（9/1） ・職業訓練校・工業高等学校への制度周知依頼（9/1） ・業界団体専門誌広告掲載 15 回 ・業界新聞（4 社）へ加入促進強化月間広告の掲載（10/1） ・業界新聞（4 社）へ電子ポイント方式の広告を掲載（11、12 月）【再掲】 また、ホームページに特設サイトを設置し、退職金共済制度及び電子ポイント方式の周知広報を実施、さらに、未加入事業主に向けた 15 秒動画をホームページ及び SNS	ポスター、パンフレット配布		「建退共制度のあらまし」	11,330 部	「労働者用チラシ」	415 部	「建退共ポスター」	10,930 部		
ポスター、パンフレット配布													
「建退共制度のあらまし」	11,330 部												
「労働者用チラシ」	415 部												
「建退共ポスター」	10,930 部												

		iv) 厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催し、専門工事業団体等に対し、退職金共済制度の普及及び加入促進等について協力依頼を行う。 v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進を依頼する。あわせて、工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備付け・配布及び建退共現場標識の掲示を依頼する。 vi) 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。		で配信し、全国的な周知広報を展開した。 iv) 厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 開催日 10/3（関係団体 60 団体中、28 団体出席） 依頼事項 ・加入促進活動について ・電子申請専用サイトのリニューアルについて ・電子ポイント方式におけるインセンティブ付与について あわせて、専門工事業団体の協力を得られるよう、制度普及促進及び未加入事業所に対する加入勧奨協力依頼文書を送付した。 ・要請件数 30 社（10/14） v) 元請事業主に対し未加入下請事業主への加入指導及び事務受託の推進を依頼した。あわせて、工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備え付け・配布のための周知依頼を行い、備え付け・配布を行った。 ・「建設現場で働く方へ」 6,388 部 vi) 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施した。 ・業界専門紙（4 社）への掲載依頼 加入促進強化月間広告及び電子ポイント方式の普及促進に貢献のあった大手企業に理事長表彰を実施し、トップインタビュー記事を掲載（10/1）。	
	② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。	② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見等も積極的に収集し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。	② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策委員会を四半期ごとに開催し、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証を行った。 第 1 回加入促進対策委員会（6/5） ・加入促進及び履行確保活動について ・電子ポイント方式の利用促進に関する活動について 第 2 回加入促進対策委員会（9/5） ・次期電子申請システムの概要 ・システム移行期間における就労実績報告作成ツールを利用した掛金納付の操作方法について ・CCUS との連携強化の概要 第 3 回加入促進対策委員会（12/15） ・「建退共制度検討会議報告書」を送付し、第 4 回加入促進対策委員会に意見等を頂戴することを依頼。		

					第４回加入促進対策委員会（2/9） ・加入促進及び履行確保活動について ・建退共制度検討会議報告書について ・電子ポイント方式の利用促進に関する活動について		
	③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び建設業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を47万6,000人以上とする。	③ 加入目標数 2025（令和7）年度における新たに加入する被共済者数を9万5,000人以上とする。	③ 加入目標数 令和7年度の加入目標95,000人に対し、加入実績93,842人（年度目標達成率98.8%）となった。	③ 加入目標数 令和7年度の加入目標95,000人に対し、加入実績93,842人（年度目標達成率98.8%）となった。	③ 加入目標数 令和7年度の加入目標95,000人に対し、加入実績93,842人（年度目標達成率98.8%）となった。		
（２）サービスの向上 【重要度 高】 【困難度 高】	（２）サービスの向上 【重要度 高】 【困難度 高】	（２）サービスの向上	（２）サービスの向上	（２）サービスの向上	（２）サービスの向上		
① 電子申請方式の利用促進 確実な掛金納付・退職金支給、共済契約者の事務負担の軽減等を図ることを目的として導入した電子申請方式について、建設キャリアアップシステム（CCUS）とのデータ連携や、オンライン申請機能・メニューの充実・改善を行うことにより、一層の利用促進を図ること。	① 電子申請方式の利用促進 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子申請方式の一層の利用促進を図る。 具体的には、事業者向けだけではなく、事業者の協力会社や工事発注者、労働関係団体などニーズに応じたオーダーメイド型の説明会の開催、電子申請専用の相談窓口を設け集中的に普及促進を図るモデル地区の設置、既存の共済契約者に対し、電子申請方式の利用者IDを交付するような仕組みの構築をするととも	① 電子ポイント方式の利用促進等 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子ポイント方式の一層の利用促進を本部及び支部相互に連携し図る。	① 電子ポイント方式の利用促進 ＜評価の視点＞ ・建退共制度における確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子ポイント方式の一層の利用促進を本部及び支部相互に連携し図ったか。	① 電子ポイント方式の利用促進 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイトの機能改善を行い、2025年（令和7年）9月22日から新システムを稼働させた。 また、電子化に慎重な事業者や、電子化困難な事業所等については、より手厚いフォローアップが必要なことから、そのための支援メニューや支援体制の整備について検討を始めた。 その他、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業DX推進型」の4つの枠組みを活かした取り組みは、以下のとおり。 【金融機関サポート型】 ・金融機関において電子ポイント方式のパンフレット設置（全22行） ・常陽銀行と共催で掛金納付電子化セミナーを実施（全4回） 【発注者推奨型】 ・地方整備局が主催したCCUS処遇改善推進協議会において、電子ポイント方式のメリット等を説明し、発注者側の理解を深めてもらうとともに電子ポイント方式の推奨を依頼した。 - 中部地方整備局（1/30） - 東北地方整備局（2/12） - 中国地方整備局（2/16） - 関東地方整備局（2/19） 【地域企業リーダーシップ型】 ・宮城県庁、東北地方整備局、および宮城県建設業協会を訪問し電子ポイント方式の協力を依頼 ・宮城建設女性の会の会員等へ電子化セミナーの開催を実施（3/10）	① 電子ポイント方式の利用促進 ＜評価の視点に対する措置＞ ・事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。 ・通常開催26回（対面0回/Web19回/対面+Web7回）出席者数1,953名 ・支部独自開催36回（対面33回/Web1回/対面+Web2回）出席者数894名 ・元請企業・団体開催6回（対面0回/Web4回/対面+Web2回）出席者数200名		

	に、申請件数の多い共済手帳の更新手続等について、オンラインを活用した仕組みで申請するシステムの構築を目指す。 あわせて共済契約者が保有する建設業許可番号等を活用することで、共済契約者の住所等の変更手続のワンストップ化を図る。 さらに、建設キャリアアップシステム（CCUS）との更なる連携強化や就労実績報告作成ツールの機能改善を図る。 以上の取組により、中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録（ログイン）を行う共済契約者数を半数以上とするとともに、電子申請方式による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額（※）の30%以上とする。 （※掛金収入額とは共済証紙と退職金ポイントの額を合算したもの）	イ 事業者向けだけではなく、事業者の協力会社や工事発注者、労働関係団体などの説明会参加対象者に対し、電子ポイント方式の概要や基本的な操作のほか、元請下請間の事務負担の軽減を図るため建設キャリアアップシステムとのデータ連携など、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催する。 ロ 電子ポイント方式の普及促進を図るモデル地区において、同方式の普及促進活動を集中的に実施した2024（令和6）年度の実績を踏まえて効果検証を行い、更なる効果的な電子ポイント方式の利用促進策を検証する。 ハ 事務手続についても、より分かりやすく、かつ使いやすいオンラインを活用した仕組みで申請するシステムを導入する。 ニ 電子申請専用サイトにおいて	・奈良県建設業協会において電子化セミナーの開催に係る説明を実施（2/19） 【大手企業DX推進型】 ・大手特別共済契約者に対し、訪問等により電子ポイント方式の利用促進及び導入を依頼 ・電子ポイント方式未導入の大手特別共済契約者にヒアリングを行い、導入に向けた課題及び対策についての認識を共有 ・既に電子ポイント方式を導入している大手特別共済契約者に対し、導入までの経緯や取組及び現在の課題等についてヒアリングを実施 イ 事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。 <table><tr><td>・ 通常開催</td><td>26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回）</td></tr><tr><td>出席者数</td><td>1,953 名</td></tr><tr><td>・ 支部独自開催</td><td>36回（対面 33回/W e b 1 回/対面+W e b 2 回）</td></tr><tr><td>出席者数</td><td>894 名</td></tr><tr><td>・ 元請企業・団体開催</td><td>6 回（対面 0 回/W e b 4 回/対面+W e b 2 回）</td></tr><tr><td>出席者数</td><td>200 名</td></tr></table> （電子ポイント方式利用促進のためのモデル地区における取組） ロ 2024（令和6）年度の実績を踏まえて効果検証を行い、電子ポイント方式の更なる普及促進を図る為、また同方式の普及促進活動を集中的に実施することを目的とし、外部のコンサルティング会社に協力を仰ぎ、モデル地区の再選定に向けて打ち合わせを行い、効果的な電子ポイント方式の利用促進策を検討した。 ハ 令和7年9月22日にリニューアルされた電子申請専用サイトにおいて、ユーザーが見やすかつ使いやすくする他、簡易的なエラーチェックを実施した上でオンライン申請ができるようにする等機能を備えた上で、9月30日からすべての手続きについて、オンライン申請を可能とした。 （電子ポイント方式利用促進のためのシステム改善） ニ 共済契約者からの意見を踏まえ、利便性の向上及び処理の迅速化を実現するための機能改善を行い、2025年（令和7年）9月22日から新システムを稼働させた。	・ 通常開催	26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回）	出席者数	1,953 名	・ 支部独自開催	36回（対面 33回/W e b 1 回/対面+W e b 2 回）	出席者数	894 名	・ 元請企業・団体開催	6 回（対面 0 回/W e b 4 回/対面+W e b 2 回）	出席者数	200 名	＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 電子ポイント方式のさらなる普及拡大に向けて、上記の4つの枠組みを活用した取組やシステム改修等を継続して行うなど、これまで以上に電子ポイント方式の普及促進を図ることが必要である。 ＜令和6年度業務実績評価結果の反映状況＞ 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイトの機能改善を行い、2025年（令和7年）9月22日から新システムを稼働させた。また、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業DX推進型」の4つの枠組みを活かした取り組みを実施した。さらに、電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策として、令和7年10月1日から「退職金ポイント還元キャンペーン」を実施しポイント還元額は約4,900万円となり、還元キャンペーン中に初めて退職金ポイントを購入した共済契約者
・ 通常開催	26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回）															
出席者数	1,953 名															
・ 支部独自開催	36回（対面 33回/W e b 1 回/対面+W e b 2 回）															
出席者数	894 名															
・ 元請企業・団体開催	6 回（対面 0 回/W e b 4 回/対面+W e b 2 回）															
出席者数	200 名															

		は、共済契約者からの意見を踏まえ、2025（令和7）年秋のリプレースに向けて利便性の向上及び処理の迅速化を実現するための機能改善を行う。 また、デモサイトを用いた操作説明会を開催するなど、リプレースに合わせて支部及び共済契約者に周知を図る。		主な改善点は以下のとおり。 ・就労報告からポイント充当処理までをWEB上で完結 ・CCUSの工事情報及び就労報告の連携をWEB上で完全連携 ・就労報告及びCCUS連携における処理完了までの期間を短縮 また、CCUSとの更なる連携強化を図るため、CCUSを運営する（一財）建設業振興基金との連携会議を定期的に実施した。 事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。【再掲】 <table><tr><td>・通常開催</td><td>26回（対面 0回/WEB 19回/対面+WEB 7回） 出席者数 1,953名</td></tr><tr><td>・支部独自開催</td><td>36回（対面 33回/WEB 1回/対面+WEB 2回） 出席者数 894名</td></tr><tr><td>・元請企業・団体開催</td><td>6回（対面 0回/WEB 4回/対面+WEB 2回） 出席者数 200名【再掲】</td></tr></table> ホ 電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策として、令和7年10月1日から「退職金ポイント還元キャンペーン」を以下のとおり実施した。 ・対象期間 令和7年10月から令和8年3月 ・対象者 退職金ポイント購入を行った全ての共済契約者 ・ポイント還元率 対象期間内に購入された退職金ポイントの2%（CCUSとのデータ連携を行う工事においては5%） ポイント還元額は約4,900万円となり、還元キャンペーン中に初めて退職金ポイントを購入した共済契約者は401社となった。 以上の取組により、掛金収入額に対する電子ポイント方式による掛金の原資となる退職金ポイントの割合は、令和7年度3月時点において9.78%となった。	・通常開催	26回（対面 0回/WEB 19回/対面+WEB 7回） 出席者数 1,953名	・支部独自開催	36回（対面 33回/WEB 1回/対面+WEB 2回） 出席者数 894名	・元請企業・団体開催	6回（対面 0回/WEB 4回/対面+WEB 2回） 出席者数 200名【再掲】	は401社となった。
・通常開催	26回（対面 0回/WEB 19回/対面+WEB 7回） 出席者数 1,953名										
・支部独自開催	36回（対面 33回/WEB 1回/対面+WEB 2回） 出席者数 894名										
・元請企業・団体開催	6回（対面 0回/WEB 4回/対面+WEB 2回） 出席者数 200名【再掲】										
② 業務処理の効率化 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要	② 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の	② 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、本部・支部の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の	＜定量的指標＞ ・2025（令和7）年度中に電子ポイント方式による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の12%以上とする。（※掛金収入額とは共済証紙と退職金ポイントの額を合算したもの）	② 業務処理の効率化 イ 加入者が行う諸手続について、簡易・迅速に行えるように、9月30日から全ての手続きにおいてオンライン申請が可能となったことに伴い、各都道府県支部へオンライン申請の利用手順についての説明会を行った。	・各都道府県支部及び大手共済契約者の協力のもと、電子ポイント方式の利用促進等に向けた説明会を実施したこと等により、掛金収入額に対する電子ポイント方式による掛金の原資となる退職金ポイントの割合は、令和7年度3月時点において9.78%となった。						

	に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	再点検を行い、見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページや電子申請専用サイトから簡易・迅速に行うことを検討、実施する。	の再点検を行い、今後、ホームページや電子申請専用サイトから加入者が行う諸手続について、簡易・迅速に行えるように検討、実施する。	事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。		に伴い、各都道府県支部へオンライン申請の利用手順についての説明会を行った。	
		ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	＜定量的指標＞ ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。	ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討するために、コンサルティング業者との契約を締結した。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給した。	・退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給した。	
	③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点から、ホームページや電子申請専用サイトの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。	③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続きサービスの向上を図る。 また、制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ掲載の Q & A に反映する。	③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。特に電子ポイント方式に係る相談等については、専用のコールセンターによりきめ細やかな対応を行う。 また、制度・手続に関する照会等について回答の標	＜評価の視点＞ ・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。	③ 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等に対する個別の相談業務については、電話及びコールセンターによりきめ細やかな対応を行った。 相談対応件数： 5,724 件【再掲】 コールセンター件数： 28,418 件 ホームページの Q & A 件数：1,083 件	＜評価の視点に対する措置＞ ・ホームページのコンテンツ作成業務を調達し、ホームページのリニューアルに向けて各課担当者で構成するプロジェクトチームによる全面的コンテンツの見直しを経て令和 8 年 3 月 25 日にリニューアル版のホームページを公開した。 また、加入者等に対する個別の相談業務については、電話及びコールセンターによりきめ細やかな対応を行った。	

			準化を図り、ホームページ掲載のQ & Aに反映する。				
		ロ 加入者等の手続に係るユーザビリティの改善及び視認性の向上のため、ホームページの再構築を行う。 また、アクセスユーザーのニーズを収集・分析することにより、ホームページの内容の充実化、効果的かつ戦略的な加入促進対策につなげる。	ロ 令和6年度に実施したニーズの分析及びコンテンツの見直し等の調査検討業務において確定した方針やサイト構成などを踏まえ、電子申請専用サイトのリブレース時期に合わせてホームページの再構築を行う。		ロ ホームページのコンテンツ作成業務を調達し、ホームページのリニューアルに向けて各課担当で構成するプロジェクトチームによる全面的コンテンツの見直しを経て令和8年3月25日にリニューアル版のホームページを公開した。		
		ハ 電子申請専用サイトにおいては、連絡通知機能を使って、共済契約者に対し迅速な情報提供を行うとともに、共済契約者からの意見や要望をとりまとめ、分かりやすく、かつ使いやすいシステムに改善していくことで利便性の向上に努める。	ハ 電子申請専用サイトにおいては、連絡通知機能を使って、共済契約者に対し迅速な情報提供を行うとともに、共済契約者からの意見・要望をとりまとめ、分かりやすく、かつ使いやすいシステムに改善していくことで利便性の向上に努める。		ハ 電子申請専用サイトの連絡機能を使って、共済契約者に対し迅速な情報提供を行った。 また、共済契約者からの意見や要望をとりまとめ、電子申請専用サイトの改修に反映させた。 さらに、電子ポイント方式専用のコールセンターを通じて受けた要望等を、システムの改善及びホームページ掲載の各種マニュアルに反映させるなど、利便性の向上に努めた。		
	④ 積極的な情報の収集及び活用	④ 積極的な情報の収集及び活用	④ 積極的な情報の収集及び活用		④ 積極的な情報の収集及び活用		
	加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建設業退職金共済事業の運営に反映させることに	イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。	イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見等を聴取する。		イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。 ・中退共・特退共合同参与会（9/1、3/26） ・運営委員会・評議員会（6/27、3/13） ・財務問題・基本問題検討委員会（6/27、11/18）		

	より、当該事業の改善を図ること。 【指標】 ・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 ・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 【目標設定等の考え方】 ・電子申請方式の利用の現状を踏まえつつ、既存の契約者に対して電子申請方式の利用者IDを交付する仕組みを構築することを通じて利用促進を図ること等を考慮し、指標を設定する。 ※電子申請専用サイトログイン率4.9%、掛金収入額における	ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整理・分析するとともに、毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望及び各種統計等の情報を整理・分析する。その結果を踏まえて対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。 ハ アクセスマーザーのニーズを収集・分析することにより、ホームページの内容の充実化、効果的かつ戦略的な加入促進対策につなげる。 【再掲】	ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整理・分析するとともに、加入者、関係団体等の意見・要望及び各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 ハ 令和6年度に実施したニーズの分析及びコンテンツの見直し等の調査検討業務において確定した方針やサイト構成などを踏まえ、電子申請専用サイトのリブレース時期に合わせてホームページの再構築を行う。 【再掲】	＜定量的指標＞ ・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 ＜評価の視点＞ ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。	ロ 加入状況、退職金支払状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・事業月報（毎月） ・事業年報（10月） また、令和7年3月の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において、建設労働者等の技能レベル等に応じた処遇改善に資するよう、複数掛金制度のあり方についても検討を進め、退職金額の水準の向上等を図ることとされたことを受け、令和7年4月に建退共制度検討会議を理事長の検討会として設置し、計4回にわたる議論を経て、複数掛金制度、民間工事への普及拡大、電子化の推進について報告書を取りまとめた。当該報告書については厚生労働省に提出するとともに、ホームページ等で公表した。 建退共制度検討会議（4/25、5/29、6/24、9/19） ハ ホームページのコンテンツ作成業務を調達し、ホームページのリニューアルに向けて各課担当者で構成するプロジェクトチームによる全面的コンテンツの見直しを経て令和8年3月25日にリニューアル版のホームページを公開した。【再掲】	・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った結果、各機関と調整を行った。	
--	---	---	---	---	---	--	--

退職金ポイントの額の比率 3.1％（2022（令和4）年12月現在） ・前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標として設定することとする。 ※前中期目標期間（2018（平成30）～2022（令和4）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（業務日）22日 ・建設業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。 【重要度 高】 建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。 【困難度 高】 電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るもの							
--	--	--	--	--	--	--	--

	の、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。						
							</

	被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。					
	イ 加入者全体を対象とした取組	イ 加入者全体を対象とした取組		イ 加入者全体を対象とした取組		
	i) 新規加入時及び共済手帳更新時に被共済者の住所把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。	i) 新規加入時及び共済手帳更新時に被共済者の住所把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。		i) 新規加入時及び共済手帳更新時に被共済者の住所把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 通知件数 93,842 人 更新件数 619,284 件		
	ii) 加入者、退職者に加え、住所把握した長期未更新者等についても名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、追加支給等を行い、退職金の支給漏れを防止する。	ii) 新規加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、追加支給等を行い、退職金の支給漏れを防止する。	<評価の視点> ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。	ii) 新規加入者及び退職者に対する重複チェックを行った。 ・被共済者の加入時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者には重複可能性調査票を送付し、重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは、これを解消した。 (新規加入者に対する重複チェック) 令和7年度新規加入者 93,842 人 うち重複加入者 1,643 人 ・被共済者の退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者には就労事業所調査書を送付し、重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは追加支給を行った。 (退職者に対する重複チェック) 令和7年度退職者 61,451 人 うち追加支給者 332 人 支給額 60,705 千円	<評価の視点に対する措置> ・被共済者の加入時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは、これを解消した。 また、被共済者の退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止した。 (退職者に対する重複チェック) 令和7年度退職者 61,451 人 うち追加支給 332 人 支給額 60,705 千円	
	iii) 工事現場における「建退共現場標識」、ハローワークや各種説明会等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう注意喚起を行う。	iii) 工事現場における「建退共現場標識」、ハローワークや各種説明会等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう注意喚起を行う。		iii) 公共事業発注機関に対し、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底に関する指導要請を行った。 ・都道府県・市区町村へ制度の普及徹底・適正履行確保要請(9/26) 1,788箇所 【再掲】 また、事業主団体の広報誌等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう注意喚起を行った。 「全建ジャーナル」ほか5誌に19回掲載		
iv) マスメディアを活用した退職金請求に関する広報を実施し、フリーダイヤルにて問合	iv) テレビ、新聞などマスメディアを活用した退職金請求に関する広報を実施し、フリー	・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し	iv) 長期未更新者の削減策としてマスメディアを活用した広報を実施した。 ・岐阜新聞(8/27) ・福島民報(9/22) ・福島民友新聞(9/22) ・北海道新聞(11/7)	・重複加入が疑われる被共済者に対し加入時には重複可能性調査票を送付し、退職時には		

	せを受け付け、退職金の有無に関する調査を実施する。 ロ ターゲットを特定した取組 i) 共済手帳の未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワークシステム等も活用しながらその住所把握に努め、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ii) i) の要請から2年経過した時点で手続を行っていない者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう再度要請する。 iii) 長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要	ダイヤルにて問合せを受け付け、退職金の有無に関する調査を実施する。その結果を踏まえ、退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ロ ターゲットを特定した取組 i) 共済手帳の未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワークシステム等も活用しながらその住所把握に努め、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう再度要請する。 ii) i) の要請(2023(令和5)年度実施)から2年経過した時点で手続を行っていない者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう再度要請する。 iii) 長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要	注意喚起を実施しているか。 ・マスメディア等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。	・北國新聞 (12/1) ロ ターゲットを特定した取組 i) 共済手帳の未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワークシステム等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した。 長期未更新者調査(令和3年度に共済手帳の更新が行われた者のうち、令和6年度末に至るまで共済手帳の更新が行われていない者を対象)を実施し、調査対象被共済者23,379人のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者9,529人(納付実績24月以上)に対し、退職金請求手続の要請等(1/13)を行うとともに、電子申請システムの連絡通知機能を活用し、共済契約者に対し長期未更新者調査等実施の周知要請を行った(5/28・6/3・6/24・6/25)。 ・手帳更新した者 3,349人 ・退職金請求した者 1,810人 ・就労中と確認できた者 3,645人 ・住所不明の者 121人 ・動きのない者 14,454人 ii) i) の要請(令和5年度実施)から2年経過した時点で手続を行っていない者8,224人のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者8,038人(納付実績12月以上)に対し、退職金請求等の手続をとるよう再度要請した(9/18)。 ・手帳更新した者 508人 ・退職金請求した者 624人 ・住所不明の者 169人 ・動きのない者 6,923人 iii) 長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者837人(納付実績12月以上)に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請した(10/17)。 ・手帳更新した者 14人 ・退職金請求した者 149人	就労事業所調査書を送付し、注意喚起を実施した。 ・業界団体機関誌(5誌・19回)への広告掲載により注意喚起を行った。 さらに公共事業発注機関(1,788箇所)に対し、共済手帳の更新及び退職金の請求に関する注意喚起が記載されている「建退共現場標識」の掲示徹底を工事受注業者に指導するよう要請を行った。	
--	--	---	--	---	--	--

	請する。 また、前中期目標期間に 75 歳に達した者への要請を行った者のうち、手続を行っていない者に対し、再度要請する。 iv) 被共済者のうち 70 歳に達した者で、かつ住所が把握できている者に対し、掛金納付状況等の通知を行う。 v) 住所が把握できた長期未更新者全員に対し、退職金請求等の手続をとるよう要請する。(i、ii、iii、ivの対象者除く) vi) これまでに退職金請求等の手続をとるよう要請した者のうち手続を行っていない住所が把握できた長期未更新者に対し、再度要請するためのシステムを開発する。 ハ 長期未更新者防止を目的とした対策 被共済者本人へ掛金納付状況を定期的に通知する。 また、過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請等を行い、新たに長期未更新者に該当することになる被共済	請する。 iv) 被共済者のうち 70 歳に達した者で、かつ住所が把握できている者に対し、掛金納付状況等の通知を行う。 v) 住所が把握できた長期未更新者に対し、順次、退職金請求等の手続をとるよう要請する。(i、ii、iii、ivの対象者を除く) ハ 長期未更新者防止を目的とした対策 被共済者本人へ掛金納付状況を定期的に通知する。 i) 初めて電子ポイント方式により掛金充当されたとき。 ii) 掛金納付実績 1 年目 (12 月) となったとき。 iii) 掛金納付実績	iv) 被共済者のうち 70 歳に達した者で、かつ住所が把握できている者 10,318 人 (納付実績 12 月以上) に対し、掛金納付状況等の通知を行った (12/9)。 v) 今まで対象としていなかった大手・任意組合・事務組合に所属する長期未更新者で、かつ住所が把握できている被共済者 546 人 (納付実績 12 月以上) に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請した (10/17)。 ・手帳更新した者 11 人 ・退職金請求した者 23 人 ハ 長期未更新者防止を目的とした対策 被共済者本人へ掛金納付状況を定期的に通知した。 i) 初めて電子ポイント方式により掛金充当されたとき。 ii) 掛金納付実績 1 年目 (12 月) となったとき。 iii) 掛金納付実績 5 年目ごと (60 月、120 月・・・) となったとき。 通知件数：180,487 人 なお、掛金納付実績の内訳として、従前合計欄のみであったところ、新たに電子ポイント欄・証紙欄を設けた。(10 月) また、過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請し、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させるべく新たに令和 7 年度に長期未更新者調査対象となる 2 年間未更新の被共済者がいる最終手帳更新事業所 (6,280 所) に、手帳更新手続きを要請した (2/19)。		
--	---	--	--	--	--

	者の数を中期目標期間の最終年度までに 13,000 人以下に減少させる。	5 年目ごと（60 月、120 月・・・）となったとき。 また、過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請し、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させる。		その結果令和 7 年度においては中期計画において指標としている 13,000 人以下に減少させることができた。 令和 8 年度も、引き続き新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させる方策等を検討することとしている。		
② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当に向けた取組	② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当に向けた取組	② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当に向けた取組		② 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当に向けた取組		
共済契約者に対し、過去 2 年間手帳の更新をしていない被共済者の手帳更新等の要請、被共済者の就労日数に応じた確実な共済証紙の貼付や就労実績の登録による退職金ポイントの充当のための周知及び取組を促進すること。	過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請等を行い、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに 13,000 人以下に減少させる。【再掲】	過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請し、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させる。【再掲】		過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請し、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させるべく新たに令和 7 年度に長期未更新者調査対象となる 2 年間未更新の被共済者がいる最終手帳更新事業所（6,280 所）に、手帳更新手続きを要請した（2/19）。その結果令和 7 年度においては中期計画において指標としている 13,000 人以下に減少させることができた。 令和 8 年度も、引き続き新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させる方策等を検討することとしている。【再掲】		
【指標】 ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が 3 年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続きをとるよう要請すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新	イ 就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去 2 年間共済手帳の更新の手続きをしていない全ての共済契約者に対し、満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置を行うよう要請する。	イ 就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去 2 年間共済手帳の更新の手続きをしていない全ての共済契約者に対し、満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置を行うようチラシを同封した文書により要請する。	<評価の視点> ・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請したか。	イ 就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去 2 年間共済手帳の更新の手続きをしていない全ての共済契約者に対し、満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置を行うようチラシを同封した文書により要請した（5/28・7/25・11/27・3/19・3/23）。 要請件数：21,365 事業所	<評価の視点に対する措置> ・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去 2 年間手帳の更新をしていない共済契約者に対し、文書を送付するタイミングで、チラシを同封する等、年間を通して満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請した。	

	者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。特に、住所情報把握者については前中期目標期間の終了時の数から15%以上減少させること。 ・過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請等を行い、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに13,000人以下に減少させること。 〔目標設定等の考え方〕 ・共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2019（令和元）年度末 373,568 人、 2020（令和2）年度末 370,498 人、 2021（令和3）年度末 364,418 人、 2022（令和4）年12月末 362,832 人	ロ 2022（令和4）年度に厳格化された発行基準に基づき、加入・履行証明書発行の際、適正履行の確認をするとともに、就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当をするよう共済契約者に対してホームページ等を活用し周知徹底する。		ロ 2022（令和4）年度に厳格化された発行基準について、建設業の働き方改革等による就労実態の変化に合わせるため2024（令和6）年度に改正した基準に基づき、加入・履行証明書発行の際、適正履行の確認をするとともに、就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当をするよう共済契約者に対してホームページ等を活用し周知徹底する。	ロ 2024（令和6）年度に改正した基準に基づき、加入・履行証明書発行の際、適正履行の確認をするとともに、就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当をするよう共済契約者に対してホームページ等を通じて適宜情報提供を行った。 ・加入・履行証明発行枚数 80,474 枚		
--	--	--	--	--	--	--	--

・一定期間以上、手帳更新がされていない場合、適正な掛金充当が行われていない可能性があることや、満了・未満了を問わず手帳の更新期間を2年とする運用を新たに始めたことを踏まえ、過去2年間手帳を更新していない共済契約者に対し手帳の更新の要請及び周知を行うことで、長期未更新者に該当することを未然に防止する。							
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	I 退職金共済事業 4 清酒製造業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高】 （1）加入促進対策の効果的实施 ① 加入促進対策の実施 ② 加入促進対策の検証と見直し等 ③ 加入目標数 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 270 人以上とすること。 （理由） 清酒製造業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指 標	達成目標	令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	
中期目標期間中の新規被共済者目標数	270 人以上	5 年度目標数 70 人	6 年度目標数 60 人	7 年度目標数 50 人	8 年度目標数 人	9 年度目標数 人	予算額（千円）	239, 771	232, 558	235, 342			
新規被共済者数【達成度】		75 人 【107. 1%】	78 人 【130. 0%】	77 人 【154%】	人 【%】	人 【%】	決算額（千円）	171, 296	165, 320	177, 931			
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から 22 業務日以内に全数支給	100%	100%	100%	%	%	経常費用(千円)	161, 136	180, 473	170, 032			
加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1 回以上	1 回	1 回	1 回	回	回	経常利益(千円)	29, 192	△82, 845	△30, 093			
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【%】	【%】	行政コスト（千円）	161, 136	180, 474	170, 042			
							従事人員数	8	8	8			
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が 3 年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済	実施済	実施済									

	中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	令和４年度末 2,907 人	—	—	—	—	令和９年度末 人減少 (人)			
--	--	-------------------	---	---	---	---	----------------------	--	--	--

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	4 清酒製造業退職金共済事業	4 清酒製造業退職金共済事業	4 清酒製造業退職金共済事業		4 清酒製造業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 加入促進対策の効果的实施に関しては、清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所であり、令和7年度末において、すでに90%以上が清退共制度に加入している。令和7年度は未加入事業所86所に対し、加入勧奨の際に本格焼酎・泡盛を製造する事業所向けのパンフレットを添付し発出したほか、既加入の全事業所（休業除く）1,740所に対して、期間雇用者を新たに雇い入れた場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請するなどの対策を講じた。 確実な退職金の支給に向けた取組に関しては、主な対策として新規加入時に住所を把握し、加入したことを本人に通知(77件)するとともに、手帳更新時にも住所を把握し、システムに登録(772件)している。 その上で、未更新期間が3年経過した被共済者の調査を行い、住所判明者に対し退職金請求等の手続をとるよう要請し、2年経過後にもフォローアップ調査を実施した（調査合計16件）。 以上のとおり、評価	評定 B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を270人以上とすること。 〔目標設定等の考え方〕 新規加入者数の直近3か年平均値（令和2・3年度は実績値、令和4年度は推計値）を基礎として、労働力需給の推計（独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給モデル（2018年度版）【成長実現・労働参加進展シナリオ】による将来推計」）にお	（１）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 ① 加入促進対策の実施 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係機関等（関係官公庁、関係事業主団体等）との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係機関等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 また、SNSアカウントを活用し、SNSによる制度の周知広報を実施する。	（１）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、以下の加入促進対策を講じた。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、下記事項について、他の退職金共済事業と同一の依頼先については、各事業本部間で連携して実施した。 イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 広報誌等への記事掲載状況は以下のとおりである。 ・醸界タイムス社 「醸界タイムス」（9/26掲載） 「全国酒類製造名鑑」（12月掲載） ・日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号 「会員専用ホームページ」 ・能登杜氏組合 「組合員名簿」（12月掲載） ・日本酒造杜氏組合連合会 「日杜連情報」（1月掲載） さらに、動画の作成を行いSNSのInstagram・X（旧Twitter）上で活用した。投稿回数（12回）	の指標について令和7年度は全て達成していることを踏まえ、B評価とする。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所である。令和6年度末において、免許事業所1,895所（令和6年度国税庁統計年報・酒類等製造免許場数のうち清酒・単式蒸留焼酎・みりんの事業所数）のうち1,749所（令和6年度末92.3%）がすでに清退共制度に加入している。 令和7年度は、既に加入している全事業所（休業除く）に対して、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。	
--	---	---	---	---	---	--

	る労働力人口の減少率及び清酒製造業における非正規労働者割合の減少率（国税庁「清酒製造業の概況」）を用いた推計を踏まえ、清酒製造業における事業主の加入状況等も考慮し、指標を設定することとする。 ※新規加入者数 2020（令和2）年度：65人、2021（令和3）年度：101人、 2022（令和4）年度推計：54人 【重要度 高】 清酒製造業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i）機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 ii）酒類等製造免許（清酒・単式蒸留焼酎・みりん）の新規取得事業所及び未加入事業所の名簿を整理した上で、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に、未加入事業所が比較的多い単式蒸留焼酎、みりんを品目とする事業所への加入勧奨に注力する。 iii）既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明	ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i）機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 ii）酒類等製造免許（清酒・単式蒸留焼酎・みりん）の新規取得事業所及び未加入事業所の名簿を整理した上で、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に、未加入事業所が比較的多い単式蒸留焼酎、みりんを品目とする事業所への加入勧奨に注力する。 iii）既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係機関等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の		ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i）機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を依頼した。 - 相談員連絡会議開催（5/28） ii）12月に全国酒類製造名鑑2025年版から抽出した未加入事業所（「単式蒸留焼酎」「みりん」区分）の名簿を整理したうえで、個別事業主に対し日本酒造組合中央会の協力のもと、同中央会との連名による加入勧奨を実施した。 （全国酒類製造名鑑から抽出） 86事業所 iii）既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した（7/22 1,740所）。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 各都道府県支部に対し、国税庁及び日本酒造組合中央会が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行うよう要請した。 なお、日本酒造組合中央会の協力により、以下の対応を実施した。 - 九州本格焼酎協議会の通常総会において、制度説明を実施（9月）		
--	--	---	---	--	---	--	--

	を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び清酒製造業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を270人以上とする。	普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 2025（令和7）年度における新たに加入する被共済者数を50人以上とする。	<定量的指標> ・2025（令和7）年度における新たに加入する被共済者数を、50人以上とする。	ニ 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省、国税庁、日本酒造組合中央会等に対して加入促進強化月間実施の協力依頼を行うとともに支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。 ○関係団体等による広報記事掲載 3件 ・醸界タイムス社 「醸界タイムス」（9/26掲載） ・日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号 「会員専用ホームページ」 ○NHK（54支局）への放送（映）依頼 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の見直しの実施にあたり、日本酒造組合中央会からの加入促進に係る意見を踏まえ、主に比較的未加入の多い本格焼酎・泡盛を製造する事業所に特化した取組として、引き続きイベントにおいて同リーフレット等を配布、また、九州本格焼酎協議会の通常総会における制度説明及び加入勧奨を行うなどの、加入促進対策を実施した。 ③ 加入目標数 2025（令和7）年度の加入目標数50人に対し、新規加入者は77人となり加入目標を達成した（年度目標達成率154%）。	・2025（令和7）年度の加入目標数50人に対し、新規加入者は77人となり加入目標を達成した（年度目標達成率154%）。	
--	--	---	---	--	---	--

	(2) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	(2) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討、実施する。 ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	(2) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 窓口業務を行っている各都道府県支部や共済契約者及び被共済者からの意見等を伺い、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善できるかの再検討を行う。 ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。		(2) サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙について適宜見直しを図り、申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 ・共済契約者証再交付申出書（紛失・棄損） ・共済手帳再交付申出書（紛失・棄損） ロ システムを含めた業務改善を行うため、日本酒造組合中央会と協議のうえ申請書の電子化や共済契約者に対するアンケート調査の結果を受けて、業務システムの再構築等について検討を行った。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を適宜行い、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙について適宜見直しを図り、申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 ・共済契約者証再交付申出書（紛失・棄損） ・共済手帳再交付申出書（紛失・棄損） ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給した。	
	② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会等につ	＜評価の視点＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。 ＜定量的指標＞ ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ＜評価の視点＞ ・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等によ	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について、ホームページを改修し反映させた。	＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページを改修し反映させた。 また、加入者等に対する個別の相談業務に	

済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清酒製造業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。 【指標】 ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 〔目標設定等の考え方〕 ・前中期目標の水準を、退職金	等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A に反映させる。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。 ハ 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	いて回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A に反映させる。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。 ハ 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	り、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。 ＜評価の視点＞ ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。	ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応した。 ③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。 ・中退共・特退共 共同 参与会（9/1、3/26） ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整理した。 ・事業季報 174 号（令和 7 年 1 ・ 2 ・ 3 月） ・事業季報 175 号（令和 7 年 4 ・ 5 ・ 6 月） ・事業季報 176 号（令和 7 年 7 ・ 8 ・ 9 月） ・事業季報 177 号（令和 7 年 10 ・ 11 ・ 12 月） ハ 運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。 ・運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、3/5）	ついて、支部において判断が困難な事案は早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応した。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、3/5）	
---	---	---	---	--	--	--

請求の事務処理期限の指標として設定することとする。 ※前中期目標期間中（2018（平成30）～2022（令和4）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（業務日）22日 ・清酒製造業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理、分析し、事業を改善することを指標とすることとする。	（3）確実な退職金の支給に向けた取組 長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。 【指標】 ・長期未更新者のうち住所が把握	（3）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底	＜定量的指標＞ ・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 ＜評価の視点＞ ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。	（3）確実な退職金の支給に向けた取組 清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。 前中期目標期間終了時 2,907人 令和8年3月末現在 2,818人（△89人） イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 ・通知件数 77人	・令和7年度は2回運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、3/5） ＜評価の視点に対する措置＞ ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続を取るよう要請した。	
---	--	---	--	---	---	--

	握できた全ての者に対し、未更新期間が３年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 【目標設定等の考え方】 ・共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去３年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数 24 月以上の被共済者推移 2019（令和元）年度末 2,897 人、2020（令和２）年度末 2,913 人、2021（令和３）年度末 2,921 人、2022（令和４）年 12 月末 2,900 人	する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が３年経過している被共済者に対して現況調査を行い、住所が把握できた被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請するとともに、住所が把握できない被共済者に対しては、住民基本台帳ネットワーク等を活用した追跡調査を実施する。 ニ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 また、上記の要請から２年を経過した後においても、退職金請求等の手続をとっていない長期未更新者	する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワークシステム等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 また、上記の要請から２年を経過した後においても、退職金請求等の手続をとっていない長期未更新者 ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65 歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。		ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録した。 ・更新件数 772 件 ハ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した（3/30）。 ・調査対象者数 10 事業所 10 人 また、上記の要請から２年経過後も、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/16）。 ・調査対象者数 6 事業所 6 人 ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65 歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請した。 ・調査対象者数 3 人		
--	---	---	--	--	--	--	--

	全員に対して、退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ホ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ヘ 新たに長期未更新者とさせないための取組として、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行う。 ト 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。 チ 事業主団体の	ホ 新たに長期未更新者とさせないための取組として、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行う。 ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。 ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問合せを呼びかける。 チ ホームページ	<評価の視点> ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。	ホ 新たに長期未更新者とさせないための取組として、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行った。 ・通知件数 44人 ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行ったが、重複加入が疑われる対象被共済者はいなかった。 ・令和7年度退職者 135人 送付対象退職者 0人 ト 相談員連絡会の機会を通して、酒類業界関係者である相談員に対し、広報誌（会員名簿）による退職金請求勧奨について依頼した。 その他、以下の事業主団体の広報誌、ポスターにより、被共済者に退職金の請求に関する問合せを呼びかけた。 ・ポスター配付（209枚） ・「酒造情報」9月号 ・日杜連情報（令和7年1月15日号） ・能登杜氏組合「組合員名簿」（12月掲載） チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意	<評価の視点に対する措置> ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、退職時に重複加入が判明した被共済者は0人だった。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、加入時に重複加入が判明した被共済者は0人だった。 <評価の視点に対する	
--	--	--	---	---	---	--

	広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問合せを呼びかける。 リ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 ヌ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。	喚起を行った。 リ マスメディアである醸界タイムス社における醸界タイムス（9/26 掲載）及び「2025 全国酒類製造名鑑」を活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。	措置＞ ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。	
--	--	--	---	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	I 退職金共済事業 5 林業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高、困難度 高】 （1）累積欠損金の処理 【指標】 中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。 （理由） 累積欠損金をできる限り早期に解消し、財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要事項であることから、重要度を高とする。 累積欠損金解消計画の見直しについては、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組や資産運用面の検討など慎重な調整を要することから、困難度を高とする。 【重要度 高】 （2）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 ② 加入促進対策の検証と見直し等 ③ 加入目標数 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 6,900 人以上とすること。 （理由） 林業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指 標	達成目標	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成する	—	剰余金（欠損金）の水準が解消計画を大幅に上回った。 また、累積欠損金を解消した。	累積欠損金は△145百万円となり、解消計画に定める目安額△654百万円を上回った。	剰余金（欠損金）の水準が解消計画を大幅に上回った。 また、累積欠損金を解消した。			予算額（千円）	2,013,245	1,967,790	2,071,103		
同上【達成度】		【達成】	【達成】	【達成】	【】	【】	決算額（千円）	1,727,304	1,751,674	1,671,019		
中期目標期間中の新規被共済者目標数	6,900人以上	5年度目標数 1,500人	6年度目標数 1,500人	7年度目標数 1,400人	8年度目標数 人	9年度目標数 人	経常費用（千円）	1,736,087	1,929,808	1,678,727		
新規被共済者数【達成度】		1,550人 【103.3%】	1,404人 【93.6%】	1,362人 【97.3%】	人 【%】	人 【%】	経常利益（千円）	605,099	△259,336	169,566		
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給	100%	100%	100%	%	%	行政コスト（千円）	1,736,087	1,929,809	1,678,748		
加入者及び関係団体	毎年度1回	1回	1回	1回	回	回	従事人員数	8	8	8		

	等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	以上											
	同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【%】	【%】						
	長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済	実施済	実施済								
	中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	令和4年度末 2,110人	—	—	—	—	令和9年度末 人減少 (人)						

注）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	5 林業退職金共済事業	5 林業退職金共済事業	5 林業退職金共済事業		5 林業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、累積欠損金を解消した直接の要因は上記のとおり運用収入を確保できたことであるが、令和3年10月の予定運用利回りの引き下げの効果及び①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的に行った。 加入促進対策の効果的实施に関しては、国有林野事業受託事業体等における未加入事業	評定	B
							自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
							「加入促進対策の効果的实施」については、関係官公庁及び関係事業主団体等の協力を得て加入勧奨を行ったが、目標を下回る結果となった。 その他の指標については、目標を達成した。	
							<業務運営上の課題及び改善方策> 加入促進対策について、状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。	

						主に対して加入勧奨の文書を発出するとともに、既加入の全事業所 3,261 所に対して、期間雇用者を新たに雇い入れた場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請した。この結果、加入目標数 1,400 人に対して加入実績は 1,362 人、達成率 97.3%となった。なお、林業従事者数は平成 2 年度約 10 万人のところ、令和 2 年度には約 4.3 万人に半減しており、森林・林業基本計画（R3.3 月、林野庁）では、令和 2 年度以降は 4.3 万人の横ばいとなっている。さらに、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、年間就業日数 209 日以下の者の割合も減少が続いている。 確実な退職金の支給に向けた取組に関しては、主な対策として新規加入時に住所を把握し、加入したことを本人に通知（1,362 件）するとともに、手帳更新時にも住所を把握し、システムに登録（13,601 件）している。 その上で、未更新期間が 3 年経過した被共済者の調査を行い、住所判明者に対し退職金請求等の手続をとるよう要請し、2 年経過後にもフォローアップ調査を実施した（調査合計 72 件）。 以上のとおり、おおむね目標を達成していることから、B 評価とする。	
--	--	--	--	--	--	---	--

	（１）累積欠損金の処理 【重要度 高】 【困難度 高】 2024（令和6）年度までに開始される予定の財政検証や特定業種退職金共済制度のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が2020（令和2）年11月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを速やかに行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。 【指標】 中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。 【目標設定等の考え方】 解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に基づき、累積欠損金の着実な解消が必要であることから、指標として設定することとする。 【重要度 高】 累積欠損金を	（１）累積欠損金の処理 【重要度 高】 【困難度 高】 2024（令和6）年度までに開始される予定の財政検証や特定業種退職金共済制度のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が2020（令和2）年11月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを速やかに行う。また、見直し後の解消計画において、中期計画期間の最終年度に定める累積欠損金について着実に解消を図る。	（１）累積欠損金の処理 2024（令和6）年度に実施した財政検証等を踏まえて、当面、経費の削減を継続する。	＜定量的指標＞ ・「累積欠損金解消計画」に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。 ＜評価の視点＞ ・令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿って経費の削減を実施し、着実な累積欠損金の解消に努めたか。	（１）累積欠損金の処理 令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的に行った。	・令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的に行った。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的に行った。	
--	---	--	---	--	--	---	--

できる限り早期に解消し、財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要事項であることから、重要度を高とする。 【困難度 高】 累積欠損金解消計画の見直しについては、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組や資産運用面の検討など慎重な調整を要することから、困難度を高とする。 （２）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。 【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 6,900 人以上とすること。 [目標設定等の考え方] 令和４年度の新	（２）加入促進対策の効果的実施 【重要度 高】 ① 加入促進対策の実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等に	（２）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係機関等（関係官公庁、関係事業主団体等）との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林業退職金共済（以下「林退共」という。）制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。 イ 広報資料等に	<評価の視点> ・林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。	（２）加入促進対策の効果的実施 ① 加入促進対策の実施 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、以下の対策を講じた。 また、林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、他の退職金共済事業と同一の依頼先については、各事業本部間で連携して実施した。 イ 広報資料等による周知広報活動	<評価の視点に対する措置> ・国有林野事業受託事業体等における未加入事業主に対して加入勧奨の文書を発出するとともに、既加入の全事業所 3,261 所に対して、期間雇用者を新たに雇い入れた場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」の実施に当たり事業主に対する加入指導の要請を行った。さらに林野庁本庁の展示スペースにポスター等の掲示依頼を行うなどの加入促進対策を講じた。 <業務運営上の課題及び改善方策>	
--	--	--	--	---	---	--

	規加入者数（推計値）を基礎として、林業従事者の見通し（林野庁「森林・林業基本計画に掲げる目標数値（令和3年3月）」）に基づき林業従事者数は一定とした上で、非正規労働者割合の減少率（農林水産省「森林組合一斉調査」）を用いた推計を踏まえ、林業における事業主の加入状況等も考慮し、指標の水準を設定することとする。 ※新規加入者数（推計値） 2022（令和4）年度:1,594人 【重要度 高】 林業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であることから、重要度を高とする。	よる周知広報活動 関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 未加入事業所の名簿を整理した上で、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に、林業関係団体に所属する未加入事業所への加入勧奨に注力する。 ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。	よる周知広報活動 関係機関等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 また、SNSアカウントを活用し、SNSによる制度の周知広報を実施する。 ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 未加入事業所の名簿を整理した上で、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に、林業関係団体に所属する未加入事業所への加入勧奨に注力する。 ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。	関係官公庁、関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 なお、9月に林野庁本庁の展示スペースにポスター等の掲示依頼を行った。 また、広報誌等への記事掲載状況は以下のとおりである。 ・全国森林組合連合会「森林組合」（10月） ・宮崎県森林組合連合会「宮崎県森連会報 vol. 315」（7月）、「宮崎県森連会報 vol. 316」（10月） ・福岡県森林組合連合会「森連だより 8月号」 ・香川県森林組合連合会「労確センターだより 28号」（7月） ・林業・木材製造業労働災害防止協会「第61回全国林材業労働災害防止大会「大会誌」（11月）「林材安全 920号」（10月） ・広島県林業改良普及協会「ひろしまの林業」（2月） さらに、動画の作成を行いSNSのInstagram・X（旧Twitter）上で活用した。 投稿回数（8回） ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 i) 林野庁と連携し、未加入事業所の名簿を整理した上で、国有林野事業受託事業体における未加入事業主に対し、文書等により加入勧奨を実施した。 「国有林野事業の受託事業体」6所（1月） ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した（7/31 3,261所）。	加入促進対策について、状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。 ＜令和6年度業務実績評価結果の反映状況＞ 目を通す機会をできる限り多く確保するため、また新規採用者の制度加入手続きの徹底を周知するために事業所宛ての加入勧奨文書を例年より発送を早め7月に送付した（7/31 3,261所）。	
--	---	--	---	---	--	--

	iii) 一人親方が所属する労災保険特別加入団体一覧表を整理した上で、未加入団体に対する加入勧奨を行う。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の効	iii) 一人親方が所属する労災保険特別加入団体一覧表を整理した上で、未加入団体に対する加入勧奨を行う。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係機関等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関等に要請を行う。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の	iii) 加入者数の大幅な伸びは見られなかったため、令和 7 年度は当該勧奨は実施していない。 ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、パンフレット等を配布し、かつ制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。 ・ブロック林材業安全管理推進会議（北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄）※実地・W e b 開催 7 所 ・全国林材業労働災害防止大会（林業・木材製造業労働災害防止協会） 1 所 ニ 集中的な加入促進対策の実施 10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省、林野庁、関係事業主団体等に対して加入促進強化月間実施の協力依頼を行うとともに支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。 ○関係団体等による広報記事掲載 3 件 ・全国森林組合連合会「森林組合 10 月号」 ・林業・木材製造業労働災害防止協会「林材安全 920 号」 ・日本林業協会「森林と林業 11 月号」 ○NHK（54 支局）への放送（映）依頼 ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施 林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施にあたり、林退共制度への加入について事業主に加入指導を推進するよう要請した。 ② 加入促進対策の検証と見直し等 加入促進対策の見直しの実施にあたり、林野庁、関係業界団体及び関係労働団体から		
--	--	--	--	--	--

		果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 最近における加入状況、財務内容及び林業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を6,900人以上とする。	効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。 ③ 加入目標数 2025（令和7）年度における新たに加入する被共済者数を1,400人以上とする。	＜定量的指標＞ ・2025（令和7）年度における新たに加入する被共済者数の目標を、1,400人以上とする。	の加入促進に係る意見を踏まえ、9月に林野庁本庁の展示スペースにポスター等の掲示依頼を行った。 ③ 加入目標数 2025（令和7）年度の加入目標数1,400人に対し、新規加入者は1,362人となり、加入目標を下回った（年度目標達成率97.3％）。		
	（3）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	（3）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うこ	（3）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 窓口業務を行っている各都道府県支部や共済契約者及び被共済者からの意見等を伺い、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善できるかの再検討を行う。	＜評価の視点＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。	（3）サービスの向上 ① 業務処理の効率化 イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙について適宜見直しを図り、申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 ・移動通算申出書（被共済者からの申出） ・移動通算申出書（共済契約者からの申出）	・2025（令和7）年度の加入目標数1,400人に対し、新規加入者は1,362人となり、加入目標を下回った（年度目標達成率97.3％）。	＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を適宜行い、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請用紙について適宜見直しを図り、申請用紙の修正を実施した。 【対象の申請用紙】 ・移動通算申出書（被共済者からの申出） ・移動通算申出書（共

	とを検討、実施する。 ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、業務システムの再構築の可能性について検討する。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。	＜定量的指標＞ ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。	ロ 加入者等の各種手続の迅速化を目的とし、費用対効果も含めて業務システムの再構築について検討した。 ハ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給した。	済契約者からの申出) ・退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給した。	
② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A に反映させる。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A に反映させる。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。	＜評価の視点＞ ・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。	② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等 イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について、ホームページを改修した。 ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページを改修した。 また、加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応した。	
③ 積極的な情報の収集及び活用 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した	③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する	③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する		③ 積極的な情報の収集及び活用 イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。 また、全国森林組合連合会からは、林業就業支援事業研修において制度説明を行う機会の提供を受けた。 ・中退共・特退共合同参与会（9/1、3/26）		

	上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。 【指標】 - 退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。 - 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。 【目標設定等の考え方】 - 前中期目標の水準を、退職金請求の事務処理期限の指標として設定することとする。 ※前中期目標期間中（2018（平成 30）～2022（令和 4）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（業務日）22 日 - 林業退職金共済制度を取り巻く環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度 1 回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とする	意見・要望等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。 ハ 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	意見等を聴取する。 ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望等を随時調査等する。 ハ 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。	＜評価の視点＞ - 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。 ＜定量的指標＞ - 毎年度 1 回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。	ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整備した。 - 事業季報 158 号（令和 7 年 1 ・ 2 ・ 3 月） - 事業季報 159 号（令和 7 年 4 ・ 5 ・ 6 月） - 事業季報 160 号（令和 7 年 7 ・ 8 ・ 9 月） - 事業季報 161 号（令和 7 年 10 ・ 11 ・ 12 月） ハ 運営委員会の場合等を活用して、各種統計等の情報を提供した。林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者から意見・要望等を聴取し適切に対応する。 - 運営委員会（6/23、3/16 開催）	＜評価の視点に対する措置＞ 運営委員会の場合等を活用して、各種統計等の情報を提供した。林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。（運営委員会 6/23、3/16 開催） ・令和 7 年度は 2 回運営委員会の場合等を活用して、各種統計等の情報を提供した。林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。（運営委員会 6/23、3/16 開催）	
--	---	--	--	---	---	--	--

	こととする。 （４）確実な退職金の支給に向けた取組 長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。 【指標】 ・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が３年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行う	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 林退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。 イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録する。 ハ 未更新期間が３年経過している被共済者に対して現況調査を行い、住所が把握できた被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請するとともに、住所が把握できない被共済者に対しては、	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 ＜評価の視点＞ ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。	（４）確実な退職金の支給に向けた取組 林退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。 前中期目標期間終了時 2,110 人 令和８年３月末現在 2,017 人（△93 人） イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 ・通知件数 1,362 人 ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所把握を徹底し、システムに登録した。 ・更新件数 13,601 件 ハ 未更新期間が３年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した（3/30）。 ・調査対象件数 39 事業所 40 人 また、上記の要請から２年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期末更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/24）。 ・調査対象者数 26 事業所 32 人	＜評価の視点に対する措置＞ ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続を取るよう要請した。	
--	--	--	--	--	--	--

	ことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2019（令和元）年度末 2,151 人、2020（令和2）年度末 2,125 人、2021（令和3）年度末 2,131 人、2022（令和4）年12月末 2,110 人	住民基本台帳ネットワーク等を活用した追跡調査を実施する。 ニ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続をとっていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ホ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。	るよう要請する。 また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続をとっていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請する。 ホ 新たに長期未更新者とさせないための取組みとして、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行う。	ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、住所が把握できている長期未更新者のうち、65歳に達した被共済者に対して掛金納付状況等を通知するとともに、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続をとるよう要請した。 ・調査対象者数 13 人 ホ 新たに長期未更新者とさせないための取組として、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行った。 ・通知件数 624 人		
--	--	---	--	---	--	--

	へ 新たに長期未更新者とさせないための取組みとして、掛金納付が24月に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対して、掛金納付状況等を通知するとともに、就労している場合は共済手帳を事業主に提出し、就労日数に応じて共済証紙を適正に貼付してもらうなどの注意喚起を行う。 ト 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。 チ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 リ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。 ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問合せを呼びかける。 チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認	＜評価の視点＞ ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。 ＜評価の視点＞ ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。	へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行ったが、重複加入が疑われる対象被共済者はいなかった。 ・令和7年度退職者 1,245人 - 送付対象退職者 0人 ト 事業主団体の広報誌、ポスター等による退職金の請求勧奨について各団体へ依頼した。 ・ポスター配付（368枚） ・全国森林組合連合会「森林組合」（10月） ・宮崎県森林組合連合会「宮崎県森連会報 vol.315」（7月）、「宮崎県森連会報 vol.316」（10月） ・福岡県森林組合連合会「森連だより8月号」 ・香川県森林組合連合会「労確センターだより28号」（7月） ・林業・木材製造業労働災害防止協会「第61回全国林材業労働災害防止大会「大会誌」（11月）「林材安全920号」（10月） ・広島県林業改良普及協会「ひろしまの林業」（2月） チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 リ 振興山村市町村の広報誌を活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請するため、振興山村市町村へ広報記事掲載依頼を実施した（7/11）。 ・通知件数 135自治体 ※振興山村とは、山村振興法に基づき、旧市町村単位に林野率75%以上かつ人口密度	＜評価の視点に対する措置＞ ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、退職時に重複加入が判明した被共済者は0人だった。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、加入時に重複加入が判明した被共済者は0人だった。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。	
--	--	---	---	---	---	--

		ヌ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。	し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。		1. 16 人/町歩未満等で、都道府県知事の申請に基づき主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が指定するもの。		
--	--	---	---------------------------------------	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の実施 勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を的確かつ迅速に処理するための取組を行うこと。 【指標】 貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。 【目標設定等の考え方】 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持するため、前中期目標期間中（2018（平成30）～2022（令	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施する。 また、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を毎年度1回以上実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施する。 また、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を1回以上実施するとともに、財形持家転貸融資の新規借入申込みに係る貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。	<評価の視点> ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施しているか。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、審査業務の妥当性確保と迅速化に向けた取組みを行ったか。 <定量的指標> ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施した。 また、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を実施した。 貸付決定までの審査期間については、貸付決定した172件について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下で貸付決定した（平均審査処理期間4.14日）。	<評定と根拠> 評定：B 以下のとおり、評価の指標についておおむね達成していることを踏まえ、B評価とする。 <評価の視点に対する措置> ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を着実に実施するよう努めた。また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を目的として、外部専門家による職員研修を実施した。 ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下（平均4.14日）で貸付決定した。 <業務運営上の課題及び改善方策> 財形持家転貸融資の利用に向けて、引き続き原因分析を行い、状況に応じた取組を行う必要がある。 <令和6年度業務実績評価結果の反映状況> 財形持家転貸融資の	評定	B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 「財形持家転貸融資の新規借入申込件数」については、以下の要因により目標を下回る結果となった。その他の指標については、目標を達成した。 ・住宅価格が高騰しており、また住宅着工件数が減少し続けていること。 ・住宅ローン市場において、変動金利型商品のシェアが最も高い状態が継続していること。 ・令和5年度以降の金利上昇局面において、資金調達と貸付金利の設定方法の制約から、民間金融機関の変動金利型の住宅ローンとの間で貸付金利の金利差が拡大したこと。 <業務運営上の課題及び改善方策> 財形持家転貸融資の利用促進に向けて、引き続き原因分析を行い、状況に応じた取組を行う必要がある。

和4）年度）における水準を指標とすることとする。 ※前中期目標期間中（2018（平成30）～2022（令和4）年度）に目標として定めた平均処理日数（業務日） 5日						利用に向けて原因分析を行い、令和8年4月から実施する制度改善に係る規程改正を行った。
2 利用促進対策の効果的实施	2 利用促進対策の効果的实施	2 利用促進対策の効果的实施		2 利用促進対策の効果的实施		
（1）関係機関等と連携した利用促進対策	（1）関係機関等と連携した利用促進対策	（1）関係機関等と連携した利用促進対策	〈定量的指標〉 ・一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。	（1）関係機関等と連携した利用促進対策		・財形持家転貸融資の利用促進対策として、一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会への参加等の取組を31回行った。
財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。	財形持家融資の関係機関等と連携するなどし、財形持家融資利用者の減少の要因を踏まえた以下の利用促進対策（あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図る。）に取り組むことにより、中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を合計1,800件以上とする。	財形持家融資の関係機関等と連携するなどし、財形持家融資利用者の減少の要因を踏まえた以下の利用促進対策（あらゆる機会を捉えて、30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図る。）に取り組むことにより、2025（令和7）年度における財形持家転貸融資の新規借入申込件数を360件以上とする。	・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計1,800件（うち、令和7年度においては360件）以上とすること。	財形持家融資の関係機関等と連携するなどし、①～⑥の利用促進対策（計31回）に取り組んだ。しかし、住宅価格の高騰や、金利が上昇していること等の影響により、令和7年度における財形持家転貸融資の新規借入申込件数は172件となり、数値目標（360件）に対し達成率は47.8%にとどまった。		・財形持家転貸融資の利用者の減少を踏まえ、関係機関等と連携するなどし、利用促進に取り組んだ。 しかしながら、以下の要因により財形持家融資の新規借入申込件数は172件となり、目標達成率は47.8%にとどまったと考えている。 ○住宅価格が高騰しており、また住宅着工件数が減少し続けていること。 ○住宅ローン市場において、変動金利型商品のシェアが最も高い状態が継続していること。 ○令和5年度以降の金利上昇局面において、
	① 厚生労働省に登録している福利厚生会社と連携し、同社に出資する事業主等に対し財形持家転貸融資の利用促進を図る。	① 厚生労働省に登録している福利厚生会社と連携し、同社に出資する事業主等に対し財形持家転貸融資の利用促進を図る。				
	② 財形持家転貸融資の利用に	② 財形持家転貸融資の利用に				
				① 福利厚生会社と連絡会議を開催し、利用促進に係る取組等について協議した。		
				② 厚生労働省及び労働金庫連合会との連携により、明治大学にて学生向けのセミナーを開催し、財形制度の周知・勧奨を行った（計2回）。		

	つなげるため、資産形成のアドバイザーであるファイナンシャルプランナー等外部専門家に対しセミナーを開催するとともに、外部専門家が主催する会議・集会・研修等へ参加し、事業主・勤労者への周知・推奨を依頼する。 ③ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を毎年度開催する。 ④ 中退共の未加入事業主に対する説明会に参加し、中小企業事業主への財形持家転貸融資の利用促進を図る。 ⑤ 上記で活用する媒体等を作成し、必要に応じて改良を加える。	つなげるため、資産形成のアドバイザーであるファイナンシャルプランナー等外部専門家に対しセミナーを開催するとともに、外部専門家が主催する会議・集会・研修等へ参加し、事業主・勤労者への周知・推奨を依頼する。 ③ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を開催する。 ④ 中退共制度の未加入事業主に対する説明会に参加し、中小企業事業主への財形持家転貸融資の利用促進を図る。 ⑤ SNSアカウントを活用し、SNSによる制度の周知広報を実施する。 ⑥ 上記で活用する媒体等を作成し、必要に応じて改良を加える。		また、東京働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーに参加し、財形持家融資等についての説明を行った。 ③ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を以下のとおり開催した。 ・東京都の事業所において、財形持家融資等の制度説明及び利用勧奨を行った。 ④ 中退共の未加入事業主に対する説明会に 23 回参加し、中小企業事業主への財形持家転貸融資の利用促進を図った。 ⑤ X（旧 Twitter）及び Instagram で制度紹介を行った（計 4 回）。 ⑥ 最近の電話相談の内容やホームページの閲覧者の意見等を踏まえ、ホームページのよくある質問の内容の見直しを行った。	資金調達と貸付金利の設定方法の制約から、民間金融機関の変動金利型の住宅ローンとの間で貸付金利の金利差が拡大したこと。	
（２）特別な支援を必要とする者への対応 特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ、適時適切に	（２）特別な支援を必要とする者への対応 特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ、適時適切に	（２）特別な支援を必要とする者への対応 特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ、適時適切に	＜評価の視点＞ ・政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し等に取り組んだか。	（２）特別な支援を必要とする者への対応 政府方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・政府方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施した。	

	見直しを行いつつ、引き続き行うこと。 【指標】 ・中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を合計1,800件以上とすること。 ・一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。 [目標設定等の考え方] ・財形貯蓄件数が減少傾向にあることを踏まえ、令和2年度及び令和3年度における「財形貯蓄件数の減少率」及び「新規申込件数／財形貯蓄件数の減少率」に基づき令和5年度の新規申込件数を算出した上で、令和6～9年度の新規申込件数は令和5年度の新規申込件数から財形貯蓄件数の減少率に従って減少するとして算出し、これらの数値を合計して指標を設定することとする。 ・前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとす	見直しを行いつつ、引き続き行う。	見直しを行いつつ、引き続き行う。				

	る。 ※説明会等の実施回数実績 2018（平成30）年度 24回、2019（令和元）年度 14回、2020（令和2）年度 4回、 2021（令和3）年度 24回、2022（令和4）年度実績見込 29回						
	3 財務運営 （1）自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。 （2）剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。	3 財務運営 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	3 財務運営 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	＜評価の視点＞ ・自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施しているか。	3 財務運営 中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、当該措置が財政状況に与える影響を考慮のうえ、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ継続実施した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。	＜評価の視点に対する措置＞ ・中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、当該措置が財政状況に与える影響を考慮のうえ、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ継続実施した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－7	Ⅲ 雇用促進融資事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅳ-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法附則第2条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指 標	達成目標	令和5年度	6年度	7年度	8年度		9年度		令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
									予算額（千円）					
									決算額（千円）					
									経常費用（千円）					
									経常利益（千円）					
									行政コスト（千円）					
									従事人員数					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めること。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める。	 <				

				に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めたか。		る貸付条件の変更決定を2件行った。 令和7年4月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、適切な管理とあわせて必要に応じた措置を講ずる等して効果的な回収、処理に努めた。 ○業務指導・監査 6件 ○リスク管理債権処理 件数 1件（完済1件、償却0件）	
--	--	--	--	---------------------------------------	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	【重要度 高、困難度 高】 4 業務の電子化に関する取組 （１）中退共システム【再掲】 （２）建設業退職金共済制度の電子申請方式の利用促進【再掲】 （３）情報システムの整備及び管理 （４）手続の電子化 【指標】 （１）中退共システム【再掲】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 （２）建設業退職金共済制度の電子申請方式【再掲】 ・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 ・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の 30％以上とすること。 （理由） 一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度を高とする。 建設業退職金共済制度の電子申請方式について、建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。 中退共システムについて、中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があることから、困難度を高とする。 電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)
	中期目標期間の最終年度までに、2022（令和4）年度予算額に比べて一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）の削減を行う。 【達成度】	一般管理費 15%以上削減 業務経費 5%以上削減	令和4年度予算額 一般管理費 180,607,000 円 業務経費 4,130,850,000 円	—	—	—	—	一般管理費 %削減 (円) 【】 業務経費 %削減 (円) 【】	
	中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応する【再掲】	設計・開発の着実な進捗管理を行い、順調に進捗させた。想定外の事態にも適切に対応した。							
	中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数の比率【再掲】	50%以上		—	—	—	—	%	
	同上【達成度】							【%】	
	中期目標期間中に掛金収入額に対する電子申請による掛金の原資となる退職金ポイント額の割合【再掲】	30%以上		5年度目標 6%	6年度目標 9%	7年度目標 12%	8年度目標 %	9年度目標 %	
	同上 【達成度】			4.97% 【83.3%】	6.40% 【75.8%】	9.78% 【73.8%】	% 【%】	% 【%】	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	＜評定と根拠＞ 評定：B 業務運営については、法人の長を中心に業務の効率的・効果的实施、働き方改革の推進等の観点から、令和6年度に構築したテレワークシステムのさらなる利用を呼びかけ、テレワークの定着を図るとともに、会議資料のペーパーレス化に関し、システム整備を完了し、ペーパーレ	評定	B
					1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等	「建退共の電子申請方式の利用促進」について、退職金ポイントの掛金納付率に係る指標は、目標を下回る結果となったものの、共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイトの機能改善を行い、令和7年9月22日から新システムを稼働させた。また、電子ポイント方式の普及に向けて「金融機関サポート型」、「発注者推奨		

		職員の仕事と生活の両立等の観点から、働き方改革の推進に資するよう、職員の在宅勤務の実現可能性について検討を行い、実行可能な業務について、速やかにテレワークを実施する。	職員の仕事と生活の両立等の観点から、働き方改革の推進に資するよう、令和7年4月に開始するテレワークの定着を図る。				
	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。 【指標】	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行う。	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適切な執行を行う。	< 定量的指標 > ・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 2022（令和4）年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については54.2%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については3.0%の削減を行った。	・①一般管理費 [定量的指標] 一般管理費のうち削減対象経費の削減率（2022（令和4）年度予算額比） 目標値：15%以上削減 <参考>2025（令和7）年度実績値：82,785（千円） 54.2%削減 ②業務経費 [定量的指標] 業務経費のうち削減対象経費の削減率（2022（令和4）年度予算額比） 目標値：5%以上削減 <参考>2025（令和7）年度実績値：4,006,532（千円） 3.0%削減	

	業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。						
	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表するこ	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等のあり方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	<評価の視点> ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等について検証及び公表したか。	3 給与水準の適正化 機構の令和7年度における給与水準について検証を行い、令和8年6月末に機構ホームページ上に公表した。検証結果については以下のとおりである。 当法人の給与水準は、対国家公務員指数の年齢勘案では113.4ポイントと国家公務員の給与水準を上回るものの、職員の勤務地が全員東京都特別区であり、また、職員の大卒者の割合が国家公務員と比較して高いことから、当法人の実態に近い比較指標である年齢・地域・学歴勘案との比較では、99.1ポイントと国家公務員指数を下回っている。	<評価の視点に対する措置> ・機構の令和7年度における給与水準について検証を行い、令和8年6月末に機構ホームページ上に公表した。検証結果については以下のとおりである。 当法人の給与水準は、対国家公務員指数の年齢勘案では113.4ポイントと国家公務員の給与水準を上回るものの、職員の勤務地が全員東京都特別区であり、また、職員の大卒者の割合が国家公務員と比較して高いことから、当法人の実	

	と。					
	4 業務の電子化に関する取組【重要度 高】【困難度 高】 （１）中退共システム【再掲】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和７）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組むこと。 システム再構築後に事務効率化の観点からのシステム化を進めること。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図ること。	4 業務の電子化に関する取組【重要度 高】【困難度 高】 （１）中退共システム【再掲】 中退共事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行う。この間、想定外の事態にも適切に対応する。 システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和７）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組む。 システム再構築後に事務効率化の観点からのシステム化を進める。また、手続のオンライン化についても機能の改善を図る。	4 業務の電子化に関する取組 （１）中退共システム【再掲】 中退共事業における中退共システムでは、プログラミング言語を刷新するとともに、システム構造を制度改正等に迅速かつ柔軟に対応し得るように見直す再構築プロジェクトを計画通りに完遂する （2026（令和８）年10月1日運用開始）ため、設計・開発業務においては、一連のテスト（連動テスト、システムテスト、受入テスト、強化テスト）のほか、リハーサルを含む本番移行準備、新しいシステム使用のための教育訓練等を実施する。また、システムテスト期間内に情報セキュリティテストを実施する。 2023（令和５）年10月に設計工程を開始し、2024（令和６）年11月に構築した基盤を設計・開発業者に引き渡したシステム基盤構築	＜評価の視点＞ ・中退共事業における中退共システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を着実に進めているか。【再掲】 ・一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発と、機器導入及び新システムへの移行に向けた準備の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態が生じた場合は適切に対応したか。【再掲】	4 業務の電子化に関する取組 （１）中退共システム【再掲】 中退共システム再構築については、システムテスト工程までを予定どおり令和７年９月に完了させ、10月から受入テスト工程を開始した。また、業務部門を対象に新システム利用に向けた教育訓練を実施した。 受入テスト工程では、業務部門にて各々の業務シナリオに沿ったシステム検証の実施や新しい業務画面の新旧同一性の確認を行うとともに、システム部門ではプログラム修正に係るレビューや受入テストの環境整備、システム運用等を実施した。 こうした中で、システム品質上の課題が顕在化する事態となったことから、受入テスト工程を延伸するとともに、品質管理体制を強化し、プロジェクトを着実に進捗させた。 この間、令和８年９月の最終移行へ向けて、同時期にシステム切り替えを実施する共通基盤システムや他システムを含めた横断的な最終移行計画、コンティンジェンシープランの検討を推進した。	態に近い比較指標である年齢・地域・学歴勘案との比較では、99.1ポイントと国家公務員指数を下回っている。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・新しい中退共システムの開発・テストを推進するとともに、新システムの円滑な利用開始に向けた業務部門に対する教育訓練等を実施し、再構築プロジェクトを着実に進めた。【再掲】 ・システムの品質問題が顕在化する想定外の事態となったが、速やかなスケジュールの見直しや品質管理体制の強化を行い、適切に対応した。 ・令和８年９月の最終移行に向けて、同時期にシステム切り替えを実施する他システムを含めた横断的な最終移行計画や、今後の不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの検討を推進した。【再掲】

			等業務（システム基盤構築、ツール開発、ハードウェア設置、データセンター等）では、上記のテスト、移行準備の支援を実施する。				
	（２）建設業退職金共済制度の電子申請方式の利用促進【再掲】 確実な掛金納付・退職金支給、共済契約者の事務負担の軽減等を図ることを目的として導入した電子申請方式について、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）とのデータ連携や、オンライン申請機能・メニューの充実・改善を行うことにより、一層の利用促進を図ること。	（２）建退共の電子申請方式の利用促進【再掲】 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子申請方式の一層の利用促進を図る。 具体的には、事業者向けだけでなく、事業者の協力会社や工事発注者、労働関係団体などニーズに応じたオーダーメイド型の説明会の開催、電子申請専用の相談窓口を設け集中的に普及促進を図るモデル地区の設置、既存の共済契約者に対し、電子申請方式の利用者ＩＤを交付するような仕組みの構築をするとともに、申請件数の多い共済手帳の更新手続等について、オンラインを活用した仕組みで	（２）建退共の電子ポイント方式の利用促進等【再掲】 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子ポイント方式の一層の利用促進を本部及び支部相互に連携し図る。	＜評価の視点＞ ・建退共制度における確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子ポイント方式の一層の利用促進を本部及び支部相互に連携し図ったか。 【再掲】	（２）建退共の電子申請方式の利用促進【再掲】 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイトの機能改善を行い、2025 年（令和 7 年） 9 月 22 日から新システムを稼働させた。 また、電子化に慎重な事業者や、電子化困難な事業所等については、より手厚いフォローアップが必要なことから、そのための支援メニューや支援体制の整備について検討を始めた。 その他、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業ＤＸ推進型」の４つの枠組みを活かした取り組みは、以下のとおり。 【金融機関サポート型】 ・金融機関において電子ポイント方式のパンフレット設置（全 22 行） ・常陽銀行と共催で掛金納付電子化セミナーを実施（全 4 回） 【発注者推奨型】 ・地方整備局が主催したＣＣＵＳ処遇改善推進協議会において、電子ポイント方式のメリット等を説明し、発注者側の理解を深めてもらうとともに電子ポイント方式の推奨を依頼した。 中部地方整備局（1/30） 東北地方整備局（2/12） 中国地方整備局（2/16） 関東地方整備局（2/19） 【地域企業リーダーシップ型】 ・宮城県庁、東北地方整備局、および宮城県建設業協会を訪問し電子ポイント方式の協力を依頼 【大手企業ＤＸ推進型】 ・大手特別共済契約者に対し、訪問等により電子ポイント方式の利用促進及び導入を依頼 ・電子ポイント方式未導入の大手特別共済契約者にヒアリングを行い、導入に向けた課題及び対策についての認識を共有 ・既に電子ポイント方式を導入している大手特別共済契約者に対し、導入までの経緯や取組及び現在の課題等についてヒアリングを実施 【再掲】	＜評価の視点に対する措置＞ ・事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。 ・通常開催 26 回（対面 0 回/Ｗｅｂ 19 回/対面+Ｗｅｂ 7 回）出席者数 1,953 名 ・支部独自開催 36 回（対面 33 回/Ｗｅｂ 1 回/対面+Ｗｅｂ 2 回）出席者数 894 名 ・元請企業・団体開催 6 回（対面 0 回/Ｗｅｂ 4 回/対面+Ｗｅｂ 2 回）出席者数 200 名 【再掲】 ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 電子ポイント方式のさらなる普及拡大に向けて、上記の４つの枠組みを活用した取組やシステム改修等を継続して行うなど、これまで以上に電子ポイント方式の普及促進を図ることが必要である。 ＜令和 6 年度業務実績評価結果の反映状況＞ 確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るため、電子申請専用サイ	

	申請するシステムの構築を目指す。 あわせて共済契約者が保有する建設業許可番号等を活用することで、共済契約者の住所等の変更手続のワンストップ化を図る。 さらに、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）との更なる連携強化や就労実績報告作成ツールの機能改善を図る。 以上の取組により、中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録（ログイン）を行う共済契約者数を半数以上とするとともに、電子申請方式による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額（※）の30%以上とする。 （※掛金収入額とは共済証紙と退職金ポイントの額を合算したもの）	イ 事業者向けだけではなく、事業者の協力会社や工事発注者、労働関係団体の説明会参加対象者に対し、電子ポイント方式の概要や基本的な操作のほか、元請下請間の事務負担軽減を図るため建設キャリアアップシステムとのデータ連携など、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催する。 ロ 電子ポイント方式の普及促進を図るモデル地区において、同方式の普及促進活動を集中的に実施した2024（令和6）年度の実績を踏まえて効果検証を行い、更なる効果的な電子ポイント方式の利用促進策を検証する。 ハ 事務手続についても、より分かりやすく、かつ使いやすいオンラインを活用した仕組みで申請するシステムを導入する。 ニ 電子申請専用サイトにおいては、共済契約者からの意見を踏まえ、2025（令和7）年秋のリプレイスに	イ 事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。 ・厚生労働省宛後援名義使用許可願（6/16） ・国土交通省宛後援名義使用許可願（7/25） <table><tr><td>・通常開催</td><td>26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回）</td></tr><tr><td>出席者数</td><td>1,953名</td></tr><tr><td>・支部独自開催</td><td>36回（対面 33回/W e b 1回/対面+W e b 2回）</td></tr><tr><td>出席者数</td><td>894名</td></tr><tr><td>・元請企業・団体開催</td><td>6回（対面 0回/W e b 4回/対面+W e b 2回）</td></tr><tr><td>出席者数</td><td>200名</td></tr></table> 【再掲】 （電子ポイント方式利用促進のためのモデル地区における取組） ロ 2024（令和6）年度の実績を踏まえて効果検証を行い、電子ポイント方式の更なる普及促進を図る為、また同方式の普及促進活動を集中的に実施することを目的とし、外部のコンサルティング会社に協力を仰ぎ、モデル地区の再選定に向けて打ち合わせを行い、効果的な電子ポイント方式の利用促進策を検討した。【再掲】 ハ 令和7年9月22日にリニューアルされた電子申請専用サイトにおいて、ユーザーが見やすかつ使いやすくする他、簡易的なエラーチェックを実施した上でオンライン申請ができるようにする等機能を備えた上で、9月30日からすべての手続きについて、オンライン申請を可能とした。【再掲】 （電子ポイント方式利用促進のためのシステム改善） ニ 共済契約者からの意見を踏まえ、利便性の向上及び処理の迅速化を実現するための機能改善を行い、2025年（令和7年）9月22日から新システムを稼働させた。主な改善点は以下のとおり。 ・就労報告からポイント充当処理までをW e b上で完結 ・ＣＣＵＳの工事情報及び就労報告の連携をW e b上で完全連携 ・就労報告及びＣＣＵＳ連携における処理完了までの期間を短縮	・通常開催	26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回）	出席者数	1,953名	・支部独自開催	36回（対面 33回/W e b 1回/対面+W e b 2回）	出席者数	894名	・元請企業・団体開催	6回（対面 0回/W e b 4回/対面+W e b 2回）	出席者数	200名	トの機能改善を行い、2025年（令和7年）9月22日から新システムを稼働さた。また、「金融機関サポート型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業D X推進型」の4つの枠組みを活かした取り組みを実施した。また、電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策として、令和7年10月1日から「退職金ポイント還元キャンペーン」を実施しポイント還元額は約4,900万円となり、還元キャンペーン中に初めて退職金ポイントを購入した共済契約者は401社となった。 【再掲】	
・通常開催	26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回）																
出席者数	1,953名																
・支部独自開催	36回（対面 33回/W e b 1回/対面+W e b 2回）																
出席者数	894名																
・元請企業・団体開催	6回（対面 0回/W e b 4回/対面+W e b 2回）																
出席者数	200名																

		向けて利便性の向上及び処理の迅速化を実現するための機能改善を行う。 また、デモサイトを用いた操作説明会を開催するなど、リプレイスに合わせて支部及び共済契約者に周知を図る。 ホ 電子ポイント方式の普及拡大に向けて、電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策を検討する。 以上の取組により、2025（令和7）年度中に電子ポイント方式による掛金の原資（退職金ポイント）の額を掛金収入額（※）の12%以上とする。 （※掛金収入額とは共済証紙と退職金ポイントの額を合算したもの）		また、CCUSとの更なる連携強化を図るため、CCUSを運営する（一財）建設業振興基金との連携会議を定期的実施した。 事業者の協力会社や労働関係団体などの説明会参加者に対し、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催した。【再掲】 ・通常開催 26回（対面 0回/W e b 19回/対面+W e b 7回） 出席者数 1,953名 ・支部独自開催 36回（対面 33回/W e b 1回/対面+W e b 2回） 出席者数 894名 ・元請企業・団体開催 6回（対面 0回/W e b 4回/対面+W e b 2回） 出席者数 200名 【再掲】 ホ 電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策として、令和7年10月1日から「退職金ポイント還元キャンペーン」を以下のとおり実施した。 ・対象期間 令和7年10月から令和8年3月 ・対象者 退職金ポイント購入を行った全ての共済契約者 ・ポイント還元内容 対象期間内に購入された退職金ポイントの2%（CCUSとのデータ連携を行う工事においては5%） ポイント還元額は約4,900万円となり、還元キャンペーン中に初めて退職金ポイントを購入した共済契約者は401社となった。【再掲】 以上の取組により、掛金収入額に対する電子ポイント方式による掛金の原資となる退職金ポイントの割合は、令和7年度3月時点において9.78%となった。【再掲】		
（3）情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システ	（3）情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システ	（3）情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO	＜評価の視点＞ ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う	（3）情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、2023（令和5）年度にPMO（Portfolio Management Office（全体管理組織））として設置したPMO・システム化委員会において、適切な予算管理及び進捗管理を行うとともに、機構内のシステムの整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office（プロジェクト推進組織））が情報システムの適切な整備及び管理を行えるよう支援した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」にのっとり、2023（令和5）年度にPMOとして設置したPMO・システム化委員会において、適切な予算管理及び進捗管理を行うとともに、機構内のシステムの整備及	

	ムの適切な整備及び管理を行うこと。	ムの適切な整備及び管理を行う。	(Portfolio Management Office (全体管理組織))において、適切な予算管理、進捗管理等を行うとともにP J M O (Project Management Office (プロジェクト推進組織))が情報システムの適切な整備及び管理を行えるよう支援する。	とともに、P M Oにおいて、適切な予算管理及び進捗管理等を行ったか。		び管理をを行うP J M Oが情報システムの適切な整備及び管理を行えるよう支援した。	
	（４）手続の電子化 情報システムの整備及び管理を行うP J M O (Project Management Office (プロジェクト推進組織))を支援するため、P M O (Portfolio Management Office (全体管理組織))の設置等の体制整備を進めること。また、各種の申請手続について保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e－G o vの活用等、オンライン化を進めること。 【指標】 （１）中退共システム【再掲】 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令	（４）手続の電子化 情報システムの整備及び管理を行うP J M O (Project Management Office (プロジェクト推進組織))を支援するため、P M O (Portfolio Management Office (全体管理組織))の設置等の体制整備を進める。また、手続について、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e－G o vの活用等、2025（令和7）年末までにオンライン化の	（４）手続の電子化 手続について、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e－G o vの活用等、2025（令和7）年末までにオンライン化する。	＜評価の視点＞ ・手続について、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e－G o vの活用等、2025（令和7）年末までにオンライン化を実現したか。	（４）手続の電子化 情報システムの整備及び管理を行うP J M Oを支援するため、P M O・システム化委員会において、適切な予算管理及び進捗管理等を行った。 また、手続について、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e－G o vを活用し令和7年12月までにオンライン化を完了した。 令和7年9月22日にリニューアルされた電子申請専用サイトにおいて、ユーザーが見やすくかつ使いやすくする他、簡易的なエラーチェックを実施した上でオンライン申請ができるようにする等機能を備えた上で、9月30日からすべての手続きについて、オンライン申請を可能とした。【再掲】	＜評価の視点に対する措置＞ ・手続について、保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e－G o vの活用し、2025（令和7）年12月にオンライン化を完了した。	

	和8) 年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。 (2) 建設業退職金共済制度の電子申請方式 【再掲】 ・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 ・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。 〔目標設定等の考え方〕【再掲】 ・一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、新システムの運用開始時期及びシステム再構築の過程で必要となる対応を指標として設定することとする。 ・建設業退職金共済制度の電子申請方式について、電子申請方式の利用の現状を踏まえつつ、既存の契約者に対して電子申請	導入を実現する。						
--	---	----------	--	--	--	--	--	--

方式の利用者 I Dを交付する仕 組みを構築する ことを通じて利 用促進を図ること等を考慮し、 指標を設定する。							
【重要度 高】 一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であることから、重要度を高とする。 建設業退職金共済制度の電子申請方式について、建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があることから、重要度を高とする。 【困難度 高】 中退共システムについて、中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要がある							

	ことから、困難度を高とする。 電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあることから、困難度を高とする。						
	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施すること。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせ	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に	＜評価の視点＞ ・「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施したか。 ＜評価の視点＞ ・契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検が行われたか。	5 契約の適正化の推進 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進した。 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」（6/25 ホームページ公表）に基づき取組を着実に実施した。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保するよう努めた。競争性のない随意契約及び前回の同種の入札において一者応札・応募であった調達案件等については、調達等合理化検討チームに調達の内容等に関する事前説明を行い、点検を受けた（27 件）。また、契約監視委員会（6/11、12/24 実施）等を通じて、契約の適正な実施についても点検を受けた。 なお、競争性のない随意契約に係る契約情報を下記のとおりホームページに公表した。 ・令和 6 年度第 4 ・四半期（5/13） ・令和 7 年度第 1 ・四半期（8/12） ・令和 7 年度第 2 ・四半期（11/10） ・令和 7 年度第 3 ・四半期（2/12） （添付資料② 調達等合理化計画）	＜評価の視点に対する措置＞ ・2025（令和 7）年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チームに事前に説明を行うとともに自ら点検・見直しを行うことにより、「令和 7 年度調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施した。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・外部有識者による契約監視委員会を 2 回開催し、2025（令和 7）年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容はおおむね適正であるとの意見を得ている。	

	ず、透明性を確保すること。また、契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検を受けること。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よりも増加させないよう努めること。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	ず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。 中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	ず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。 （２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。 2025（令和７）年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。 （３）監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	<評価の視点> ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施しているか。 <評価の視点> ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。	（２）契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 2025（令和７）年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないために、十分な公告期間、履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなど努めた。 ・第４期中期目標期間における一者応札の年間平均件数 36 件 ・令和７年４月～令和８年３月における一者応札の件数 18 件 （３）業務監査（5/29、9/25（書面開催）、12/5、2/20（書面開催）実施）、会計検査（12/18、12/19 実施）による監査・検査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。	<評価の視点に対する措置> ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 <評価の視点に対する措置> ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。	
--	--	---	--	---	---	---	--

４．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)	

注) 削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。
削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 「第3 I 5 (1) 累積欠損金の処理」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 I 5 (1) 累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標をとるべき措置」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 I 5 (1) 累積欠損金の処理」とおり経費の削減を継続する。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標をとるべき措置」で定めた事項を考慮して作成した令和7年度予算に基づき、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。		第3 財務内容の改善に関する事項 【林退共】 令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的に行った。 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、2022（令和4）年度予算（中期計画（第4期）から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費15%減及び業務経費5%減とした中期計画予算を踏まえた2025（令和7）年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 ＊削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など） 一般管理費のうち削減対象経費の削減率（2022（令和4）年度予算額比） 2025（令和7）年度実績値：82,785（千円） 54.2%削減 業務経費のうち削減対象経費の削減率（2022（令和4）年度予算額比） 2025（令和7）年度実績値：4,006,532（千円）3.0%削減	＜評定と根拠＞ 評定：B 【林退共】 ・令和7年度の決算では、資産運用において国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的に行った。 中期目標・中期計	評定	B	自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

				<定量的指標> ・「累積欠損金 解消計画」に定 める当該年度の 累積欠損金の金 額を達成するこ と。【再掲】		画に定める経費節減 目標を達成するた め、2022（令和4） 年度予算（中期計画 （第4期）から削減 対象外とした経費を 除いた額）と比較し て、一般管理費9％ 減及び業務経費3％ 減とした令和7年度 予算を策定し当該予 算の適切な管理を通 じた運営を行った。 *削減対象外経費 （水道光熱費、事務 室借料、システム関 連経費、新規事業な ど） これらを踏まえ、 B評価とする。	
				<評価の視点> ・令和2年11 月に策定した		【林退共】 ・令和7年度の決算 では、資産運用にお いて国内外の株価上 昇による委託運用部 分の収益の拡大が大 きく寄与したこと により、累積欠損金 を解消し、令和7年度 末は23百万円の利益 剰余金となった。 なお、そのほか累積 欠損金の解消のため、 令和3年10月に 予定運用利回りの引 き下げを行い、令和 7年度も①資産の合 同運用、②継続的な 経費削減、③業界等 関係者とともに実施 してきた加入促進活 動といった一連の活 動を継続的に行っ た。 【再掲】	
						<評価の視点に対す る措置> ・令和7年度の決算 では、資産運用にお	

				「累積欠損金解消計画」に沿って経費の削減を実施し、着実な累積欠損金の解消に努めたか。 【再掲】		いて国内外の株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与したことにより、累積欠損金を解消し、令和7年度末は23百万円の利益剰余金となった。 なお、そのほか累積欠損金の解消のため、令和3年10月に予定運用利回りの引き下げを行い、令和7年度も①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった一連の活動を継続的に行った。 【再掲】	
				<評価の視点> ・業務運営の効率化に考慮した予算を作成し、適切な管理を行ったか。		<評価の視点に対する措置> ・中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、令和4年度予算（中期計画（第4期）から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費15%以上減及び業務経費5%以上減とした中期計画予算を踏まえた令和7年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
4－1		1 ガバナンスの徹底 2 人事に関する事項							
当該項目の重要度、難易度		【重要度 高】 1 ガバナンスの徹底 （1）内部統制の徹底 （2）情報セキュリティ対策の推進等 （3）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 （理由） 法人のガバナンスについては、通則法改正により強化が求められたものであり、機構のように、金融業務を行い、大量の機微な個人情報保有している法人にとっては、その徹底が特に重要であることから、重要度を高とする。			関連する政策評価・行政事業レビュー				

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	（参考情報）	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
					第6 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する重要事項		第4 その他業務運営に関する重要事項

						部モニタリング等に基づき有効な内部統制を図った。特に、統制が急務である個人情報を取り扱う業務について、令和6年度に作成したC S A手法によるリスク管理表を更新し、内部統制の更なる強化を図った。 ○情報セキュリティについて、対策基準の改定等や各種研修・訓練により、迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図る等、情報セキュリティ対策の改善やリスク管理体制の強化を図った。 ○事業及び制度の改善・見直しに向けた取組について、厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、必要な対応を実施している。また、建設業退職金共済制度における複数掛金制度の導入等、特定業種退職金共済制度の在り方についての検討においても、必要に応じて関係省庁に情報を提供した。 これらを踏まえ、B評価とする。	
--	--	--	--	--	--	--	--

1 ガバナンスの徹底 【重要度 高】 （１）内部統制の徹底 通則法によりガバナンスの強化が求められたことを踏まえ、内部統制を徹底すること。具体的には、統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底等を図るとともに、統制活動として、責任の所在の明確化の徹底を図ること。 中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保すること。 大量の個人情報適切に管理するため、個人情報の保護に関す	1 ガバナンスの徹底 【重要度 高】 （１）内部統制の徹底 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資を国民から託されていることを念頭に置いた上で、独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人のガバナンスが強化されたことを踏まえ、特に以下の事項を重点に、内部統制を更に強化する。 ・統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底、施策の失敗を総括して成功に導く組織文化の定着を図る。 ・中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保する。 ・統制活動として、文書決裁ル	1 ガバナンスの徹底 （１）内部統制の徹底 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資を国民から託されていることを念頭に置いたうえで、独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人のガバナンスが強化されたことを踏まえ、特に以下の事項を重点に、内部統制の更なる強化を図るため、以下①～⑥の体制で取り組む。 ・統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底、施策の失敗を総括して成功に導く組織文化の定着を図る。 ・中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ	<評価の視点> ・内部統制各種の仕組みに基づき有効な内部統制を図ったか。	1 ガバナンスの徹底 （１）内部統制の徹底 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資を国民から託されていることを念頭に置いた上で、独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人のガバナンスが強化されたことを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下①～⑥の体制で取り組んだ。 ・統制環境について、業務遂行上のリスクに対する不断の備えを行い、インシデント発生時には、原因の解明、再発防止策の策定を速やかに行うとともに、理事会での報告を通じて機構内の情報共有を図ることで、統制環境の向上を図った。 ・中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保した。	<評価の視点に対する措置> ・機構が将来の退職金給付の貴重な原資を国民から託されていることを念頭に置き、引き続き、毎月の理事会において各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングしてPDCAサイクルを適切に機能させるとともに、監事による監査や、独法通則法改正に伴うガバナンス体制強化のために設置した左欄 ①～⑥の各委員会の有識者委員による助言等の外部モニタリング等に基づき有効な内部統制を図った。 特に、機構のリスク・マップの更新を行うとともに、統制が急務である個人情報を取り扱う業務についても令和6年度に作成したCSA手法によるリスク管理表を更新し、内部統制の更なる強化を図った。	
---	--	--	--	--	--	--

	る法律（平成15年法律第57号）に基づき定めた個人情報管理規程にのっとり、個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底すること。	ールの徹底を始めとした責任の所在の明確化の徹底を図る。 ・機構が大量の個人情報を国民から託されていることを念頭に置いた上で、個人情報を適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定めた個人情報管理規程にのっとり、個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底する。加えて、システム投資案件については情報セキュリティの観点からの検討を行う。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。	効果的な組織運営を確保する。 ・統制活動として、文書決裁ルールの徹底を始めとした責任の所在の明確化の徹底を図る。 ・機構が大量の個人情報を国民から託されていることを念頭に置いた上で、個人情報を適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定めた個人情報管理規程にのっとり、個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底する。加えて、システム投資案件については情報セキュリティの観点からの検討を行う。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。 ① 資産運用委員会 当機構のガバナンス強化策の		・統制活動について、機構の重要な意思決定は引き続き文書決裁を徹底し、責任の所在を明確にした。 ・個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底した。また、各種規程の見直しの必要性について検討し、適時適切に見直し、会議等を通じて役職員へ周知を行うことにより認識を共有した。 ① 資産運用委員会 資産運用に関する重要事項を随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。		・内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程の見直しの必要性について検討するとともに、業務の適正を確保するため、各種会議や委員会において規程を適時適切に見直し、会議等を通じて役職員へ周知を行うことにより認識を共有した。
--	--	--	---	--	--	--	--

		一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会では、基本指針を始め資産運用に係る重要事項について、本委員会での議を経て決定する。 資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。 審議内容については、議事要旨等の形で速やかに公表し、透明性、対外説明力の維持・向上に努める。 ② 情報セキュリティ委員会 情報セキュリティ委員会では、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティに係る規程等について審議するほか、情報セキュリティに関する総括を行い、問題意識の共有と施策の策定を行う。 委員会にはC	資産運用委員会を 5 回（4/22、6/10、9/12、12/25、2/19）開催したほか、メール報告もあわせて、余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び運用結果を報告した。 令和 6 年度の資産運用に関する評価報告書において、「環境変化に的確に対応しつつ、運用の目的に則し、運用の目標を踏まえて適切に実施されている」との評価を受けた。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 審議内容について、資産運用委員会議事要旨（令和 6 年度第 5 回及び令和 7 年度第 1 ～第 4 回）を公表した。 ② 情報セキュリティ委員会 ・第 29 回情報セキュリティ委員会（3/2 書面開催）において、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の改定等について審議を行い、了承を得た。 ・第 30 回情報セキュリティ委員会（3/31 書面開催）において、令和 7 年度情報セキュリティに係る対策推進計画にかかる実施状況報告（標的型メール訓練及び自己点検の実施結果を含む）を行い、また、令和 8 年度情報セキュリティに係る対策推進計画及び内部監査計画書の策定について審議を行い、了承を得た。		
--	--	--	--	--	--

		I O補佐官も委員として出席し、専門的見地から審議に加わる。 ③ 情報セキュリティ有識者委員会 情報セキュリティ有識者委員会では、情報システムにおける情報セキュリティ強化及び中退共システムの再構築等の円滑な遂行に資するため、情報セキュリティ施策に関する現状・計画や、再構築等の進捗状況・予定等を情報セキュリティ有識者委員会に報告し、外部有識者委員による審議、助言、提言を受ける。 あわせて、C I O補佐官から年次活動報告を受け、審議を行う。 ④ PMO・システム化委員会 PMO・システム化委員会では、機構内のシステム化を統合的に管理するため、システム化案件の内容とその予算措置状況を全体として把握するとともに、各プロジェクトの進捗状況について管理を行う。		③ 情報セキュリティ有識者委員会 情報セキュリティ有識者委員会を開催し、以下について審議を行った。また、これらについて有識者から助言を受けた（3/13）。 ○C I O補佐官年次活動実績報告 ○情報セキュリティ対策における状況報告 ○情報セキュリティに係る対策推進計画 ○サイバーセキュリティのための対策基準の改定 ○インターネット関連システムの更改 ○中退共電算システムの再構築の進捗状況・予定 ○中退共申請・届出オンライン化 ○建退共電子ポイント方式 ④ PMO・システム化委員会 C I O補佐官を委員に加えた令和7年度第1回PMO・システム化委員会（8/29）、令和7年度第2回PMO・システム化委員会（1/8）を開催し、以下について審議を行った。 ・第5期中期目標期間におけるシステムの新規追加案件等を確認した。 ・必要経費予定額について、令和7年度10月1日時点の状況としては第5期中期目標期間予算の範囲内に収まっているが、中退共事業等勘定では年度後半にも追加費用の発生が見込まれ不足が生じる見込みであるところ、事業目的達成のため必要なものであることから、令和7年度予算実施計画を変更し対応すること等を確認した。 ・情報システムの整備及び管理を行うP J M Oを支援するため、P J M Oの進捗管理を行い、各P J M Oの状況についてより詳細な共有を図った。	
--	--	---	--	---	--

		⑤ リスク管理・コンプライアンス体制 機構が抱えるリスクの鳥瞰図（リスク・マップ）における管理・評価に加え、個人情報取扱業務については、事務単位で内在するリスクを捉えた統制を行うため、担当部門が自らリスクの検討及びモニタリングを行うC S A（Control Self Assessment（統制自己評価））手法に基づき作成したリスク管理表に基づく管理・評価を行う。 また、法曹関係の外部有識者委員を加えたリスク管理・コンプライアンス委員会で審議すべき事項が生じた場合には、同委員会を開催し、客観的・専門的見地に立った助言を受けるとともに、最新のリスク・マップ及びリスク管理表についての検証を行う。 ⑥ 統制活動、モニタリング体制 統制活動として、文書決裁ルール of 徹底をはじめとした責任の所在の明確化	⑤ リスク管理・コンプライアンス体制 ・機構が抱えるリスクの鳥瞰図（リスク・マップ）について、環境変化に伴う新たなリスクの追加や、それに伴う対応策の実施などを踏まえ、リスク項目・リスク度合い等に関するリスク・マップの更新を行った。 ・特に統制が急務である個人情報を取り扱う業務については、令和6年度に作成したC S A（統制自己評価）手法によるリスク管理表の更新を行った。 ・法曹関係の外部有識者委員を加えたリスク管理・コンプライアンス委員会を書面開催（3/19）し、リスクの全体像を整理するために新たに作成したリスク概観図、更新後のリスク・マップ及びC S A手法によるリスク管理表等について審議を行った。また、これらについて外部有識者委員から客観的・専門的見地に立った助言を受けた。 ・迷惑行為への対応として、相談窓口に防犯カメラ等を設置（10/31）したほか、執務室の避難経路を整備（11/22）し、迷惑行為の抑止と緊急時の安全確保を図った。		
			⑥ 統制活動、モニタリング体制 ・文書決裁の適正化についてメールで再周知を行った（5/15）。 ・建設業退職金共済約款、理事会規程、組織規程、文書決裁規程、就業規則、給与規程、内国旅費規程等について、理事（5/12、5/30、6/30、9/30、10/31、1/8、1/30、3/30）にて認識の共有を図った上で、見直しを行った。 ・引き続き、理事会において各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングし、P D C Aサイクルを適切に機能させた。		

			を図るとともに、業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。 各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングし、PDCAサイクルを適切に機能させる。 中期計画・本計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてモニタリングすることに加え、業務運営・推進会議を開催し、問題の把握・分析と対応策の検討を行う。ただし、情報セキュリティ及びシステム化に関する計画については、それぞれ情報セキュリティ委員会、PMO・システム化委員会において検討を行う。 支部・各コーナーを含む業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況については、監事及び監査室においてモニターし、問題・課題の指摘と、是正、改善に向けた提言を行う。 なお、金融・経済情勢の急激な変化や、急速に進化しているサイバー攻撃に	・理事会において、中期計画及び年度計画の進捗状況等を月次でモニタリングした。 ・業務運営・推進会議を開催し、令和6事業年度実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「令和6事業年度業務実績等報告書（案）」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した（6/30）。 ○第1回業務運営・推進会議（4/18、4/21） 機構内各部署に係る令和6事業年度実施報告に基づき審議 ○第2回業務運営・推進会議（6/13 書面開催） 機構の「令和6事業年度業務実績報告書（案）」に基づき審議 ○第3回業務運営・推進会議（11/18、11/19） 令和7事業年度計画に係る上半期進捗状況及び要因分析等の報告、下半期の実行計画について審議。 ・過去の実績（事業を取り巻く環境変化及び変化への対応）を総括し、機構の使命を踏まえた上で、令和8事業年度計画を策定した。 ・情報セキュリティ及びシステム化に関する計画については、それぞれ情報セキュリティ委員会、PMO・システム化委員会において検討を行った。 ・個人情報等の保護に関し、個人情報保護委員会の実地検査（7月）を受け、指摘事項について必要な改善を行った。 ・財務諸表の信頼性を確保するため、監事による監査を受けた（6月）。また、監査法人による前事業年度の期末監査を、4月から6月にわたって受け、監査報告書を受領した。 ・業務執行状況について、監事による業務監査を受けた（7月、11月）。あわせて、建退共支部業務の執行状況について、監事から監査を受けた。 - 広島県支部（10/17）、京都府支部（10/24） 内部監査計画書に基づき、以下のとおり実施し、問題の把握・分析と対応策の検討を行った。 ○内部統制等 ・個人情報保護委員会の実地検査（7月）に関する「検査結果通知書（指導）」に対する改善状況に係る監査（1/7） ・建退共・清退共・林退共都道府県支部に対する業務執行状況・個人情報・情報セキュリティ対策等に係る監査（2/4～3/17） 対象支部：関東ブロック9都県（建退共東京都支部、神奈川県支部及び埼玉県支部に対しては実地監査を実施） ・調達に関する相互牽制体制に係る監査（3/11） ・少額随意契約に係る監査（3/11） ・旅費の執行状況等に係る監査（3/18、3/25） ○情報セキュリティ関係 ・PC及びUSB等記録媒体の保有・管理状況に係る監査（7/7～7/28） ・機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の遵守状況について（1/23～3/17） ○業務執行状況 ・建設業事業部に対する業務執行状況に係る監査（9/19～9/29） ・過去のインシデント事案の対応状況に係る監査（9/22） ・清酒製造業・林業事業部に対する業務執行状況に係る監査（1/21、1/22） ・加入・履行促進事業部に対する業務執行状況に係る監査（1/26、1/27） ○令和6年度監査フォローアップ（9/22、1/13、2/24、3/25） なお、金融・経済情勢の急激な変化や、急速に進化しているサイバー攻撃に対し機動的に対応できるよう、厚生労働省と密に連携して業務を行った。	
--	--	--	--	--	--

	（２）情報セキュリティ対策の推進等 ① 情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、機構が大量に保有する銀行口座番号を含む重要な個人情報適切に管理・保護する観点から、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の浸透を図ること。 また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図	（２）情報セキュリティ対策の推進等 ① 情報セキュリティ対策の推進 サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、機構が大量に保有する銀行口座番号を含む重要な個人情報適切に管理・保護する観点から、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の浸透を図る。 また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図る。 さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサ	対し機動的に対応するため、厚生労働省と連携を密にし、情報と現状認識、問題意識の共有を図る。	（２）情報セキュリティ対策の推進等 ① 情報セキュリティ対策の推進 ＜評価の視点＞ - サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図ったか。 - システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ったか。 - セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ったか。	（２）情報セキュリティ対策の推進等 ① 情報セキュリティ対策の推進 - サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施した。 - 機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準（以下、対策基準）等の改定を行った（令和8年3月6日改定）。 【運用面】 - 毎週定期的に、更新プログラムのインストール及び完全スキャンを実施した。毎週実施当日には、全役職員に当該措置のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。 - ハードウェア・ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報を入手するとともに、委託事業者から定期的に保守報告を受け、情報共有、意見交換を行うことで、リスク管理体制の強化を図った。 - 令和7年度情報セキュリティに係る対策推進計画・教育実施計画に基づき、以下の取組を行った。 ○NCO（旧NISC）勉強会（4/24、4/25、9/25、9/26、オンライン開催） ○全役職員を対象としたインシデント抜線訓練（5/22） ○情報セキュリティ対策推進連絡会議（6/20、厚生労働省主催、オンライン開催） ○第二GSOC報告会（8/5、1/19、オンライン開催） ○「IT調達申合せ」担当者説明会（10/23、NCO（旧NISC）主催、オンライン開催） ○全役職員に対し、eラーニングによる情報セキュリティ研修（11/18～12/26） ○職員の情報セキュリティへの意識向上を目指し、標的型メール攻撃に対する教育訓練の実施（11/19～12/8、3/4） ○令和7年度インシデントハンドリング研修（11/28、NCO（旧NISC）主催、オンライン開催） ○インシデント発生時を想定した厚生労働省との連携訓練の実施（12/3実施、厚生労働省主催） ○全役職員を対象とした情報セキュリティに係る自己点検（1/13～1/23） ○CSIRT担当者会議（2/20、NCO（旧NISC）主催、オンライン開催） ○厚生労働省主導によるペネトレーションテストを受検（3/2～3/6） ○全役職員に対し、総務課職員講師による内部事例を活用した個人情報保護に係る研修（3/3～3/4）	＜評価の視点に対する措置＞ - 対策基準の改定等を行うとともに、インシデントハンドリング研修、NCO（旧NISC）勉強会等への参加、インシデント発生時を想定した厚生労働省との連携訓練、インシデント発生時におけるLANケーブルの抜線訓練、標的型攻撃メール訓練等を実施し、迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図った。 - ハードウェア・ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報を入手するとともに、委託事業者から定期的に保守報告を受け、情報共有、意見交換を行うことで、リスク管理体制の強化を図った。 - セキュリティ対策の実施状況の把握及び今後の改善について、監事監査、内部監査の結果を踏まえた対応や、情報セキュリティ有識者委員会、情報セキュリティ委員会において	
--	---	--	--	---	--	--	--

	ること。 さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。	イクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。具体的には、監事監査及び監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。 インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。	イクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。具体的には、監事監査及び監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。 インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。		なお、実施状況については、監事監査（実施方法等を令和6年度から改善）及び監査室による内部監査のほか外部委託による情報セキュリティ監査、情報セキュリティ有識者委員会なども活用して検証し、その結果を踏まえ、対策の見直しを進めた。	当年度の実績報告及び令和8年度の対策推進計画を審議する等により、対策の見直しを進めた。	
	② 災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、業務継続のための体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講ずる。	② 災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、業務継続のための体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講ずる。	② 災害時等における事業継続性の強化 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、業務継続のための体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講ずる。	＜評価の視点＞ ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等発生時における事業継続性強化のための対策を講じているか。	② 災害時等における事業継続性の強化 ・災害時等の事業継続性強化のため、役職員の安否確認訓練を行った。訓練は出社時以外の状況を想定し、組織内の端末を使用せずに安否報告を行うことを徹底する等、より現実に即した内容とした（9/25）。 ・消防計画上の自衛消防訓練を実施した（11/6）。 ・引き続き災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、システムバックアップや各業務のデータバックアップとその外部保管を行った。一般の中小企業退職金共済事業における支払指図関連データの遠隔地への転送を実施し（毎営業日）、また、非常時に大阪コーナーで転送データを利用する訓練については、大阪コーナーへ本部職員が出張して3回実施した（6/13、9/19、12/11）。	＜評価の視点に対する措置＞ ・災害時等の事業継続性強化のため、より現実に即した役職員の安否確認訓練を行った。また、消防計画上の自衛消防訓練を実施した。 - さらに、引き続き災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、システムバックアップや各業務のデータバックアップとその外部保管を行った。また、中退共において、支払指図関連デー	

	ること。					タの遠隔地への転送及び転送データを利用する訓練を実施した。 これらにより、事業継続性強化のための対策を講じた。
	（３）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を提供すること。 特に、令和２年度の特定期間退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、厚生労働省が次期財政検証に向けて実施する特定期間退職金共済制度のあり方についての検討に資するよう、必要な情報を提供し、その検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずること。 また、財産形成促進事業について、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、厚生労働省が	（３）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を提供する。 特に、2020（令和２）年度の特定期間退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、厚生労働省が次期財政検証に向けて実施する特定期間退職金共済制度のあり方についての検討に資するよう、必要な情報を提供し、その検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずる。 また、財産形成促進事業について、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、厚生労働省が次期中期目標に向けて実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な	（３）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、必要な対応を行う。 特定業種退職金共済制度の在り方についての検討においても、必要に応じて引き続き厚生労働省に情報を提供する。 また、財産形成促進事業における制度等の改善・見直しの検討に資するよう、必要に応じて引き続き厚生労働省に情報を提供する。 さらに、機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供する。	＜評価の視点＞ ・中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証や、特定業種退職金共済制度のあり方についての検討などに必要な情報の提供を適切に行ったか。	（３）事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、必要な対応を実施している。 建設業退職金共済制度については、2024（令和６）年度に実施した財政検証の結果を踏まえ、関係法令の改正によって2026（令和８）年度10月を目途に予定運用利回りの引上げが予定されていることに伴い、周知広報及びシステム改修等、必要な対応の準備を行った。また、建設業退職金共済制度における複数掛金制度の導入等、特定業種退職金共済制度の在り方についての検討においても、必要に応じて関係省庁に情報を提供した。 また、財産形成促進事業については、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供した。	＜評価の視点に対する措置＞ ・中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、必要な対応を実施している。 また、建設業退職金共済制度における複数掛金制度の導入等、特定業種退職金共済制度の在り方についての検討においても、必要に応じて関係省庁に情報を提供した。

	次期中期目標に向けて実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供すること。 さらに、機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供すること。	情報を収集し、厚生労働省に提供する。 さらに、機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供する。				
	【重要度 高】 法人のガバナンスについては、通則法改正により強化が求められたものであり、機構のように、金融業務を行い、大量の機微な個人情報を保有している法人にとっては、その徹底が特に重要であることから、重要度を高とする。					
	2 人事に関する事項 ・令和元年に策定した人材の確保・育成に係る方針に基づき、人材の確保・育成や職員の士気	2 人事に関する事項 人材の確保・育成については以下のとおり取り組む。 ① 新規採用ではPR手法・選考方法の工夫に	2 人事に関する事項 人材の確保・育成については以下のとおり取り組む。 ① 新規採用ではPR手法・選考方法の工夫に			
				2 人事に関する事項 人材の確保・育成については以下のとおり取り組んだ。 ① 新規採用では、機構が求める有為な人材を確保するため、募集案内と併せて機構紹介動画を機構ホームページ及び就職情報サイト「マイナビ」に掲載することで幅広く募集を行い、25名を新規採用した（10月1名、4月24名）。		

の向上に引き続き取り組むとともに、必要に応じ、同方針の見直しを行うこと。 ・資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門の体制を整備するため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、役員や管理職への女性登用、障害者の積極的な採用等によりダイバーシティを推進すること。	より、有為な人材の確保に努める。 ② 資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門において、処遇体系その他雇用環境の整備をしつつ、必要な人材を採用する。その他必要な人材を中途採用し得るよう、職務経歴等を適切に評価・反映できるような処遇の在り方を検討する。 ③ 育成については、引き続き人材の確保・育成に係る方針に基づき、専門的、実務的な研修等の実施、多様なポストを経験させるための積極的な人事異動等を行う。さらに、資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門においては、外部専門家との議論等を通じた育成を図る。 ④ ダイバーシティの推進について、2025（令和7）年度末に役員6名のうち2名を女性にすること及び管理職の女性割合を30%にすることを目標として、女性職員の採用	より、有為な人材の確保に努める。 ② 資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門において、処遇体系その他雇用環境の整備をしつつ、必要な人材を採用する。その他必要な人材を中途採用し得るよう、職務経歴等を適切に評価・反映できるような処遇の在り方を検討する。 ③ 育成については、引き続き人材の確保・育成に係る方針に基づき、専門的、実務的な研修等の実施、多様なポストを経験させるための積極的な人事異動等を行う。さらに、資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門においては、外部専門家との議論等を通じた育成を図る。 ④ ダイバーシティの推進について、2025（令和7）年度末に役員6名のうち2名を女性にすること及び管理職の女性割合を30%にすることを目標として、女性職員の採用	② 必要な人材を中途採用し得るよう、市場賃金を勘案し職務経歴等を適切に評価・反映できるような処遇の在り方を検討し、中途採用活動を行った。これにより、実務経験が豊富な、専門知識を有する人材を適切な処遇で採用した。また、資産運用という特に高度な専門性が求められる部門において、当該人材について、年齢、社会経験年数のみならず職務経歴等を吟味し、妥当と考えられる処遇を行った。 ③ 令和7年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 実施回数：47回 延べ参加人数：1,762人 うち基本研修 18回 1,681人 うち実務研修 29回 81人 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。 特に、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、令和7年度中に機構職員のうち9.1%の人事異動を行った（7/1、10/1、4/1）。 資産運用部門については、中堅・若手向けOJTを中心に、外部研修の積極的な受講等を通じて人材育成を進めたほか、システム部門においても中退共システムの再構築に係る全体工程管理等におけるコンサルタントとの協働を通じたITリテラシー等の強化によりIT人材の育成に繋がった。 ④ 2025（令和7）年度末において、役員については6名のうち3名を女性とし目標を上回ったが、管理職の女性割合は22.0%となっているため、引き続き同目標の達成に向けて女性幹部候補者の育成、登用を進めている。障害者雇用については、独立行政法人における法定雇用率2.8%に対して3.11%を確保しており（令和7年6月1日現在）、人事部門と配属部門とが連携し、定期的な面談を行う等定着のためのきめ細やかな対応を行った。		
--	---	---	--	--	--

		を積極的に行うとともに幹部候補者の育成を進める。障害者の積極的な採用を進めるとともに、人事部門と配属部門とが連携し、定着のためきめ細やかな対応を行う。	を積極的に行うとともに幹部候補者の育成を進める。障害者の積極的な採用を進めるとともに、人事部門と配属部門とが連携し、定着のためきめ細やかな対応を行う。				
--	--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
5－1	第5 予算、収支計画及び資金計画								
	第6 短期借入金の限度額								
	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								
	第8 剰余金の使途								
	第9 積立金の処分に関する事項								
当該項目の重要度、難易度	－			関連する政策評価・行政事業レビュー					
2. 主要な経年データ									
		達成目標	(参考)	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙－1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－6のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7のとおり 2 収支計画	第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙－1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－6のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7のとおり 2 収支計画	<評価の視点> ・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異があった場合には、その発生理	第5 予算、収支計画及び資金計画 省略		<評定と根拠> 評定：B 短期借入金については、財形融資事業における資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。 前期中期目標期間繰越積立金について、清退共事業等勘定給付経理、清退共事業等勘定特別給付経理における業務に充てた。 これらを踏まえ、B評価とする。 <評価の視点に対する措置> ・年度計画の予算を踏まえて支出超過が見込まれる部分（中退共システム再構築に係る開発業務関連費用）を含め、適正に執行した。	評定	B 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

	① 機構総括 別紙－８のと おり ② 中退共事業 等勘定 別紙 －９のとおり ③ 建退共事業 等勘定 別紙 －１０のとおり ④ 清退共事業 等勘定 別紙 －１１のとおり ⑤ 林退共事業 等勘定 別紙 －１２のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－１３のと おり ⑦ 雇用促進融 資勘定 別紙 －１４のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－１５のと おり ② 中退共事業 等勘定 別紙 －１６のとおり ③ 建退共事業 等勘定 別紙 －１７のとおり ④ 清退共事業 等勘定 別紙 －１８のとおり ⑤ 林退共事業 等勘定 別紙 －１９のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－２０のと おり ⑦ 雇用促進融 資勘定 別紙 －２１のとおり 第6 短期借入 金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業	① 機構総括 別紙－８のと おり ② 中退共事業等 勘定 別紙－９ のとおり ③ 建退共事業等 勘定 別紙－１０ のとおり ④ 清退共事業等 勘定 別紙－１１ のとおり ⑤ 林退共事業等 勘定 別紙－１２ のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－１３のと おり ⑦ 雇用促進融資 勘定 別紙－１４ のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－１５のと おり ② 中退共事業等 勘定 別紙－１６ のとおり ③ 建退共事業等 勘定 別紙－１７ のとおり ④ 清退共事業等 勘定 別紙－１８ のとおり ⑤ 林退共事業等 勘定 別紙－１９ のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－２０のと おり ⑦ 雇用促進融資 勘定 別紙－２１ のとおり 第6 短期借入金 の限度額 1 限度額 ① 中退共事業に	由を明らかに し、その理由は 合理的なものだ ったか。 <評価の視点> ・短期借入金の	第6 短期借入金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業、② 建退共事業、③ 清退共事業、④ 林退共事業における借入実	<評価の視点に対する 措置> ・短期借入金について	
--	--	---	--	--	---	--

	においては 20 億円 ② 建退共事業 においては 20 億円 ③ 清退共事業 においては 1 億円 ④ 林退共事業 においては 3 億円 ⑤ 財形融資事 業においては 305 億円 ⑥ 雇用促進融 資事業におい ては 0.1 億 円 2 想定される 理由 ① 予定してい た掛金等収入 額の不足によ り、一時的に 退職金等支払 資金 の支出 超過が見込ま れる場合に、 支払いの遅延 を回避するた め。 ② 財産形成促 進事業におい て資金繰り 上、発生する 資金不足への 対応の た め。 ③ 運営費交付 金の受入の遅 延等による資 金不足に対応 するため。 ④ 予定外の役 職員等の退職 者の発生に伴 う退職手当の 支給等の出費 に対応するた	おいては 20 億円 ② 建退共事業に おいては 20 億円 ③ 清退共事業に おいては 1 億円 ④ 林退共事業に おいては 3 億円 ⑤ 財形融資事業 においては 305 億円 ⑥ 雇用促進融資 事業においては 0.1 億円 2 想定される理 由 ① 予定していた 掛金等収入額の 不足により、一 時的に退職金等 支払資金の支出 超過が見込まれ る場合に、支払 いの遅延を回避 するため。 ② 財産形成促進 事業において資 金繰り上、発生 する資金不足へ の対応のため。 ③ 運営費交付金 の受入の遅延等 による資金不足 に対応するた め。 ④ 予定外の役職 員等の退職者の 発生に伴う退職 手当の支給等の 出費に対応する ため。	限度額を超えな かったか。ま た、借入を行う 理由は適切であ ったか。	績はなかった。 ⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金とし て、借入限度額の範囲内で、借入を行った。 58 億円（令和 7 年 6 月 27 日～6 月 30 日） 113 億円（令和 7 年 9 月 22 日～9 月 26 日） 127 億円（令和 8 年 3 月 23 日～3 月 26 日） ⑥ 雇用促進融資事業における借入実績はなかった。 2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過 が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り上、発生する資金不足への対応のため。 ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するた め。	は、財形融資事業にお ける資金繰り上発生し た資金不足に対するつ なぎ資金として、借入 限度額の範囲内で、借 入を行った。	
--	--	---	--	--	--	--

	め。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。 第9 積立金の処分にに関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 財産形成促進	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。 第9 積立金の処分にに関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 財産形成促進	＜評価の視点＞ ・財形勘定における決算において剰余金が発生し目的積立金として積み立てた際には、適切に執行しているか。 ＜評価の視点＞ ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てたか。	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 剰余金は発生しているものの、目的積立金として積み立てていないため実績なし。 第9 積立金の処分にに関する事項 主務大臣の承認を受けた前期中期目標期間繰越積立金については、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおりの業務に充てた。 <table><tr><td>①</td><td>清退共事業等勘定</td><td>給付経理</td><td>33,051,345 円</td></tr><tr><td>②</td><td>清退共事業等勘定</td><td>特別給付経理</td><td>1,247,885 円</td></tr></table>	①	清退共事業等勘定	給付経理	33,051,345 円	②	清退共事業等勘定	特別給付経理	1,247,885 円	＜評価の視点に対する措置＞ ・剰余金は発生しているものの、目的積立金として積み立てていないため実績なし。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てた。	
①	清退共事業等勘定	給付経理	33,051,345 円											
②	清退共事業等勘定	特別給付経理	1,247,885 円											

		進事業 ④ 雇用促進融 資事業	事業 ④ 雇用促進融 資事業				
--	--	-----------------------	----------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

○目的積立金等の状況

一般の中小企業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	448,562	448,562	448,562		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	190,386	103,165		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-	-		
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-	-		
うち年度末残高（b）	-	-	-		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-	-		

清酒製造業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	2,616	2,556	2,519		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	20	-		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-	-		
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-	-		
うち年度末残高（b）	-	-	-		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-	-		

財形勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	14,246	14,246	14,246		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	281	451		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-	-		
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-	-		
うち年度末残高（b）	-	-	-		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-	-		

建設業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	73,863	73,863	73,863		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	27,751	14,130		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-	-		
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-	-		
うち年度末残高（b）	-	-	-		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-	-		

林業退職金共済事業等勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	-	-	-		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	113	-		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-	-		
当期の運営費交付金交付額（a）	-	-	-		
うち年度末残高（b）	-	-	-		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-	-		

雇用促進融資勘定（単位：百万円、％）					
	令和5年度末 （初年度）	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 （最終年度）
前期中（長）期目標期間繰越積立金	187	187	187		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	47	121		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-	-		
当期の運営費交付金交付額（a）	28	28	27		
うち年度末残高（b）	-	0	0		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	0.00％	0.00％	0.00％		

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	517,708	520,666	2,958	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	7,364	6,280	△ 1,084	
業務収入	506,689	511,458	4,769	
掛金等収入	482,387	485,088	2,701	
運用収入等	24,302	26,370	2,068	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	44	68	24	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	502	408	△ 94	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	2,643	2,346	△ 297	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	2	4	2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	465	102	△ 363	
支 出	591,915	509,838	△ 82,077	
退職給付金等	567,747	487,842	△ 79,905	
業務経費	2,671	2,580	△ 90	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	2,671	2,580	△ 90	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	17,885	16,555	△ 1,330	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	3,077	2,446	△ 631	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	511	409	△ 102	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	24	6	△ 18	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	525	502	△ 23	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	525	501	△ 23	
掛金等収入	467	436	△ 31	
運用収入等	58	65	7	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	0	0	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,785	1,339	△ 446	
退職給付金等	1,436	1,075	△ 362	
業務経費	38	27	△ 11	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	38	27	△ 11	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	310	238	△ 72	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	109,272	91,217	△ 18,055	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	109,271	91,203	△ 18,067	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	109,271	91,203	△ 18,067	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	2	13	12	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	109,271	91,974	△ 17,296	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	108,878	91,679	△ 17,200	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	108,878	91,679	△ 17,200	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	137	78	△ 59	
人件費	256	218	△ 38	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	119	137	18	
運営費交付金収入	27	27	—	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	44	44	—	
業務収入	47	65	18	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	47	65	18	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	72	61	△ 10	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	44	36	△ 8	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	44	36	△ 8	
一般管理費	11	10	△ 1	
人件費	16	15	△ 1	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	18,390	16,989	△ 1,401	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理より受入	18,195	16,793	△ 1,403	
国庫補助金収入	195	194	△ 1	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	—	2	2	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	18,390	16,962	△ 1,428	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	15,694	12,774	△ 2,921	
退職金共済事業関係経費	15,694	12,774	△ 2,921	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	74	1,585	1,510	
人件費	2,621	2,604	△ 17	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	△ 18,195	△ 16,793	1,403	
運営費交付金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 18,195	△ 16,793	1,403	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 18,195	△ 16,793	1,403	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 18,195	△ 16,793	1,403	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和7年度）

[別紙1]

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	627,819	612,717	△ 15,102	
運営費交付金収入	27	27	—	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	7,603	6,518	△ 1,085	
業務収入	616,531	603,228	△ 13,303	
掛金等収入	482,854	485,525	2,670	
運用収入等	24,359	26,435	2,076	
勤労者財産形成促進業務収入	109,271	91,203	△ 18,067	
雇用促進融資業務収入	47	65	18	
業務外収入	46	83	37	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	502	408	△ 94	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	2,643	2,346	△ 297	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	2	4	2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	465	102	△ 363	
支 出	703,237	603,382	△ 99,854	
退職給付金等	569,184	488,917	△ 80,267	
業務経費	127,326	107,096	△ 20,230	
退職金共済事業関係経費	15,694	12,774	△ 2,921	
運用費用等	2,709	2,607	△ 102	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	108,878	91,679	△ 17,200	
雇用促進融資業務経費	44	36	△ 8	
一般管理費	222	1,672	1,450	
人件費	2,893	2,837	△ 56	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	3,077	2,446	△ 631	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	511	409	△ 102	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	24	6	△ 18	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	454,994	458,119	3,125	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,114	5,156	△ 957	
業務収入	445,804	450,484	4,680	
掛金等収入	424,650	427,450	2,800	
運用収入等	21,154	23,034	1,880	
業務外収入	—	33	33	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	2,625	2,342	△ 283	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	2	4	2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	450	99	△ 351	
支 出	515,343	442,460	△ 72,883	
退職給付金等	499,420	426,850	△ 72,569	
業務経費	2,559	2,564	6	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	2,559	2,564	6	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	12,864	12,638	△ 226	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	496	406	△ 90	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	6	2	△ 4	

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	12,895	12,671	△ 224	
給付経理より受入	12,864	12,638	△ 226	
国庫補助金収入	31	31	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	2	2	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	12,895	12,607	△ 288	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	10,996	9,442	△ 1,554	
退職金共済事業関係経費	10,996	9,442	△ 1,554	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	43	1,356	1,313	
人件費	1,856	1,809	△ 47	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	△ 12,864	△ 12,638	226	
給付経理より受入	△ 12,864	△ 12,638	226	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 12,864	△ 12,638	226	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 12,864	△ 12,638	226	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和7年度）

[別紙2]

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	455,026	458,152	3,127	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,145	5,188	△ 957	
業務収入	445,804	450,484	4,680	
掛金等収入	424,650	427,450	2,800	
運用収入等	21,154	23,034	1,880	
業務外収入	—	35	35	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	2,625	2,342	△ 283	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	2	4	2	
林業退職金共済事業等勘定より受入	450	99	△ 351	
支 出	515,375	442,429	△ 72,946	
退職給付金等	499,420	426,850	△ 72,569	
業務経費	13,555	12,006	△ 1,549	
退職金共済事業関係経費	10,996	9,442	△ 1,554	
運用費用等	2,559	2,564	6	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	43	1,356	1,313	
人件費	1,856	1,809	△ 47	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	496	406	△ 90	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	6	2	△ 4	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	61,241	61,074	△ 168	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,211	1,089	△ 122	
業務収入	59,475	59,541	66	
掛金等収入	56,374	56,255	△ 119	
運用収入等	3,101	3,286	185	
業務外収入	44	35	△ 9	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	496	406	△ 90	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	15	3	△ 12	
支 出	74,321	65,588	△ 8,733	
退職給付金等	66,730	59,451	△ 7,279	
業務経費	102	8	△ 94	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	102	8	△ 94	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	4,847	3,783	△ 1,064	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	2,625	2,342	△ 283	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	18	4	△ 14	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	523	501	△ 23	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	523	500	△ 23	
掛金等収入	466	435	△ 30	
運用収入等	58	65	7	
業務外収入	0	0	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	1,778	1,333	△ 445	
退職給付金等	1,432	1,069	△ 363	
業務経費	38	27	△ 11	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	38	27	△ 11	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	307	237	△ 70	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	5,268	4,134	△ 1,134	
給付経理より受入	5,154	4,020	△ 1,134	
国庫補助金収入	114	114	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	0	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	5,268	4,168	△ 1,101	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	4,580	3,243	△ 1,338	
退職金共済事業関係経費	4,580	3,243	△ 1,338	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	30	222	192	
人件費	657	702	45	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	△ 5,154	△ 4,020	1,134	
給付経理より受入	△ 5,154	△ 4,020	1,134	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 5,154	△ 4,020	1,134	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 5,154	△ 4,020	1,134	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和7年度）

[別紙3]

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	61,879	61,688	△ 191	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,326	1,203	△ 122	
業務収入	59,998	60,041	43	
掛金等収入	56,839	56,690	△ 149	
運用収入等	3,159	3,351	192	
業務外収入	44	35	△ 9	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	496	406	△ 90	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	15	3	△ 12	
支 出	76,213	67,069	△ 9,144	
退職給付金等	68,162	60,520	△ 7,642	
業務経費	4,721	3,278	△ 1,443	
退職金共済事業関係経費	4,580	3,243	△ 1,338	
運用費用等	140	35	△ 105	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	30	222	192	
人件費	657	702	45	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	2,625	2,342	△ 283	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	18	4	△ 14	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	52	51	△ 1	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	1	1	△ 0	
業務収入	50	50	△ 0	
掛金等収入	37	36	△ 1	
運用収入等	14	14	0	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
支 出	212	153	△ 59	
退職給付金等	118	89	△ 29	
業務経費	0	—	△ 0	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	0	—	△ 0	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	92	60	△ 33	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	2	4	2	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	1	1	△ 0	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	1	1	△ 0	
掛金等収入	1	1	△ 0	
運用収入等	0	0	0	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	7	6	△ 1	
退職給付金等	4	5	1	
業務経費	0	—	△ 0	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	0	—	△ 0	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	3	1	△ 2	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	111	76	△ 35	
給付経理より受入	95	61	△ 35	
国庫補助金収入	16	15	△ 1	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	111	80	△ 32	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	49	32	△ 18	
退職金共済事業関係経費	49	32	△ 18	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	1	4	3	
人件費	61	44	△ 17	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 7 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	△ 95	△ 61	35	
給付経理より受入	△ 95	△ 61	35	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 95	△ 61	35	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 95	△ 61	35	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和7年度）

[別紙4]

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	70	68	△ 2	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	18	17	△ 1	
業務収入	52	51	△ 0	
掛金等収入	38	37	△ 1	
運用収入等	14	14	0	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
支 出	235	178	△ 57	
退職給付金等	122	94	△ 28	
業務経費	49	32	△ 18	
退職金共済事業関係経費	49	32	△ 18	
運用費用等	0	—	△ 0	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	1	4	3	
人件費	61	44	△ 17	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	2	4	2	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	1,420	1,422	2	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	37	33	△ 4	
業務収入	1,359	1,383	24	
掛金等収入	1,326	1,347	21	
運用収入等	33	36	3	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	6	2	△ 4	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	18	4	△ 14	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	2,038	1,636	△ 401	
退職給付金等	1,480	1,452	△ 28	
業務経費	10	8	△ 2	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	10	8	△ 2	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	82	74	△ 8	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	450	99	△ 351	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	15	3	△ 12	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	116	107	△ 8	
給付経理より受入	82	74	△ 8	
国庫補助金収入	33	33	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	116	109	△ 7	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	69	57	△ 11	
退職金共済事業関係経費	69	57	△ 11	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	0	2	2	
人件費	47	49	2	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	△ 82	△ 74	8	
給付経理より受入	△ 82	△ 74	8	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	—	—	—	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	△ 82	△ 74	8	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	—	—	—	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
人件費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 82	△ 74	8	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 7 年度）

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
収 入	1,454	1,455	2	
給付経理より受入	—	—	—	
国庫補助金収入	70	66	△ 4	
業務収入	1,359	1,383	24	
掛金等収入	1,326	1,347	21	
運用収入等	33	36	3	
業務外収入	0	—	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	6	2	△ 4	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	18	4	△ 14	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	2,071	1,671	△ 400	
退職給付金等	1,480	1,452	△ 28	
業務経費	79	65	△ 14	
退職金共済事業関係経費	69	57	△ 11	
運用費用等	10	8	△ 2	
業務委託手数料	—	—	—	
一般管理費	0	2	2	
人件費	47	49	2	
業務経理へ繰入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	450	99	△ 351	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	15	3	△ 12	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	—	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和7年度）

財形勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	109,272	91,217	△ 18,055	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
業務収入	109,271	91,203	△ 18,067	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	109,271	91,203	△ 18,067	
雇用促進融資業務収入	—	—	—	
業務外収入	2	13	12	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	109,271	91,974	△ 17,296	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	108,878	91,679	△ 17,200	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	108,878	91,679	△ 17,200	
雇用促進融資業務経費	—	—	—	
一般管理費	137	78	△ 59	
人件費	256	218	△ 38	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

予算（令和 7 年度）

雇用促進融資勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	119	137	18	
運営費交付金収入	27	27	—	
国庫補助金収入	44	44	—	
業務収入	47	65	18	
掛金等収入	—	—	—	
運用収入等	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務収入	—	—	—	
雇用促進融資業務収入	47	65	18	
業務外収入	—	—	—	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定より受入	—	—	—	
支 出	72	61	△ 10	
退職給付金等	—	—	—	
業務経費	44	36	△ 8	
退職金共済事業関係経費	—	—	—	
運用費用等	—	—	—	
業務委託手数料	—	—	—	
勤労者財産形成促進業務経費	—	—	—	
雇用促進融資業務経費	44	36	△ 8	
一般管理費	11	10	△ 1	
人件費	16	15	△ 1	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	—	—	—	

収支計画（令和 7 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	6,532,741	592,765	△ 5,939,976	
事業費用	574,264	493,600	△ 80,665	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	17,885	16,555	△ 1,330	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	123,251	—	△ 123,251	
責任準備金繰入	5,817,322	82,610	△ 5,734,712	
事業外費用	17	—	△ 17	
財務費用	—	—	—	
経常収益	6,528,237	604,690	△ 5,923,547	
事業収益	549,274	592,265	42,991	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	7,364	6,280	△ 1,084	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	115,687	5,913	△ 109,774	
責任準備金戻入	5,855,913	232	△ 5,855,681	
事業外収益	—	0	0	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 4,503	11,926	16,429	
目的積立金取崩額	—	33	33	
総利益（△総損失）	△ 4,503	11,959	16,462	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 7 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	16,814	1,339	△ 15,475	
事業費用	1,474	1,101	△ 373	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	310	238	△ 72	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	87	0	△ 86	
責任準備金繰入	14,943	—	△ 14,943	
事業外費用	0	—	△ 0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	16,580	1,260	△ 15,320	
事業収益	672	790	118	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	76	14	△ 62	
責任準備金戻入	15,831	455	△ 15,376	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 234	△ 80	155	
目的積立金取崩額	—	1	1	
総利益（△総損失）	△ 234	△ 78	156	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 7 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	1,750	1,810	60	
事業費用	362	332	△ 30	
一般管理費	392	253	△ 140	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
財務費用	996	1,225	229	
経常収益	2,062	1,774	△ 289	
事業収益	2,059	1,769	△ 291	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	1	0	△ 0	
貸倒引当金戻入	2	5	2	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	313	△ 36	△ 349	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	313	△ 36	△ 349	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 7 年度）

[別紙 8]

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	75	60	△ 14	
事業費用	44	36	△ 8	
一般管理費	30	24	△ 7	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	123	113	△ 11	
事業収益	6	7	1	
運営費交付金収入	27	26	△ 1	
国庫補助金収入	44	36	△ 8	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	0	0	
貸倒引当金戻入	43	44	1	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	1	1	△ 0	
退職給付引当金見返に係る収益	2	△ 1	△ 3	
純利益（△純損失）	49	52	4	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	49	52	4	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 7 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	18,794	10,802	△ 7,992	
事業費用	—	8,811	8,811	
一般管理費	18,794	1,958	△ 16,835	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	33	33	
財務費用	—	—	—	
経常収益	18,390	17,004	△ 1,386	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	195	194	△ 1	
給付経理より受入	18,195	16,793	△ 1,403	
資産見返補助金等戻入	—	15	15	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	2	2	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 403	6,202	6,606	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 403	6,202	6,606	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 7 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	△ 18,195	△ 20,340	△ 2,145	
事業費用	—	△ 2,860	△ 2,860	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 18,195	△ 16,793	1,403	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	△ 0	△ 0	
責任準備金繰入	—	△ 687	△ 687	
事業外費用	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
経常収益	△ 18,195	△ 20,340	△ 2,145	
事業収益	—	△ 2,860	△ 2,860	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 18,195	△ 16,793	1,403	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	△ 0	△ 0	
責任準備金戻入	—	△ 687	△ 687	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 7 年度）

[別紙 8]

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	6,551,977	586,436	△ 5,965,542	
事業費用	576,145	501,020	△ 75,125	
一般管理費	19,216	2,235	△ 16,982	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	123,338	—	△ 123,338	
責任準備金繰入	5,832,265	81,923	△ 5,750,342	
事業外費用	18	34	16	
財務費用	996	1,225	229	
経常収益	6,547,198	604,500	△ 5,942,698	
事業収益	552,011	591,970	39,959	
運営費交付金収入	27	26	△ 1	
国庫補助金収入	7,603	6,511	△ 1,092	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	1	16	16	
貸倒引当金戻入	45	48	3	
支払備金戻入	115,764	5,928	△ 109,836	
責任準備金戻入	5,871,744	—	△ 5,871,744	
事業外収益	—	2	2	
賞与引当金見返に係る収益	1	1	△ 0	
退職給付引当金見返に係る収益	2	△ 1	△ 3	
純利益（△純損失）	△ 4,779	18,065	22,844	
目的積立金取崩額	—	34	34	
総利益（△総損失）	△ 4,779	18,099	22,878	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 7 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	5,476,598	523,214	△ 4,953,384	
事業費用	502,711	430,113	△ 72,598	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	12,864	12,638	△ 226	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	118,637	—	△ 118,637	
責任準備金繰入	4,842,370	80,463	△ 4,761,907	
事業外費用	16	—	△ 16	
財務費用	—	—	—	
経常収益	5,472,392	531,421	△ 4,940,971	
事業収益	482,428	520,504	38,077	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,114	5,156	△ 957	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	111,567	5,761	△ 105,807	
責任準備金戻入	4,872,284	—	△ 4,872,284	
事業外収益	—	0	0	
純利益（△純損失）	△ 4,205	8,208	12,413	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 4,205	8,208	12,413	

収支計画（令和 7 年度）

[別紙 9]

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	12,980	6,550	△ 6,430	
事業費用	—	5,450	5,450	
一般管理費	12,980	1,076	△ 11,904	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	24	24	
財務費用	—	—	—	
経常収益	12,895	12,671	△ 224	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	31	31	—	
給付経理より受入	12,864	12,638	△ 226	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	2	2	
純利益（△純損失）	△ 85	6,121	6,206	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 85	6,121	6,206	

収支計画（令和 7 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	△ 12,864	△ 12,638	226	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 12,864	△ 12,638	226	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
経常収益	△ 12,864	△ 12,638	226	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 12,864	△ 12,638	226	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

収支計画（令和 7 年度）

[別紙 9]

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	5,476,714	517,126	△ 4,959,588	
事業費用	502,711	435,563	△ 67,148	
一般管理費	12,980	1,076	△ 11,904	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	118,637	—	△ 118,637	
責任準備金繰入	4,842,370	80,463	△ 4,761,907	
事業外費用	16	24	8	
財務費用	—	—	—	
経常収益	5,472,424	531,455	△ 4,940,969	
事業収益	482,428	520,504	38,077	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,145	5,188	△ 957	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	111,567	5,761	△ 105,807	
責任準備金戻入	4,872,284	—	△ 4,872,284	
事業外収益	—	2	2	
純利益（△純損失）	△ 4,290	14,329	18,619	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 4,290	14,329	18,619	

収支計画（令和 7 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	1,037,432	67,761	△ 969,670	
事業費用	69,473	61,831	△ 7,642	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	4,847	3,783	△ 1,064	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	4,539	—	△ 4,539	
責任準備金繰入	958,571	2,147	△ 956,424	
事業外費用	1	—	△ 1	
財務費用	—	—	—	
経常収益	1,037,225	71,345	△ 965,880	
事業収益	65,323	70,128	4,805	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,211	1,089	△ 122	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	4,058	127	△ 3,931	
責任準備金戻入	966,632	—	△ 966,632	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 207	3,583	3,790	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 207	3,583	3,790	

収支計画（令和 7 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	16,745	1,333	△ 15,412	
事業費用	1,470	1,096	△ 374	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	307	237	△ 70	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	86	—	△ 86	
責任準備金繰入	14,881	—	△ 14,881	
事業外費用	0	—	△ 0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	16,515	1,255	△ 15,260	
事業収益	671	789	118	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	76	14	△ 62	
責任準備金戻入	15,768	452	△ 15,316	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 231	△ 78	152	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 231	△ 78	152	

収支計画（令和 7 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	5,575	4,064	△ 1,511	
事業費用	—	3,196	3,196	
一般管理費	5,575	859	△ 4,716	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	9	9	
財務費用	—	—	—	
経常収益	5,268	4,139	△ 1,129	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	114	114	—	
給付経理より受入	5,154	4,020	△ 1,134	
資産見返補助金等戻入	—	4	4	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	0	0	
純利益（△純損失）	△ 307	75	382	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 307	75	382	

収支計画（令和 7 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	△ 5,154	△ 4,472	682	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 5,154	△ 4,020	1,134	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	△ 452	△ 452	
事業外費用	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
経常収益	△ 5,154	△ 4,472	682	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 5,154	△ 4,020	1,134	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	△ 452	△ 452	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

収支計画（令和 7 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	1,054,598	68,686	△ 985,911	
事業費用	70,944	66,123	△ 4,820	
一般管理費	5,575	859	△ 4,716	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	4,626	—	△ 4,626	
責任準備金繰入	973,452	1,696	△ 971,756	
事業外費用	1	9	8	
財務費用	—	—	—	
経常収益	1,053,853	72,267	△ 981,587	
事業収益	65,994	70,917	4,923	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,326	1,203	△ 122	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	4	4	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	4,134	142	△ 3,992	
責任準備金戻入	982,400	—	△ 982,400	
事業外収益	—	0	0	
純利益（△純損失）	△ 744	3,580	4,324	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 744	3,580	4,324	

収支計画（令和 7 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	1,222	153	△ 1,069	
事業費用	120	93	△ 27	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	92	60	△ 33	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	6	—	△ 6	
責任準備金繰入	1,004	—	△ 1,004	
事業外費用	0	—	△ 0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	1,138	120	△ 1,019	
事業収益	56	68	12	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	1	1	△ 0	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	4	2	△ 2	
責任準備金戻入	1,077	49	△ 1,028	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 83	△ 33	50	
目的積立金取崩額	—	33	33	
総利益（△総損失）	△ 83	—	83	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	69	6	△ 62	
事業費用	4	5	1	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	3	1	△ 2	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	0	0	0	
責任準備金繰入	61	—	△ 61	
事業外費用	0	—	△ 0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	65	5	△ 60	
事業収益	1	1	△ 0	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	0	—	△ 0	
責任準備金戻入	63	4	△ 60	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 4	△ 1	2	
目的積立金取崩額	—	1	1	
総利益（△総損失）	△ 4	—	4	

収支計画（令和 7 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	112	72	△ 40	
事業費用	—	65	65	
一般管理費	112	6	△ 105	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	111	76	△ 35	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	16	15	△ 1	
給付経理より受入	95	61	△ 35	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 0	4	4	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 0	4	4	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	△ 95	△ 61	34	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 95	△ 61	35	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	△ 0	△ 0	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
経常収益	△ 95	△ 61	34	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 95	△ 61	35	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	△ 0	△ 0	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

収支計画（令和 7 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	1,307	170	△ 1,137	
事業費用	124	164	40	
一般管理費	112	6	△ 105	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	6	—	△ 6	
責任準備金繰入	1,065	—	△ 1,065	
事業外費用	0	0	0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	1,220	140	△ 1,080	
事業収益	57	69	12	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	18	17	△ 1	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	4	2	△ 3	
責任準備金戻入	1,140	52	△ 1,088	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 87	△ 30	57	
目的積立金取崩額	—	34	34	
総利益（△総損失）	△ 87	4	91	

収支計画（令和 7 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	17,490	1,636	△ 15,853	
事業費用	1,960	1,563	△ 398	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	82	74	△ 8	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	69	—	△ 69	
責任準備金繰入	15,378	—	△ 15,378	
事業外費用	0	—	△ 0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	17,482	1,804	△ 15,678	
事業収益	1,467	1,564	98	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	37	33	△ 4	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	58	23	△ 35	
責任準備金戻入	15,920	183	△ 15,737	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 8	167	175	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 8	167	175	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	128	116	△ 11	
事業費用	—	99	99	
一般管理費	128	17	△ 110	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	116	118	3	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	33	33	—	
給付経理より受入	82	74	△ 8	
資産見返補助金等戻入	—	11	11	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 12	2	14	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 12	2	14	

収支計画（令和 7 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	△ 82	△ 74	8	
事業費用	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	
業務経理へ繰入	△ 82	△ 74	8	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
経常収益	△ 82	△ 74	8	
事業収益	—	—	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
給付経理より受入	△ 82	△ 74	8	
資産見返補助金等戻入	—	—	—	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	—	—	—	

収支計画（令和 7 年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	17,535	1,679	△ 15,856	
事業費用	1,960	1,662	△ 298	
一般管理費	128	17	△ 110	
業務経理へ繰入	—	—	—	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	69	—	△ 69	
責任準備金繰入	15,378	—	△ 15,378	
事業外費用	0	0	0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	17,515	1,848	△ 15,667	
事業収益	1,467	1,564	98	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	70	66	△ 4	
給付経理より受入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	—	11	11	
貸倒引当金戻入	—	—	—	
支払備金戻入	58	23	△ 35	
責任準備金戻入	15,920	183	△ 15,737	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	△ 20	170	189	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	△ 20	170	189	

収支計画（令和 7 年度）

[別紙 1 3]

財形勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	1,750	1,810	60	
事業費用	362	332	△ 30	
一般管理費	392	253	△ 140	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
財務費用	996	1,225	229	
経常収益	2,062	1,774	△ 289	
事業収益	2,059	1,769	△ 291	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
資産見返補助金等戻入	1	0	△ 0	
貸倒引当金戻入	2	5	2	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
純利益（△純損失）	313	△ 36	△ 349	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	313	△ 36	△ 349	

収支計画（令和 7 年度）

[別紙 1 4]

雇用促進融資勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	75	60	△ 14	
事業費用	44	36	△ 8	
一般管理費	30	24	△ 7	
貸倒引当金繰入	—	—	—	
支払備金繰入	—	—	—	
責任準備金繰入	—	—	—	
事業外費用	—	0	0	
財務費用	—	—	—	
経常収益	123	113	△ 11	
事業収益	6	7	1	
運営費交付金収入	27	26	△ 1	
国庫補助金収入	44	36	△ 8	
資産見返補助金等戻入	—	0	0	
貸倒引当金戻入	43	44	1	
支払備金戻入	—	—	—	
責任準備金戻入	—	—	—	
事業外収益	—	—	—	
賞与引当金見返に係る収益	1	1	△ 0	
退職給付引当金見返に係る収益	2	△ 1	△ 3	
純利益（△純損失）	49	52	4	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益（△総損失）	49	52	4	

資金計画（令和7年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,048,978	1,057,305	8,327	
業務活動による支出	590,637	515,152	△ 75,486	
業務支出	590,637	515,152	△ 75,486	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	250,606	360,271	109,665	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	207,735	181,882	△ 25,853	
資金収入	1,048,978	1,057,305	8,327	
業務活動による収入	517,607	524,185	6,578	
業務収入	510,243	516,822	6,578	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	7,364	7,364	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	364,778	393,191	28,412	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	166,593	139,929	△ 26,664	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	6,374	6,475	101	
業務活動による支出	1,754	1,369	△ 385	
業務支出	1,754	1,369	△ 385	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	1,708	1,699	△ 9	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	2,911	3,407	496	
資金収入	6,374	6,475	101	
業務活動による収入	525	580	55	
業務収入	525	580	55	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	1,600	1,600	0	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	4,249	4,295	46	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和7年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	113,199	168,897	55,698	
業務活動による支出	20,250	4,278	△ 15,972	
業務支出	19,496	3,673	△ 15,822	
人件費	256	236	△ 20	
管理諸費	498	369	△ 129	
投資活動による支出	—	73,592	73,592	
財務活動による支出	89,021	87,705	△ 1,316	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	3,928	3,321	△ 607	
資金収入	113,199	168,897	55,698	
業務活動による収入	35,195	29,182	△ 6,013	
業務収入	35,195	29,169	△ 6,027	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
その他の収入	—	2	2	
利息の受取額	0	12	12	
投資活動による収入	—	73,590	73,590	
財務活動による収入	74,077	62,035	△ 12,042	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	3,927	4,090	163	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和7年度）

[別紙15]

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	208	477	269	
業務活動による支出	72	71	△ 0	
業務支出	44	10	△ 35	
人件費	16	19	3	
管理諸費	11	42	31	
投資活動による支出	—	154	154	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	136	252	116	
資金収入	208	477	269	
業務活動による収入	119	137	18	
業務収入	47	65	17	
運営費交付金収入	27	27	—	
国庫補助金収入	44	44	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	1	1	
投資活動による収入	—	154	154	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	89	187	98	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	22,853	25,707	2,854	
業務活動による支出	18,390	13,204	△ 5,186	
業務支出	—	3,174	3,174	
人件費	2,621	2,754	133	
管理諸費	15,769	7,276	△ 8,493	
投資活動による支出	—	6,883	6,883	
財務活動による支出	—	289	289	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	4,463	5,331	867	
資金収入	22,853	25,707	2,854	
業務活動による収入	18,390	18,796	405	
業務収入	18,195	18,601	405	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	195	195	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	4,463	6,911	2,448	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	△ 18,195	△ 24,608	△ 6,413	
業務活動による支出	△ 18,195	△ 24,608	△ 6,413	
業務支出	△ 18,195	△ 24,608	△ 6,412	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	△ 1	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 18,195	△ 24,608	△ 6,413	
業務活動による収入	△ 18,195	△ 24,608	△ 6,413	
業務収入	△ 18,195	△ 24,608	△ 6,413	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和7年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,173,417	1,234,253	60,836	
業務活動による支出	612,908	509,467	△ 103,441	
業務支出	593,737	498,770	△ 94,966	
人件費	2,893	3,010	116	
管理諸費	16,278	7,687	△ 8,591	
投資活動による支出	252,314	442,598	190,284	
財務活動による支出	89,021	87,995	△ 1,026	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	219,174	194,193	△ 24,981	
資金収入	1,173,417	1,234,253	60,836	
業務活動による収入	553,641	548,271	△ 5,369	
業務収入	546,010	540,627	△ 5,383	
運営費交付金収入	27	27	—	
国庫補助金収入	7,603	7,603	—	
その他の収入	—	2	2	
利息の受取額	0	12	12	
投資活動による収入	366,378	468,535	102,157	
財務活動による収入	74,077	62,035	△ 12,042	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	179,321	155,412	△ 23,909	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和 7 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	852,436	858,587	6,151	
業務活動による支出	514,397	448,329	△ 66,067	
業務支出	514,397	448,329	△ 66,067	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	237,280	288,588	51,309	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	100,759	121,669	20,910	
資金収入	852,436	858,587	6,151	
業務活動による収入	454,895	459,952	5,057	
業務収入	448,781	453,839	5,057	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,114	6,114	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	304,120	302,533	△ 1,587	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	93,420	96,102	2,681	

資金計画（令和 7 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	15,411	17,808	2,397	
業務活動による支出	12,895	8,271	△ 4,624	
業務支出	—	2,037	2,037	
人件費	1,856	1,950	94	
管理諸費	11,039	4,284	△ 6,755	
投資活動による支出	—	5,414	5,414	
財務活動による支出	—	229	229	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	2,516	3,893	1,377	
資金収入	15,411	17,808	2,397	
業務活動による収入	12,895	13,998	1,103	
業務収入	12,864	13,966	1,103	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	31	31	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	2,516	3,810	1,294	

資金計画（令和 7 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	△ 12,864	△ 15,983	△ 3,119	
業務活動による支出	△ 12,864	△ 15,983	△ 3,119	
業務支出	△ 12,864	△ 15,983	△ 3,119	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 12,864	△ 15,983	△ 3,119	
業務活動による収入	△ 12,864	△ 15,983	△ 3,119	
業務収入	△ 12,864	△ 15,983	△ 3,119	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

資金計画（令和 7 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	854,983	860,411	5,428	
業務活動による支出	514,428	440,617	△ 73,811	
業務支出	501,533	434,383	△ 67,150	
人件費	1,856	1,950	94	
管理諸費	11,039	4,284	△ 6,755	
投資活動による支出	237,280	294,002	56,723	
財務活動による支出	—	229	229	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	103,275	125,562	22,287	
資金収入	854,983	860,411	5,428	
業務活動による収入	454,927	457,967	3,040	
業務収入	448,781	451,822	3,040	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	6,145	6,145	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	304,120	302,533	△ 1,587	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	95,936	99,912	3,975	

資金計画（令和7年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	191,646	193,842	2,196	
業務活動による支出	73,991	65,024	△ 8,967	
業務支出	73,991	65,024	△ 8,967	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	12,416	70,791	58,375	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	105,240	58,027	△ 47,212	
資金収入	191,646	193,842	2,196	
業務活動による収入	61,241	62,720	1,478	
業務収入	60,030	61,508	1,478	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,211	1,211	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	59,158	89,158	30,000	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	71,247	41,965	△ 29,282	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	6,005	6,106	101	
業務活動による支出	1,747	1,363	△ 384	
業務支出	1,747	1,363	△ 384	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	1,508	1,499	△ 9	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	2,750	3,244	495	
資金収入	6,005	6,106	101	
業務活動による収入	523	579	55	
業務収入	523	579	55	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	1,500	1,500	0	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	3,982	4,028	46	

資金計画（令和7年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	7,016	7,533	517	
業務活動による支出	5,268	4,707	△ 561	
業務支出	—	1,098	1,098	
人件費	657	712	55	
管理諸費	4,611	2,897	△ 1,713	
投資活動による支出	—	1,467	1,467	
財務活動による支出	—	59	59	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	1,747	1,299	△ 448	
資金収入	7,016	7,533	517	
業務活動による収入	5,268	4,573	△ 695	
業務収入	5,154	4,459	△ 695	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	114	114	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	1,747	2,960	1,212	

資金計画（令和7年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	△ 5,154	△ 5,551	△ 397	
業務活動による支出	△ 5,154	△ 5,551	△ 397	
業務支出	△ 5,154	△ 5,551	△ 397	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 5,154	△ 5,551	△ 397	
業務活動による収入	△ 5,154	△ 5,551	△ 397	
業務収入	△ 5,154	△ 5,551	△ 397	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

資金計画（令和7年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	199,513	201,930	2,418	
業務活動による支出	75,852	65,543	△ 10,309	
業務支出	70,584	61,934	△ 8,650	
人件費	657	712	55	
管理諸費	4,611	2,897	△ 1,713	
投資活動による支出	13,924	73,757	59,833	
財務活動による支出	—	59	59	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	109,736	62,571	△ 47,166	
資金収入	199,513	201,930	2,418	
業務活動による収入	61,879	62,321	442	
業務収入	60,553	60,995	442	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	1,326	1,326	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	60,658	90,658	30,000	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	76,976	48,952	△ 28,024	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	608	644	35	
業務活動による支出	212	184	△ 28	
業務支出	212	184	△ 28	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	101	100	△ 0	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	295	359	64	
資金収入	608	644	35	
業務活動による収入	52	84	32	
業務収入	50	83	32	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	1	1	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	200	200	0	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	356	360	3	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	369	369	△ 0	
業務活動による支出	7	6	△ 1	
業務支出	7	6	△ 1	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	200	200	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	162	163	1	
資金収入	369	369	△ 0	
業務活動による収入	1	1	△ 0	
業務収入	1	1	△ 0	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	100	100	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	267	267	△ 0	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	221	196	△ 26	
業務活動による支出	111	112	1	
業務支出	—	34	34	
人件費	61	44	△ 17	
管理諸費	50	35	△ 16	
投資活動による支出	—	1	1	
財務活動による支出	—	0	0	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	110	82	△ 28	
資金収入	221	196	△ 26	
業務活動による収入	111	109	△ 2	
業務収入	95	93	△ 2	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	16	16	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	110	87	△ 24	

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	△ 95	△ 126	△ 31	
業務活動による支出	△ 95	△ 126	△ 31	
業務支出	△ 95	△ 126	△ 31	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 95	△ 126	△ 31	
業務活動による収入	△ 95	△ 126	△ 31	
業務収入	△ 95	△ 126	△ 31	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

資金計画（令和 7 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	1,103	1,082	△ 21	
業務活動による支出	235	176	△ 59	
業務支出	124	98	△ 26	
人件費	61	44	△ 17	
管理諸費	50	35	△ 16	
投資活動による支出	301	301	1	
財務活動による支出	—	0	0	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	567	604	37	
資金収入	1,103	1,082	△ 21	
業務活動による収入	69	68	△ 1	
業務収入	52	51	△ 1	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	18	18	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	300	300	0	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	734	713	△ 20	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	4,288	4,233	△ 56	
業務活動による支出	2,038	1,615	△ 423	
業務支出	2,038	1,615	△ 423	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	810	792	△ 18	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	1,441	1,827	386	
資金収入	4,288	4,233	△ 56	
業務活動による収入	1,418	1,429	11	
業務収入	1,381	1,392	11	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	37	37	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	1,300	1,300	0	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	1,570	1,504	△ 66	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	205	170	△ 35	
業務活動による支出	116	114	△ 2	
業務支出	—	5	5	
人件費	47	49	2	
管理諸費	69	60	△ 9	
投資活動による支出	—	0	0	
財務活動による支出	—	0	0	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	90	56	△ 34	
資金収入	205	170	△ 35	
業務活動による収入	116	116	—	
業務収入	82	82	—	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	33	33	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	90	55	△ 35	

林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	△ 82	△ 87	△ 5	
業務活動による支出	△ 82	△ 87	△ 5	
業務支出	△ 82	△ 87	△ 5	
人件費	—	—	—	
管理諸費	—	—	—	
投資活動による支出	—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	—	—	—	
資金収入	△ 82	△ 87	△ 5	
業務活動による収入	△ 82	△ 87	△ 5	
業務収入	△ 82	△ 87	△ 5	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	—	—	—	

資金計画（令和 7 年度）

[別紙 1 9]

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
資金支出	4,412	4,316	△ 95	
業務活動による支出	2,071	1,641	△ 430	
業務支出	1,955	1,532	△ 423	
人件費	47	49	2	
管理諸費	69	60	△ 9	
投資活動による支出	810	792	△ 18	
財務活動による支出	—	0	0	
業務外支出	—	—	—	
次年度への繰越金	1,531	1,882	352	
資金収入	4,412	4,316	△ 95	
業務活動による収入	1,452	1,458	6	
業務収入	1,381	1,387	6	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	70	70	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	—	—	
投資活動による収入	1,300	1,300	0	
財務活動による収入	—	—	—	
業務外収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	1,660	1,559	△ 101	

資金計画（令和 7 年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	113,199	168,897	55,698	
業務活動による支出	20,250	4,278	△ 15,972	
業務支出	19,496	3,673	△ 15,822	
人件費	256	236	△ 20	
管理諸費	498	369	△ 129	
投資活動による支出	—	73,592	73,592	
財務活動による支出	89,021	87,705	△ 1,316	
次年度への繰越金	3,928	3,321	△ 607	
資金収入	113,199	168,897	55,698	
業務活動による収入	35,195	29,182	△ 6,013	
業務収入	35,195	29,169	△ 6,027	
運営費交付金収入	—	—	—	
国庫補助金収入	—	—	—	
その他の収入	—	2	2	
利息の受取額	0	12	12	
投資活動による収入	—	73,590	73,590	
財務活動による収入	74,077	62,035	△ 12,042	
前年度よりの繰越金	3,927	4,090	163	

資金計画（令和 7 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	208	477	269	
業務活動による支出	72	71	△ 0	
業務支出	44	10	△ 35	
人件費	16	19	3	
管理諸費	11	42	31	
投資活動による支出	—	154	154	
財務活動による支出	—	—	—	
次年度への繰越金	136	252	116	
資金収入	208	477	269	
業務活動による収入	119	137	18	
業務収入	47	65	17	
運営費交付金収入	27	27	—	
国庫補助金収入	44	44	—	
その他の収入	—	—	—	
利息の受取額	—	1	1	
投資活動による収入	—	154	154	
財務活動による収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	89	187	98	

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

令和 7 事業年度業務実績等報告書添付資料

添付資料① 令和 7 年度資産運用に関する評価報告書

添付資料② 調達等合理化計画

令和 7 年度

資産運用に関する評価報告書

令和 8 年 6 月 30 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資 産 運 用 委 員 会

目次

はじめに	3
略語、用語の説明	4
1. 概論	6
2. 運用実績	
(1) 中退共（給付経理）	11
(2) 建退共（給付経理）	14
(3) 建退共（特別給付経理）	17
(4) 清退共（給付経理）	20
(5) 清退共（特別給付経理）	23
(6) 林退共（給付経理）	25
3. 機構資産の運用の基本的な方針	
(1) 基本的な考え方	28
(2) 資産運用の目標	28
4. 機構資産の運用に関し遵守すべき事項	
(1) 受託者責任の徹底	30
(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮	30
5. 機構資産の運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	
(1) 基本ポートフォリオ	31
(2) 運用手法等について	34
(3) 運用受託機関の選定、評価及び管理等について	37
(4) 機構資産の運用におけるリスク管理	39
6. ガバナンス体制	
(1) ガバナンス体制の確立及び業務運営の透明性の確保	43
(2) スチュワードシップ責任に係る取組	44

7. その他機構資産の適切な運用に関し必要な事項

(1) 透明性の向上 -----	46
(2) 運用管理体制 -----	47
資産運用委員会 委員名簿 -----	49
令和7年度資産運用委員会 開催実績 -----	51

別紙	令和7年4月～令和8年3月の資産運用実績報告
別添	資産運用におけるプロセス評価のイメージ

はじめに

資産運用委員会（以下「当委員会」という。）は、中小企業退職金共済法第六十九条の二～第六十九条の四に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が行う退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るために設置された（委員名簿は P49 参照）。

この目的を果たすため、当委員会は、「資産運用の基本方針」の作成又は変更に関する審議や、業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視、その他重要事項に関する理事長への助言・提言等を行うこととされている。

令和 7 年度においても、5 回開催された当委員会の場で、機構の資産運用業務について様々な側面・観点から審議し、意見を述べてきたところである（開催実績は P51 参照）。

本報告書は、厚生労働大臣の評価に資するために、令和 7 年度中の当委員会の活動を総括しつつ、令和 7 年度の資産運用実績も踏まえて、機構による資産運用業務に対する当委員会の見解を取りまとめたものである。

なお、評価の基準となる「資産運用の基本方針」については、令和 4 年 7 月に制定、令和 6 年 7 月に改正されたものを使用している。

※数値の端数処理については四捨五入としている。

略語、用語の説明

- ・ 中退共
一般の中小企業退職金共済制度を指す。
- ・ 建退共
建設業退職金共済制度を指す。
- ・ 清退共
清酒製造業退職金共済制度を指す。
- ・ 林退共
林業退職金共済制度を指す。
- ・ 特退共
特定業種退職金共済制度を指す。建設業、清酒製造業、及び林業が、特定業種として指定されている。
- ・ 給付経理
中小企業者を対象とした退職金共済事業の経理。
- ・ 特別給付経理
中小企業者以外の者であって、特定業種に属する事業の事業主を対象とした退職金共済事業の経理。
- ・ 労政審
厚生労働省労働政策審議会中小企業退職金共済部会を指す。

- ・ 付加退職金

中退共において、基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額。具体的には、掛金納付月数の43月目とその後12か月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年の支給率を乗じて得た額を、退職時まで累計した総額。現在、各年度の利益見込額の2分の1を付加退職金に充てるが、利益見込額が単年度累積剰余金積立目標額の2倍を下回る場合は、当該目標額を優先的に剰余金の積立てに充てることとされている。

令和4年度決定分からは、制度の財政の安定性を損なわないような取扱いに見直すことが適当との観点から、付加退職金に充てる額に上限¹が設定された。その後、国債利回りが予定運用利回りを上回るなど、金融環境が大きく変化したことに鑑み、令和7年度決定分からは、累積剰余金額が積立目標額を上回っている場合はこの上限を適用しないこととされた。

- ・ 中期目標

中期目標管理型の独立行政法人に対し、主務大臣が指示する、業務運営に関する目標を指す。機構の中期目標期間は5年間。

- ・ 中期計画

独立行政法人が、主務大臣に指示された中期目標を達成するために定める計画であり、主務大臣による認可を受けて策定される。

¹ 前年度の決算における累積剰余金の額×0.01（0.01は予定運用利回り）。

1. 概論

〔運用実績〕

- ・ 機構は、清退共（特別給付経理）を除く 5 経理の委託運用部分を合同運用している。令和 7 年度における当該 5 経理の収益率実績は、基本ポートフォリオ設定時の期待収益率²を上回った。
- ・ 収益率実績は、自家運用部分においては、各経理の期待収益率と大きな差異はなかった。委託運用部分においては、市場収益要因（委託運用のベンチマーク収益率と期待収益率の差異、以下同じ）がマイナス寄与したものの、超過収益要因（委託運用の収益率実績とベンチマーク収益率との差異、以下同じ）が大幅プラス寄与となったことを背景に、期待収益率を大きく上回った。
- ・ 上記の運用実績を受けた、各経理の令和 7 年度末の利益剰余金をみると、まず中退共（給付経理）では、5,492 億円と前年度末対比 82 億円増加した。向こう 5 年間に想定し得る最悪の状況で発生する損失額（以下「想定損失額」という。）を上回る水準は維持しており、財務基盤に特段の不安はない。
- ・ 建退共（給付経理）では、利益剰余金は 770 億円と前年度末対比 36 億円増加した。中退共同様、想定損失額を上回る水準は維持しており、財務基盤に特段の不安はない。
- ・ 清退共（給付経理）では、利益剰余金は 23 億円と前年度末対比微減となった。責任準備金の 2 倍という極めて高い水準が維持されており、財務基盤に不安はない。
- ・ 林退共（給付経理）では、累積欠損金を解消し、利益剰余金は 0.2 億円となった。令和 2 年に策定した累積欠損金

² 基本ポートフォリオ設定時の期待収益率は、1 年毎に推計され、5 年間通算の利回りが必要な利回りに見合う水準になるように設定されている。

解消計画を上回るが、想定損失額を確保する水準には至っていない。

〔機構資産の運用の基本的な方針〕

- ・ 金融経済環境の変化を踏まえ、基本ポートフォリオの検証を実施し、令和8年10月を目途に予定運用利回りの変更を控える建退共の基本ポートフォリオ見直しを行った。また、分散投資と長期的投資の観点からの運用受託機関管理に加え、令和6年度から引き続いて、マネジャー・ストラクチャーの見直しを順次行っている。またサステナビリティ対応についても積極的に進めている。以上のように、資産運用の目的との関係では、適切な対応がなされている。
- ・ 資産運用の目標との関連では、今第5期中期目標において、機構の資産運用評価方法が、定性目標としてプロセスを評価する形に見直されている。令和7年度の運用実績は上述のとおり、各経理ともに基本ポートフォリオの期待収益率を上回る結果となった。機構はこの収益上振れについて要因分析を行って、必要な対応を検討しており、適切な行動をとっているものと評価できる。

〔機構資産の運用に関し遵守すべき事項〕

- ・ 受託者責任の考え方については、「資産運用の基本方針」等に反映されるとともに、役職員への周知・共有が適切に図られているものと評価できる。

〔機構資産の運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項〕

- ・ 基本ポートフォリオについては、重要な前提条件である金融経済情勢の変化について検討し、中退共、清退共、林退共については基本ポートフォリオを見直すほどの変化はないと判断した。一方、予定運用利回りの変更を控える建退共については、基本ポートフォリオ見直しを実施した。

それぞれ適切な手順を踏んで検討を行ったものと評価できる。

- ・ 運用手法については、「金利のある世界」の定着に伴って、資金流動性管理の強化が重要になっていると認識し、対応方針策定を行っている。時宜にあった取組であると評価する。また、運用資産の多様化に向けてオルタナティブ投資の検討を開始したことについては、引き続き注意深く取り組むことを期待する。
- ・ 運用受託機関の選定・評価については、定期的な書面報告と面談、更には随時の情報提供依頼などを通じて適切に実施されている。また、アクティブ運用については、令和6年度に引き続いて、マネジャー・ストラクチャー見直しを順次進めており、またマネジャー・エントリー制度の導入も行った。それぞれ適切な対応を進めていると評価する。
- ・ リスク管理については、資産全体としてのリスク量（即ち、想定損失額）の定期的把握に加え、リバランスの実施による資産構成割合の適切な管理や、個々のファンドのトラッキングエラー（TE）³等を用いたリスクテイク状況のモニタリングが行われており、適切に対応されているものと評価する。今後もリスク管理手法及び報告体制について、実効性の向上に向けた継続的な改善を期待する。

〔ガバナンス体制〕

- ・ 厚生労働省や労政審に対しては、毎年度実施している、中退共の付加退職金支給率の算定に向けた利益見込額等の情報提供など、必要な資産運用関連データを適時適切に提供してきた。関係機関への情報提供責任を適切に果たして

³ ファンドとベンチマークの収益率の乖離度合いを表す数値。

いると評価できる。

- ・ スチュワードシップ活動については、平成 30 年度に活動を活発化させてから 8 年目に入った。大手金融機関及びそのグループのトップマネジメントと理事長との面談（以下「トップ面談」という。）、実務レベルでのエンゲージメント実施部署との意見交換という複層的かつ充実した活動を継続している点は、積極的に評価できる。

令和 7 年度は日本版スチュワードシップ・コード第三次改訂版の受入れ、昨年に続く責任投資活動報告書の公表、及びアセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況の公表を行った。公的アセットオーナーとして、スチュワードシップ責任を十分に果たすことを目指す姿勢は、適切なものと評価できる。

〔総括〕

- ・ 上述のとおり、機構における令和 7 年度中の資産運用は、環境変化に的確に対応しつつ、運用の目的に則し、運用の目標を踏まえて適切に実施されているものと評価できる。
- ・ 機構は、基本ポートフォリオの期待収益率と収益率実績との差異の要因を分析し、かつ金融経済情勢等の重要な前提条件の変化を検討したうえで、建退共について基本ポートフォリオの見直しを実施した。また令和 6 年度に引き続き、マネジャー・ストラクチャーの見直しを進めた。これらはプロセス責任を果たし、運用の目標達成に向けた取組を適切に行っているものと評価できる。

また同時に、活発なスチュワードシップ活動を継続し、アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況の公表を行うなど公的アセットオーナーとしての責任を果たすべく行動していることも、評価できる。

以上の取組については当委員会において継続的に確認・審議が行われており、機構の運用管理体制の整備は着実に進展している。

- ・ 機構が、資金流動性の管理、運用資産の多様化の検討、リスク管理の強化、ALM⁴観点での経理の将来収支確認、人材の確保及び育成といった諸項目について、今後注力していくべき分野として意識していることを確認した。

当委員会としては、引き続き、受益者の利益を最優先に、長期的・安定的な運用の確保に向けた監視・助言を行っていく必要があると考える。

- ・ 以下に項目ごとに敷衍する。

⁴ 「資産と負債の総合管理」を指す。リスク管理手法の一種。

2. 運用実績

(1) 中退共（給付経理）

ア. 運用実績

【中退共（給付経理）運用状況】（収益率実績は委託手数料控除後）

（単位：％）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	5年平均 (R3～ R7)
予定運用利回り(年率)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
必要な利回り(年率) ※1	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10
期待収益率 (A) ※2、3	1.68	1.17	0.99	0.71	1.25	1.16
うち自家運用(簿価) ※4	0.50	0.44	0.36	0.42	0.50	0.44
うち委託運用(時価)	3.23	2.13	1.81	1.10	2.23	2.10
収益率実績 (B)	0.78	△ 0.68	4.50	△ 0.75	1.64	1.08
うち自家運用(簿価) ※4	0.44	0.35	0.39	0.53	0.72	0.49
うち委託運用(時価)	1.25	△ 2.04	10.16	△ 2.36	2.84	1.87
実績－期待 (B-A)	△ 0.90	△ 1.85	3.51	△ 1.47	0.39	△ 0.08
うち自家運用(簿価) ※4	△ 0.06	△ 0.09	0.03	0.12	0.22	0.04
うち委託運用(時価)	△ 1.98	△ 4.17	8.35	△ 3.46	0.61	△ 0.23
市場収益要因	△ 1.25	△ 4.20	6.43	△ 3.41	△ 0.59	△ 0.67
超過収益要因	△ 0.62	0.12	2.03	0.03	1.28	0.54
資産配分効果	△ 0.48	0.03	1.70	0.17	0.67	0.42
個別資産効果	△ 0.35	0.13	0.26	△ 0.17	0.61	0.10
複合効果	0.20	△ 0.04	0.06	0.03	△ 0.00	0.02
手数料要因	△ 0.11	△ 0.10	△ 0.11	△ 0.08	△ 0.08	△ 0.10

※1 必要な利回りは、予定運用利回りと業務経費率の和である。

※2 基本ポートフォリオの期待収益率は、金融経済環境の見通しを前提に1年ごとに推計し、5年間通算の利回りが必要な利回りに見合う水準になるように設定している。本表の期待収益率（A）は、基本ポートフォリオ策定時点の年度別内訳である。令和3年度～5年度については令和3年度改定の、令和6年度～7年度については令和6年度改定の基本ポートフォリオ（5年間平均期待収益率は1.1％）に基づく。

【中退共（給付経理）現行基本ポートフォリオ(R6策定)の年度別期待収益率】

（単位：％）

	令和 6 年度 (7月以降)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	5年平均 (R6～ R10)
期待収益率	0.71	1.25	1.11	1.26	1.25	1.10

- ※3 令和3年度は基本ポートフォリオ見直しを行い、10月に新基本ポートフォリオに移行した。その後令和6年度にも見直しを行い、7月に新基本ポートフォリオに移行した。向こう5年間の平均期待収益率は、「資産運用の基本方針」に定められた運用の目標を踏まえ、引き続き、予定運用利回り年1.0%と業務経費率0.1%を加えた必要な利回りの水準（年1.1%）に設定された。
- ※4 自家運用（簿価）には生命保険資産と有価証券信託を含む。

【中退共(給付経理) 運用損益】（委託手数料控除後）

（単位:億円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	5年累計 (R3～ R7)
運用損益	410	△ 360	2,388	△ 418	903	2,924
うち自家運用(簿価) ※	132	105	121	165	223	745
うち委託運用(時価)	279	△ 465	2,267	△ 582	680	2,179

※ 自家運用（簿価）には生命保険資産と有価証券信託を含む。

- 令和7年度の資産全体の収益率実績は+1.64%となり、同年度の基本ポートフォリオ期待収益率+1.25%を0.39%上回った。内訳をみると、自家運用、委託運用とも、収益率実績が期待収益率を上回っているが、主として委託運用の収益率実績が+2.84%と、同期待収益率+2.23%を上回った（+0.61%）ことが影響している。資産全体の運用損益額は+903億円となった。内訳は、自家運用が+223億円、委託運用が+680億円である。
- 委託運用の収益率実績が期待収益率を上回った要因をみると、市場収益要因が△0.59%とマイナス寄与した一方で、超過収益要因が+1.28%と大きくプラス寄与したことが影響している。
- 超過収益要因の寄与の内訳をみると、資産配分効果が+0.67%、個別資産効果が+0.61%と、両効果ともにプラスに寄与している。
- 資産配分効果のプラスは、収益率が高かった国内外の株式の資産構成割合が基本ポートフォリオ対比で高めに推移し、

収益率が低かった国内債券の資産構成割合が基本ポートフォリオ対比で低めに推移したことによる。リバランスルールに則り、年度内に4回の資産間リバランスを実施しており（後述5.（4）ウ．参照）、資産配分効果の振れ幅は一定程度抑えられたものとみられる。

- ・ 個別資産効果は、手数料率を勘案してもプラスとなっており、全体として機能していると評価できる。引き続き、運用受託機関を適切に選定、評価及び管理していくことを期待する。

イ．利益剰余金

【中退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
必要な利益剰余金 (A) ※1	5,025	5,290	5,218	5,276	4,024	3,120
利益剰余金 (B)	5,317	5,272	4,475	6,331	5,410	5,492
利益剰余金過不足(B-A)	292	△18	△743	1,055	1,386	2,372
付加退職金 ※2	599	-	-	45	-	282

※1 必要な利益剰余金は、向こう5年間を対象としたモンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセンタイル水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

※2 付加退職金は、厚生労働大臣が定めた支給率をもとに機構で算出した金額である。

- ・ 前述のような運用状況により、令和7年度の当期損益金の見込額がプラスとなり、令和7年度決定分の付加退職金支給率は0.0061、金額は282億円となった。令和7年度末の利益剰余金は5,492億円となり、令和6年度末の水準5,410億円から82億円増加した。
- ・ 令和7年度末の利益剰余金水準は、想定損失額を上回る水準を維持している。財務基盤に特段の不安はないものと判断される。

(2) 建退共（給付経理）

ア. 運用実績

【建退共（給付経理） 運用状況】（収益率実績は委託手数料控除後）（単位：%）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	5年平均 (R3～ R7)
予定運用利回り(年率) ※1	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30
必要な利回り(年率) ※2	1.88	0.95	0.95	1.03	1.03	1.17
期待収益率 (A) ※3	1.27	1.03	0.89	0.66	1.05	0.98
うち自家運用(簿価) ※4	0.60	0.53	0.46	0.46	0.51	0.51
うち委託運用(時価)	2.62	2.13	1.81	1.10	2.23	1.98
収益率実績 (B)	1.03	△ 0.35	3.50	△ 0.49	1.29	0.99
うち自家運用(簿価) ※4	0.52	0.44	0.45	0.47	0.52	0.48
うち委託運用(時価)	2.18	△ 2.04	10.16	△ 2.36	2.84	2.06
実績－期待 (B-A)	△ 0.24	△ 1.38	2.61	△ 1.15	0.24	0.01
うち自家運用(簿価) ※4	△ 0.08	△ 0.09	△ 0.01	0.01	0.01	△ 0.03
うち委託運用(時価)	△ 0.44	△ 4.17	8.35	△ 3.46	0.61	0.08
市場収益要因	△ 1.24	△ 4.20	6.43	△ 3.41	△ 0.59	△ 0.67
超過収益要因	1.03	0.12	2.03	0.03	1.28	0.87
資産配分効果	0.07	0.03	1.70	0.17	0.67	0.53
個別資産効果	0.60	0.13	0.26	△ 0.17	0.61	0.29
複合効果	0.35	△ 0.04	0.06	0.03	△ 0.00	0.06
手数料要因 ※5	△ 0.23	△ 0.10	△ 0.11	△ 0.08	△ 0.08	△ 0.12

※1 令和3年10月1日に予定運用利回りを改定した。令和3年度の予定運用利回りの数値は、改定後のものである。

※2 必要な利回りは手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算して必要な利回りとしている。令和4年度以降は、令和4年度に見直した計算式による数値を記載している。

※3 基本ポートフォリオの期待収益率は、金融経済環境の見通しを前提に1年ごとに推計し、5年間通算の利回りが必要な利回りに見合う水準になるように設定している。本表の期待収益率(A)は、基本ポートフォリオ策定時点の年度別内訳である。令和3年度については平成27年度改定の、令和4年度～5年度については令和4年度改定の、令和6年度～7年度については令和6年度改定の基本ポートフォリオ（5年間平均期待収益率は0.97%）に基づく。

【建退共(給付経理) 現行基本ポートフォリオ(R6策定)の年度別期待収益率】 (単位: %)

	令和 6 年度 (7月以降)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	5年平均 (R6～ R10)
期待収益率	0.66	1.05	0.97	1.09	1.12	0.97

※4 自家運用(簿価)には生命保険資産と有価証券信託を含む。

※5 令和3年度は、既存包括信託契約解約の令和4年3月2日までの手数料である。

【建退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後) (単位: 億円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	5年累計 (R3～ R7)
運用損益	107	△ 36	360	△ 51	134	514
うち自家運用(簿価) ※	35	31	32	33	36	167
うち委託運用(時価)	72	△ 67	328	△ 84	98	347

※ 自家運用(簿価)には生命保険資産と有価証券信託を含む。

- ・ 令和7年度の資産全体の収益率実績は+1.29%となり、同年度の基本ポートフォリオ期待収益率+1.05%を0.24%上回った。内訳をみると、自家運用、委託運用とも、収益率実績が期待収益率を上回っているが、主として委託運用の収益率実績が+2.84%と、同期待収益率+2.23%を上回った(+0.61%)ことが影響している。
- ・ 委託運用に係る評価は、中退共と同様である⁵。
- ・ 資産全体の運用損益額は+134億円となった。内訳は、自家運用が+36億円、委託運用が+98億円である。

⁵ 令和4年度から中退共と合同運用を行っているため。

イ. 利益剰余金

【建退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
必要な利益剰余金 (A) ※	1,345	829	738	790	613	535
利益剰余金 (B)	811	725	600	871	734	770
利益剰余金過不足(B-A)	△534	△104	△138	81	121	235

※ 必要な利益剰余金は、向こう5年間を対象としたモンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセンタイル水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和7年度末の利益剰余金は770億円となり、令和6年度末の水準734億円から36億円増加した。
- ・ 令和7年度末の利益剰余金水準は想定損失額を上回る水準を維持している。財務基盤に特段の不安はないものと判断される。

(3) 建退共（特別給付経理）

ア. 運用実績

【建退共（特別給付経理）運用状況】（収益率実績は委託手数料控除後）（単位：%）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	5年平均 (R3～ R7)
予定運用利回り(年率) ※1	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30
必要な利回り(年率) ※2	2.10	1.21	1.21	1.51	1.51	1.51
期待収益率 (A) ※3	1.28	0.90	0.76	0.56	0.96	0.89
うち自家運用(簿価) ※4	0.44	0.33	0.27	0.31	0.37	0.34
うち委託運用(時価)	2.33	2.13	1.81	1.10	2.23	1.92
収益率実績 (B)	0.94	△ 0.51	3.47	△ 0.67	1.24	0.88
うち自家運用(簿価) ※4	0.35	0.21	0.23	0.28	0.34	0.28
うち委託運用(時価)	1.68	△ 2.04	10.16	△ 2.36	2.84	1.96
実績－期待 (B-A)	△ 0.34	△ 1.41	2.71	△ 1.23	0.28	△ 0.01
うち自家運用(簿価) ※4	△ 0.09	△ 0.12	△ 0.04	△ 0.03	△ 0.03	△ 0.06
うち委託運用(時価)	△ 0.65	△ 4.17	8.35	△ 3.46	0.61	0.04
市場収益要因	△ 1.50	△ 4.20	6.43	△ 3.41	△ 0.59	△ 0.72
超過収益要因	1.08	0.12	2.03	0.03	1.28	0.88
資産配分効果	0.41	0.03	1.70	0.17	0.67	0.60
個別資産効果	0.32	0.13	0.26	△ 0.17	0.61	0.23
複合効果	0.34	△ 0.04	0.06	0.03	△ 0.00	0.05
手数料要因 ※5	△ 0.23	△ 0.10	△ 0.11	△ 0.08	△ 0.08	△ 0.12

※1 令和3年10月1日に予定運用利回りを改定した。令和3年度の予定運用利回りの数値は、改定後のものである。

※2 必要な利回りは手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算して必要な利回りとしている。令和4年度以降は、令和4年度に見直した計算式による数値を記載している。

※3 基本ポートフォリオの期待収益率は、金融経済環境の見通しを前提に1年ごとに推計し、5年間通算の利回りが必要な利回りに見合う水準になるように設定している。本表の期待収益率(A)は、基本ポートフォリオ策定時点の年度別内訳である。令和3年度については平成27年度改定の、令和4年度～5年度については令和4年度改定の、令和6年度～7年度については令和6年度改定の基本ポートフォリオ（5年間平均期待収益率は0.87%）に基づく。

【建退共(特別給付経理) 現行基本ポートフォリオ(R6策定)の年度別期待収益率】 (単位:%)

	令和 6 年度 (7月以降)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	5年平均 (R6～ R10)
期待収益率	0.56	0.96	0.87	1.00	1.03	0.87

※4 自家運用(簿価)には生命保険資産を含む。

※5 令和3年度は、既存包括信託契約解約の令和4年3月2日までの手数料である。

【建退共(特別給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後) (単位:百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	5年累計 (R3～ R7)
運用損益	293	△155	1,019	△197	353	1,313
うち自家運用(簿価) ※	55	44	47	53	61	260
うち委託運用(時価)	239	△199	973	△250	292	1,054

※ 自家運用(簿価)には生命保険資産を含む。

- ・ 令和7年度の資産全体の収益率実績は+1.24%となり、同年度の基本ポートフォリオ期待収益率+0.96%を0.28%上回った。内訳をみると、自家運用の収益率実績が期待収益率を小幅に下回った(△0.03%)一方で、委託運用の収益率実績が+2.84%と、同期待収益率+2.23%を上回った(+0.61%)ことが影響している。
- ・ 委託運用に係る評価は、中退共と同様である⁶。
- ・ 資産全体の運用損益額は+353百万円となった。内訳は、自家運用が+61百万円、委託運用が+292百万円である。

⁶ 令和4年度から中退共と合同運用を行っているため。

イ. 利益剰余金

【建退共(特別給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
必要な利益剰余金 (A) ※	-	-	-	-	-	-
利益剰余金 (B)	141	136	130	137	131	130
利益剰余金過不足(B-A)	-	-	-	-	-	-

※ 必要な利益剰余金は、向こう5年間のモンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

利益剰余金が高い水準に達しているため、モンテカルロシミュレーションの実施及び必要な利益剰余金の算出は、令和元年度末以降省略している。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和7年度末の利益剰余金は130億円となり、令和6年度末の水準131億円から1億円減少した。
- ・ 利益剰余金の水準は、責任準備金（153億円）の8割強に達しており、財務基盤に不安のない水準を確保している。

(4) 清退共（給付経理）

ア. 運用実績

【清退共（給付経理） 運用状況】（収益率実績は委託手数料控除後）（単位：%）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	5年平均 (R3～ R7)
予定運用利回り(年率)	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30
必要な利回り(年率) ※1	1.99	1.94	1.94	2.21	2.24	2.06
期待収益率 (A) ※2	0.87	0.61	0.51	0.39	0.69	0.61
うち自家運用(簿価)	0.20	0.18	0.14	0.19	0.25	0.19
うち委託運用(時価)	3.23	2.13	1.81	1.10	2.23	2.10
収益率実績 (B)	0.44	△ 0.34	2.57	△ 0.48	0.95	0.62
うち自家運用(簿価)	0.21	0.19	0.16	0.20	0.25	0.20
うち委託運用(時価)	1.25	△ 2.04	10.16	△ 2.36	2.84	1.87
実績－期待 (B-A)	△ 0.43	△ 0.95	2.06	△ 0.88	0.26	0.01
うち自家運用(簿価)	0.01	0.01	0.02	0.01	0.00	0.01
うち委託運用(時価)	△ 1.98	△ 4.17	8.35	△ 3.46	0.61	△ 0.23
市場収益要因	△ 1.25	△ 4.20	6.43	△ 3.41	△ 0.59	△ 0.67
超過収益要因	△ 0.62	0.12	2.03	0.03	1.28	0.54
資産配分効果	△ 0.48	0.03	1.70	0.17	0.67	0.42
個別資産効果	△ 0.35	0.13	0.26	△ 0.17	0.61	0.10
複合効果	0.20	△ 0.04	0.06	0.03	△ 0.00	0.02
手数料要因	△ 0.11	△ 0.10	△ 0.11	△ 0.08	△ 0.08	△ 0.10

※1 必要な利回りは手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算して必要な利回りとしている。令和4年度以降は、令和4年度に見直した計算式による数値を記載している。

※2 基本ポートフォリオの期待収益率は、金融経済環境の見通しを前提に1年ごとに推計し、5年間通算の利回りが必要な利回りに見合う水準になるように設定している。本表の期待収益率(A)は、基本ポートフォリオ策定時点の年度別内訳である。令和3年度～5年度については令和3年度改定の、令和6年度～7年度については令和6年度改定の基本ポートフォリオ（5年間平均期待収益率は0.62%）に基づく。

【清退共（給付経理） 現行基本ポートフォリオ(R6策定)の年度別期待収益率】（単位：%）

	令和 6 年度 (7月以降)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	5年平均 (R6～ R10)
期待収益率	0.39	0.69	0.63	0.71	0.72	0.62

【清退共(給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位:百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	5年累計 (R3～ R7)
運用損益	16	△ 12	89	△ 17	32	108
うち自家運用(簿価)	6	5	4	5	6	26
うち委託運用(時価)	10	△ 17	85	△ 22	25	82

- ・ 令和7年度の資産全体の収益率実績は+0.95%となり、同年度の基本ポートフォリオ期待収益率+0.69%を0.26%上回った。内訳をみると、自家運用の収益率実績が期待収益率とほぼ同水準となった一方で、委託運用の収益率実績が+2.84%と、同期待収益率+2.23%を上回った(+0.61%)ことが影響している。
- ・ 委託運用に係る評価は、中退共と同様である⁷。
- ・ 資産全体の運用損益額は+32百万円となった。内訳は、自家運用が+6百万円、委託運用が+25百万円である。

イ. 利益剰余金

【清退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:百万円)

	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
必要な利益剰余金 (A) ※	419	439	-	-	-	-
利益剰余金 (B)	2,552	2,495	2,411	2,436	2,351	2,318
利益剰余金過不足(B-A)	2,133	2,056	-	-	-	-

※ 必要な利益剰余金は、向こう5年間を対象としたモンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセンタイル水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

利益剰余金が高い水準に達しているため、モンテカルロシミュレーションの実施及び必要な利益剰余金の算出は、令和4年度末以降省略している。

- ・ 前述の運用実績の結果、令和7年度末の利益剰余金は

⁷ 令和2年度から中退共と合同運用を行っているため。

2,318 百万円となり、令和 6 年度末の水準 2,351 百万円から 33 百万円減少した。

- ・ 利益剰余金の水準は、責任準備金（1,037 百万円）の 2 倍以上に達しており、財務基盤に不安のない水準を確保している。

(5) 清退共（特別給付経理）

ア. 運用実績

【清退共（特別給付経理）運用状況】（収益率実績は委託手数料控除後）（単位：%）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	5年平均 (R3～ R7)
予定運用利回り(年率)	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30
必要な利回り(年率) ※1	0.55	0.52	0.52	0.52	0.48	0.52
期待収益率 (A) ※2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
うち自家運用(簿価)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
うち委託運用(時価)	-	-	-	-	-	-
収益率実績 (B)	0.00	-	-	0.02	0.06	0.02
うち自家運用(簿価)	0.00	-	-	0.02	0.06	0.02
うち委託運用(時価)	-	-	-	-	-	-
実績－期待 (B-A)	0.00	-	-	0.02	0.06	0.02
うち自家運用(簿価)	0.00	-	-	0.02	0.06	0.02
うち委託運用(時価)	-	-	-	-	-	-
市場収益要因	-	-	-	-	-	-
超過収益要因	-	-	-	-	-	-
資産配分効果	-	-	-	-	-	-
個別資産効果	-	-	-	-	-	-
複合効果	-	-	-	-	-	-
手数料要因	-	-	-	-	-	-

※1 必要な利回りは手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算して必要な利回りとしている。令和4年度以降は、令和4年度に見直した計算式による数値を記載している。

※2 期待収益率(A)は、各年度の基本ポートフォリオ検証時の期待収益率である。

【清退共(特別給付経理) 運用損益】(委託手数料控除後)

(単位:百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	5年累計 (R3～ R7)
運用損益	0.0	-	-	0.1	0.2	0.2
うち自家運用(簿価)	0.0	-	-	0.1	0.2	0.2
うち委託運用(時価)	-	-	-	-	-	-

- ・ 清退共(特別給付経理)については従来、自家運用の決済用預金のみでの運用が続いていたが、市中金利上昇を考慮し、令和6年度より一部を大口定期預金とした。令和7年度の資産全体の収益率実績は+0.06%、運用損益額は+0.2百万円となった。

イ. 利益剰余金

【清退共(特別給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:百万円)

	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
必要な利益剰余金 (A) ※	-	-	-	-	-	-
利益剰余金 (B)	209	208	206	205	204	203
利益剰余金過不足(B-A)	-	-	-	-	-	-

※ 必要な利益剰余金は、向こう5年間を対象としたモンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセント水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

利益剰余金が高い水準に達していること、かつ委託運用を行わずリスクの高い資産を保有していないため、モンテカルロシミュレーションの実施及び必要な利益剰余金の算出は省略している。

- ・ 令和7年度末の利益剰余金は203百万円となり、令和6年度末の水準204百万円から1百万円減少した。
- ・ 利益剰余金の水準は、責任準備金(59百万円)の3倍以上に達しており、財務基盤に不安のない水準を確保している。

(6) 林退共（給付経理）

ア. 運用実績

【林退共（給付経理）運用状況】（収益率実績は委託手数料控除後）（単位：%）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	5年平均 (R3～ R7)
予定運用利回り(年率) ※1	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
必要な利回り(年率) ※2	1.42	0.64	0.64	0.57	0.73	0.80
期待収益率 (A) ※3	1.46	0.99	0.84	0.59	1.07	0.99
うち自家運用(簿価)	0.32	0.25	0.21	0.26	0.32	0.27
うち委託運用(時価)	3.23	2.13	1.81	1.10	2.23	2.10
収益率実績 (B)	0.67	△ 0.66	4.11	△ 0.86	1.36	0.91
うち自家運用(簿価)	0.30	0.24	0.21	0.24	0.29	0.26
うち委託運用(時価)	1.25	△ 2.04	10.16	△ 2.36	2.84	1.87
実績－期待 (B-A)	△ 0.79	△ 1.65	3.27	△ 1.45	0.29	△ 0.08
うち自家運用(簿価)	△ 0.02	△ 0.01	0.00	△ 0.02	△ 0.03	△ 0.02
うち委託運用(時価)	△ 1.98	△ 4.17	8.35	△ 3.46	0.61	△ 0.23
市場収益要因	△ 1.25	△ 4.20	6.43	△ 3.41	△ 0.59	△ 0.67
超過収益要因	△ 0.62	0.12	2.03	0.03	1.28	0.54
資産配分効果	△ 0.48	0.03	1.70	0.17	0.67	0.42
個別資産効果	△ 0.35	0.13	0.26	△ 0.17	0.61	0.10
複合効果	0.20	△ 0.04	0.06	0.03	△ 0.00	0.02
手数料要因	△ 0.11	△ 0.10	△ 0.11	△ 0.08	△ 0.08	△ 0.10

※1 令和3年10月1日に予定運用利回りを改定した。令和3年度の予定運用利回りの数値は、改定後のものである

※2 必要な利回りは手帳更新期間等により変動するため、利益剰余金水準が増減しない水準の利回りを事後的に計算し、かつ累積欠損金解消充当分の利回りを上乗せして、必要な利回りとしている（ただし令和6年度については、前年度末時点で累積欠損金が解消されたため、累積欠損金解消充当分の利回りを上乗せしていない）。令和4年度以降は、令和4年度に見直した計算式による数値を記載している。

※3 基本ポートフォリオの期待収益率は、金融経済環境の見通しを前提に1年ごとに推計し、5年間通算の利回りが必要な利回りに見合う水準になるように設定している。本表の期待収益率（A）は、基本ポートフォリオ策定時点の年度別内訳である。令和3年度～5年度については令和3年度改定の、令和6年度～7年度については令和6年度改定の基本ポートフォリオ（5年間平均期待収益率は0.94%）に基づく。

【林退共(給付経理) 現行基本ポートフォリオ(R6策定)の年度別期待収益率】 (単位:%)

	令和 6 年度 (7月以降)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	5年平均 (R6～ R10)
期待収益率	0.59	1.07	0.94	1.09	1.09	0.94

【林退共(給付経理) 運用損益】 (委託手数料控除後) (単位:百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	5年累計 (R3～ R7)
運用損益	105	△ 104	640	△ 137	212	716
うち自家運用(簿価)	29	23	20	22	26	120
うち委託運用(時価)	76	△ 127	620	△ 159	186	596

- ・ 令和7年度の資産全体の収益率実績は+1.36%となり、同年度の基本ポートフォリオ期待収益率+1.07%を0.29%上回った。内訳をみると、自家運用の収益率実績が期待収益率を小幅に下回った(△0.03%)一方で、委託運用の収益率実績が+2.84%と、同期待収益率+2.23%を上回った(+0.61%)ことが影響している。
- ・ 委託運用に係る評価は、中退共と同様である⁸。
- ・ 資産全体の運用損益額は+212百万円となった。内訳は、自家運用+26百万円、委託運用が+186百万円である。

⁸ 平成28年度から中退共と合同運用を行っているため。

イ. 利益剰余金

【林退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:百万円)

	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
必要な利益剰余金 (A) ※	1,234	1,240	1,066	1,209	875	630
利益剰余金 (B)	△187	△306	△486	116	△ 145	23
利益剰余金不足額(B-A)	△1,421	△1,546	△1,552	△1,093	△1,020	△607

※ 必要な利益剰余金は、向こう5年間を対象としたモンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセンタイル水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

- ・ 前述の運用実績、及び累積欠損金解消計画に沿った運営により、令和7年度末は累積欠損金が解消され、23百万円の利益剰余金を確保した。
- ・ 累積欠損金解消計画では令和30年度末を累積欠損金解消年限としているため、この計画を上回るペースで進捗している。但し、想定損失額を確保する剰余金水準には至っていない。

3. 機構資産の運用の基本的な方針

(1) 基本的な考え方

- ・ 令和7年度は、引き続き分散投資と長期的投資の観点から運用受託機関のパフォーマンス管理に継続的に取り組んだほか、金融経済環境の変化を踏まえ、基本ポートフォリオ策定時の前提条件について確認を行い、その有効性及び見直し要否を検証した。令和8年10月を目途に予定運用利回りの変更を予定する建退共については、令和8年4月1日付での基本ポートフォリオ改定を決めている。またアクティブ運用についてスタイル分散やポートフォリオ特性の状況を分析した上で、令和6年度から引き続いて、マネジャー・ストラクチャーの見直しを順次行い、マネジャー・エントリー制度の導入も実現した。

サステナビリティを重視した運用の観点では、責任投資原則（PRI）署名機関として活発なスチュワードシップ活動を行いつつ、日本版スチュワードシップ・コード第三次改訂版の受入れ、前年度に続く「責任投資活動報告書」の公表を行った。また公的アセットオーナーとして社会的要請に応える観点では、「アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況について」を公表した。

これらの活動は、「資産運用の基本方針」に規定された、「専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保」という目的に適う運用が行われたものと評価できる。

(2) 資産運用の目標

- ・ 今第5期中期目標において、機構の資産運用業務の評価

方法が、従来の定量的な目標として単年度の超過収益率の結果を評価する形から、定性的な目標としてプロセスを評価する形に見直しが行われている。

- ・ 令和7年度の運用実績は、2.運用実績で記載したとおり、各経理ともに基本ポートフォリオの期待収益率を上回る結果となった。収益の上振れは、主に委託運用部分によるものである。委託運用の収益上振れは、超過収益要因のプラス寄与が大きく、市場収益要因のマイナス寄与を補って余りあった、というものである。超過収益要因の内訳では、資産配分効果と個別資産効果のプラス寄与が同程度となった。

市場収益要因は、主として国内債券の価格下落がマイナスに作用した。機構は金融経済情勢の変化に鑑み、令和6年7月付で中退共・建退共・清退共、林退共の基本ポートフォリオを改定している。令和7年度の市場収益要因のブレは令和6年度までに比べて縮小しており、この基本ポートフォリオ改定による一定の効果があったとみられる。

資産配分効果のプラス寄与は、収益率の高かった国内外の株式の資産構成割合が高めに推移したことに因るが、期中に4回、リバランスルールに基づく資産間リバランスを行っており、この影響で振れ幅は一定程度抑えられたものとみられる。

個別資産効果は4資産クラス全てでプラス寄与となった。現在進行中のマネジャー・ストラクチャーの見直し（後述5.（2）イ.参照）も含めて、マネジャーの選定・評価・管理には足元で特段の問題はないとみられる。

以上、機構は運用実績と期待収益率との差異の原因を分析、確認し、その原因を踏まえて必要な対応を検討、実施しているものと評価する。

4. 機構資産の運用に関し遵守すべき事項

(1) 受託者責任の徹底

- ・ 受託者責任については、令和3年7月にガバナンスに係る議論を集約する形で制定された「資産運用業務に携わる役職員の行動規範」の中に明記され、職員への意識の浸透が図られている。
- ・ また、受託者責任のあり方に関する理解と検討結果は、厚生労働省とも共有され、第5期中期目標において採用された資産運用業務の評価方法変更に結び付いていることは、機構の理解や取組姿勢の適切さを示すものとして評価される。

(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

- ・ 資産規模の大きい公的アセットオーナーとしては、その資産運用が市場に過大な影響を与えないよう、十分な留意が必要である。

令和7年度は、資産間リバランスを4回実施している。いずれも月末時点で資産構成割合が乖離許容幅を超えたことを受け、リバランスルールに則って翌月に実施したものである（後述5.（4）ウ．参照）。資産間リバランスを行う際には、機構内部は勿論、資産運用受託機関や資産管理受託機関を含めて、情報管理を徹底した。また、売買に際しては、十分な期間を取って取引を行い、市場への影響を抑制した。

また令和7年度は、マネジャー・ストラクチャーの見直しに伴い、外国債券と国内株式について、アクティブ運用受託機関の入れ替えを実施した。その際、情報管理の徹底に加えて、資産の移受管については可能な限り現物移管を行うこととして、市場への影響を抑制した。

以上のように、機構の資産運用においては常日頃より市場への影響を抑制するよう適切な措置が採られているものと評価される。

5. 機構資産の運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

(1) 基本ポートフォリオ

- ・ 機構では「資産運用の基本方針」に基づいて毎年度、基本ポートフォリオの定例検証を実施している。検証の結果、策定時に想定した重要な前提条件が変化し、修正する必要があると認められる場合には、基本ポートフォリオの見直しを検討している。

令和6年度に、基本ポートフォリオ策定の重要な前提条件である金融経済情勢が変化したと判断して、同年7月1日付での基本ポートフォリオ改定を実施済みである。令和7年度は、この基本ポートフォリオについての見直しの要否を検討している。

- ・ 国内外の景気動向、インフレ動向、長期金利等の経済・金融予測について、基本ポートフォリオ策定時のデータと直近のデータを比較したところ、インフレ予想の高止まりや、米トランプ関税影響、地政学リスクの不透明感等を背景に、予測値の修正は散見されたが、重要な前提条件が変化したとまでは言えない、と判断した。また、各資産クラスのリスク（標準偏差）及び資産間の相関係数の長期的な動向の点検を行ったが、大きな変化があったとは言えない、と判断した。以上の分析を元に、中退共・清退共・林退共については、現行の基本ポートフォリオを維持すると結論付けた。

- ・ 建退共については、令和6年度の財政検証の結果、令和8年10月を目途に予定運用利回りを1.3%から1.5%に引き上げることとされた。予定運用利回りの引き上げを受けて必要な利回りを改訂するとともに、基本ポートフォリオの見直しを検討した。

現行基本ポートフォリオは、策定時の期待収益率が0.97%であったところ、最新の金融経済シナリオを元に計算し直すと、自家運用（簿価）や委託運用内の国内債券のリターンが向上したことにより、リターン予想値は1.3%台まで上昇した。この結果、現状の基本ポートフォリオで必要な利回りを賄うことが期待できることに加え、実務的な観点も踏まえて、基本ポートフォリオの大枠を維持することが妥当と判断した。具体的には、令和8年4月1日付で、自家運用資産と委託運用資産の構成割合を現在の実ポートフォリオに合わせた形に基本ポートフォリオを改定することとして、資産移管は行わなかった。

【各経理の基本ポートフォリオ】

【中退共(給付経理)】

	ポートフォリオ		資産構成割合				
	期待 収益率	リスク	自家運用 (簿価) ※2	委託運用(時価)			
				国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
現行 ※1	1.10%	1.43%	56.9%	31.2%	4.0%	5.9%	2.0%

【建退共(給付経理)】

	ポートフォリオ		資産構成割合				
	期待 収益率	リスク	自家運用 (簿価) ※2	委託運用(時価)			
				国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
改定前 ※1	0.97%	1.03%	68.5%	22.9%	2.9%	4.3%	1.4%
改定後 ※1	1.35%	1.11%	66.8%	24.1%	3.1%	4.5%	1.5%

【建退共(特別給付経理)】

	ポートフォリオ		資産構成割合				
	期待 収益率	リスク	自家運用 (簿価)	委託運用(時価)			
				国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
改定前 ※1	0.87%	1.03%	68.5%	22.9%	2.9%	4.3%	1.4%
改定後 ※1	1.32%	1.19%	64.4%	25.8%	3.3%	4.9%	1.6%

【清退共(給付経理)】

	ポートフォリオ		資産構成割合				
	期待 収益率	リスク	自家運用 (簿価)	委託運用(時価)			
				国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
現行 ※1	0.62%	0.74%	77.8%	16.1%	2.1%	3.0%	1.0%

【林退共(給付経理)】

	ポートフォリオ		資産構成割合				
	期待 収益率	リスク	自家運用 (簿価)	委託運用(時価)			
				国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
現行 ※1	0.94%	1.29%	60.8%	28.4%	3.6%	5.4%	1.8%

※1 中退共(給付経理)、清退共(給付経理)、林退共(給付経理)の現行基本ポートフォリオ、及び建退共(給付経理)、建退共(特別給付経理)の改定前基本ポートフォリオは、令和6年7月1日付改定のもの。建退共(給付経理)、建退共(特別給付経理)の改定後基本ポートフォリオは、令和8年4月1日付改定のもの

※2 中退共(給付経理)は、自家運用(簿価)に生命保険資産と有価証券信託を含む。建退共(給付経理)は、自家運用(簿価)に有価証券信託を含む。

- ・ この一連の基本ポートフォリオ検証及び改定のプロセスは、「資産運用の基本方針」に即したものであり、適切な対応と評価する。
- ・ なお、基本ポートフォリオにおける財務状況(剰余金と想定損失額のバランス)については、中退共、建退共では、現状の財務基盤および将来シミュレーション結果に鑑み、剰余金の水準に問題はないと考えられる。

清退共についても、責任準備金対比、かつリスク対比で十分な剰余金を有しているため、基本ポートフォリオの見直しが必要な状況にはないものと考えられる。

林退共については、令和6年度末で再び累積欠損金の状

態となった後、令和 7 年度末では累積欠損金を解消できた。財務基盤に比して多めのリスクを取っている状況には変わらないため、必要に応じた見直しが求められる。

(2) 運用手法等について

ア. 自家運用の運用手法

- ・ 自家運用は、退職金等支払のための流動性を確保する役割を担っている。このため、資金フローを安定させる趣旨から、簿価評価が認められる満期保有を前提とし、投資戦略としてラダー型戦略⁹を採用することで毎年の償還金額がほぼ同額となるようにしている。投資期間については、各制度における掛金納付期間に応じて設定されている。中退共は 20 年、建退共は 15 年、清退共、林退共は 10 年のラダー型運用を目指している。
- ・ 入金と出金のタイミングのずれ等に備えるための銀行預金等流動性資産については、基本的に出来るだけ金額を抑えている。令和 2 年度以降のコロナ禍下では、資金フローの急激な変化に備え、債券投資額を一部抑制し、各経理とも流動性を厚めに確保した。その後、経済活動もコロナ禍以前の状態に戻る中、流動性資産残高を段階的に引き下げ、コロナ禍前の手元流動性の水準に戻している。
- ・ なお機構は、「金利のある世界」の定着化に伴う資金流動性管理の強化を課題として認識し、検討を行っている。まず一定期間の余裕金については、市中金利上昇を考慮し、

⁹ 債券のポートフォリオ運用形式の一つ。償還期限の異なる債券を、各期間にほぼ同額ずつ組み込む方式であり、期間毎の償還金額の水準が同一であるため、残存期間と投資額の間をグラフにした際にはしごのような形状となることから、「はしご（ラダー）型」と呼ばれている。機構では、毎年度の元利金受取額を平準化させ、退職金支払額の変動による収支差の変動が、元利金受取額の変動によって増幅されることを回避する目的で採用している。

大口定期預金等の短期運用によって利回り向上を目指した。中退共（給付経理）では、生命保険資産の解約に伴う余裕金について、必要な情報収集に努めつつ、6月に大口定期預金に預入した。また、利上げ局面における資金効率性の向上を企図し、中退共（給付経理）、建退共（給付経理）において、収支変動要因を発生サイクル（月間・年間）ごとに整理し、適正な流動性規模の特定を含む対応方針を策定した。

金利環境の変化や市場変動が大きい局面では、流動性確保と収益性向上のバランスについて、継続的な点検が必要である。上記の機構の取組は適切であると考えており、今後の取組にも期待したい。

イ．委託運用の運用手法

- ・ 委託運用については、令和4年4月から清退共（特別給付経理）を除く全経理で、包括信託に関する合同運用が行われており、その内訳としては国内外の債券・株式の資産ごとに特化型アクティブ運用とパッシブ運用が併用されている。
- ・ アクティブ運用については、採用時に期待された要件が満たされているか否かを定性的及び定量的に評価するほか、個別ファンドのパフォーマンスだけでなく、全体としてのスタイル分散の有効性についてもモニタリングし、マネジャー・ストラクチャー見直しの要否を継続的に確認している。令和6年7月の基本ポートフォリオ改定でベンチマーク及び資産構成割合が変更になったことに加え、前回見直し時（平成30年～令和元年）のスタイル分散やポートフォリオ特性からの乖離が大きくなったことから、令和6年度よりマネジャー・ストラクチャー見直しに着手した。

令和 7 年度も順次見直しを続け、外国債券と国内株式について運用受託機関の入替えを終えた。

運用機関の選考に当たっては、金融の知見の深い理事長及び資産運用担当理事に加え、資産運用の専門人材である運用調査役他のメンバーで選考委員会を組成し、書面審査や面談での質疑応答を通して充実した吟味が行われていることは、高く評価できよう。

また、採用ファンドの評価の手法については、当委員会への年度評価結果報告等を通じて、各評価項目に沿った適切なチェックがなされていることを確認した。

- ・ 令和 7 年度は、新たに運用資産の多様化に向けてオルタナティブ投資の検討を開始した。当面は、国内プライベートエクイティを投資対象とする方針について、今後の検討課題を確認のうえ了承した。

ただし、実際の投資にあたっては、法令面で問題が生じないよう整理・確認を進める必要がある。加えて、リスク・リターンについて市場性資産と同等の計測が困難であること、流動性が低くパフォーマンスに基づくファンドの入れ替えが困難であること、市場の透明性が不十分で投資先情報の把握も簡単ではないこと等から、リスク管理手法や投資後のモニタリング・評価のあり方について、更なる工夫が求められる。これらの点については機構においても認識されており、受託者責任の観点等を踏まえて、引き続き注意深く取り組むことを期待する。

ウ．委託運用の合同運用

- ・ 委託運用については、平成 28 年度より、最も規模が大きく、既に資産ごとに特化した委託形態を採用していた中退共の運用に林退共が参加する形で合同運用が開始された。

当該合同運用に、清退共が令和２年度から、建退共が令和４年度から参加している。

- ・ 委託運用を行っている全ての経理が合同運用に参加したことを受け、運用受託機関のモニタリングやスチュワードシップ活動は、中退共と特退共を分けず、機構横断的に実施されている。

このことは、ノウハウの共有や事務効率性改善等を通じて資産運用体制の強化に繋がるものとして評価できる。

(3) 運用受託機関の選定、評価及び管理等について

- ・ 機構は運用受託機関に関し、収益の獲得能力や運用スタイル・戦略の将来的な安定性・継続性についてどの程度確信が得られるかという観点で、複数の定量・定性情報を用いて総合的に評価している。具体的には、超過収益率やトラッキングエラー（TE）等の状況、投資哲学や運用プロセスの一貫性、組織・人材やリスク管理体制等を確認している。評価が低位にある運用受託機関については、必要に応じて委託継続の可否を検討しており、令和７年度は１ファンドを解約した。
- ・ また、上述のとおり、前回見直し時（平成３０年～令和元年）のスタイル分散やポートフォリオ特性からの乖離が大きくなったことから、令和６年度に引き続きマネジャー・ストラクチャー見直しを順次行っている。令和７年度は外国債券と国内株式の運用受託機関見直しを実施した。その選定の中で既存契約先の６ファンドが選外となり、解約に至っている。
- ・ 加えて、マネジャー・エントリー制度を導入し、運用機関についての情報を広く調査するとともに、機構の必要に応じて、適時のタイミングで選定・評価を行うことができ

る体制を整備した。

- ・ 各ファンドのパフォーマンス管理については、毎月の報告書の内容確認に加え、半期に一度の報告会を通じて、適切に行われている。報告会には毎回、資産運用担当理事、資産運用部長、運用調査役、運用リスク管理役他の専門性を有するメンバーが出席し、運用内容を確認しているとのことである。運用や管理の体制についても、年次の調査票に加え、事務ミス発生時や体制変更時の報告書等の提出を受けており、適切な把握が行われているものと評価する。
- ・ 令和7年度は、運用受託機関による「運用ガイドライン」に反する行為が2件発生した。機構は当該運用受託機関から速やかに発生経緯、事象の詳細、運用実績への影響等の報告を受け、受益者にとって不利益が生じないよう対応しており、再発防止策の実効性を今後注視することとしている。以上の事後対応は適切なものと評価できる。

【令和7年度資産運用・管理委託状況（包括信託）】

		合同運用資産 ※1	清退共 (特別給付経理)
運用を委託している機関数 ※2		16(△1)	—
うち	運用機関	16	—
	管理機関	1	—
運用形式		特化型	—
ファンド数		29	—
うち	国内債券アクティブ	5	—
	国内債券パッシブ	2	—
	国内株式アクティブ	6	—
	国内株式パッシブ	2	—
	外国債券アクティブ	6	—
	外国債券パッシブ	2	—
	外国株式アクティブ	4	—
	外国株式パッシブ	2	—
運用シェア変更ファンド数		27	—
うち	減額	10	—
	解約	7	—
	増額	2	—
	新規	8	—
管理シェア変更機関数		0	—
うち	減額	0	—
	解約	0	—
	増額	0	—
	新規	0	—
法令違反・運用ガイドライン 抵触事案（件）		2	—

委託機関・ファンド数は令和7年度末の状況。

()内は期中増減数。

※1 合同運用しているのは、中退共（給付経理）、建退共（給付経理）、建退共（特別給付経理）、清退共（給付経理）、林退共（給付経理）の、計5経理。

※2 運用機関と管理機関で重複があるため、機関数の合計は内訳と必ずしも一致しない。

(4) 機構資産の運用におけるリスク管理

ア. 資産全体

- 資産全体のリスクについては、基本ポートフォリオの定例検証時に、モンテカルロシミュレーションによる想定損失額の推計を中心としつつ、リーマンショック時と同様の

ストレステストや VaR、CVaR 分析¹⁰も補完的に実施している。これらの分析手法を用いることにより、剰余金水準との比較におけるリスクテイク水準の妥当性検証がなされている。

- ・ リスク管理については、上述の手法に加えて、今後は市場環境の変化を踏まえた強化も重要であり、その点は機構も注力すべき分野として認識している。令和7年度は、運用リスク管理役が四半期毎に「運用リスク管理活動報告」を作成し、資産運用担当理事宛の報告を開始している。内容は、自家運用債券の減損可能性や、委託運用における各資産クラス合計での国別・通貨別・残存期間別の構成割合、発行体集中リスク等の定期確認とのことである。また、資産運用担当理事と資産運用部長、同部次長、運用リスク管理役が出席する「運用リスク管理フォーラム」を立ち上げ、リスク管理活動内容の確認や改善についての意見交換を行っている。

このように一定の取組みがみられるが、クレジットリスク等、更なるリスク管理項目の拡充を図りつつ、役員向け報告を行う会議体の整備等、リスク管理体制の実効性向上に向けた継続的な取組を期待する。

イ．自家運用

- ・ 令和7年度における自家運用の投資対象金融資産は、全て円建てであり、満期前に売却された資産はなく、基本方針に沿った運用が行われている。

¹⁰ 市場リスク定量化の手法の一つ。VaR（バリューアットリスク）は、現在の保有資産について、将来の一定期間において、一定の確率で超えないと見込まれる損失額を統計的手法により推計したもの。CVaR（条件付バリューアットリスク）は、VaRを超える損失が発生した場合の平均損失額を統計的手法により推計したもの。

- ・ 将来の償還金額を安定させるラダー型ポートフォリオを構築するため、7年～20年の残存期間の債券を購入している。
- ・ 各経理において毎年の退職金等支払に必要な流動性を確保する金額でのラダー型運用に向けた債券取得が行われており、残存期間の分散化が図られている。発行体別の構成比は、「資産運用の業務方針」における規定の範囲内に収まっており、発行体の分散化も実施されている。
- ・ 掛金収入額と退職金支払額の動向について適時の情報更新を行いながら、ALMの観点でポートフォリオと将来収支の整合性を長期的に確認していくことは、機構も課題認識している。令和7年度は、従来よりも詳細な分析も合わせた掛金収入額と退職金支払額の実績について、収支に係る所管部署である中退共事業本部から資産運用部への定期的な連携・報告を開始したとのことである。事業本部と資産運用部にて協働し、中期的な収支の予見性向上や負債評価の制度の向上のため、初期的なフィジビリティスタディに取り組んでいるが、データ制約等の限界もあるとのことである。引き続き、取組の進展に期待する。

【令和7年度末における運用の内訳】

構成比%	中退共 (給付経理)	建退共 (給付経理)	建退共 (特別 給付経理)	清退共 (給付経理)	清退共 (特別 給付経理)	林退共 (給付経理)
委託運用 ※1	46.08	33.87	37.26	27.87	-	42.9
自家運用	53.92	66.13	62.74	72.13	100.00	57.1
国債	33.58	20.86	17.56	31.33	-	16.10
地方債	5.69	12.49	13.36	-	-	-
政府保証債	6.75	15.21	19.42	30.12	-	29.86
財投機関債	0.04	3.57	-	-	-	-
金融債	5.42	4.55	1.06	-	-	-
預金	2.43	9.47	11.34	10.67	100.00	11.14

※1 委託運用には生命保険資産を含む。

※2 端数処理の関係で、構成比の合計が100%にならないことがある。

【自家運用債券の償還年限別構成割合】

(構成割合：%)

	中退共 (給付経理)	建退共 (給付経理)	建退共 (特別給付 経理)	清退共 (給付経理)	清退共 (特別給付 経理)	林退共 (給付経理)
令和8年度	7.9	7.6	10.3	10.0	-	12.5
9年度	5.3	8.3	11.0	10.0	-	13.9
10年度	5.3	11.7	10.3	10.0	-	5.6
11年度	5.3	8.7	10.3	15.0	-	22.2
12年度	5.3	6.6	6.8	10.0	-	8.3
13年度	5.3	6.5	10.3	10.0	-	9.7
14年度	5.3	6.6	10.3	10.0	-	4.2
15年度	5.3	6.6	10.3	10.0	-	6.9
16年度	5.3	6.6	10.3	10.0	-	8.3
17年度	5.3	3.5	10.3	5.0	-	8.3
18年度	4.5	5.7	-	-	-	-
19年度	4.5	5.6	-	-	-	-
20年度	4.5	6.6	-	-	-	-
21年度	4.5	6.6	-	-	-	-
22年度	4.5	2.8	-	-	-	-
23年度	4.5	-	-	-	-	-
24年度	4.5	-	-	-	-	-
25年度	4.5	-	-	-	-	-
26年度	4.5	-	-	-	-	-
27年度	4.5	-	-	-	-	-

※ 端数処理の関係で、各経理の合計が100%にならないことがある。

ウ. 委託運用

- ・ 機構はポートフォリオを適切に管理するため、委託運用資産の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を毎月把握し、必要な場合はリバランスルールに則って調整を行っている。
- ・ 令和7年度は、資産間リバランスを4回実施した。まず令和7年7月末時点で外国株式の資産構成割合が乖離許容幅を超えて上昇したことを受け、リバランスルールに則り、8月に外国株式から、基本ポートフォリオからのマイナス乖離幅が最も大きかった国内債券への、一部資産移管を実施した。

次に、10月末時点で国内株式の資産構成割合が乖離許容

幅を超えて上昇し、かつ国内債券の資産構成割合が乖離許容幅を超えて低下したことを受け、リバランスルールに則り、11月に国内株式から国内債券への一部資産移管を実施した。

また令和8年1月末時点で外国株式の資産構成割合が乖離許容幅を超えて上昇したことを受け、リバランスルールに則り、2月に外国株式から、基本ポートフォリオからのマイナス乖離幅が最も大きかった国内債券への、一部資産移管を実施した。

そして2月末時点で国内債券の資産構成割合が乖離許容幅を超えて低下したことを受け、リバランスルールに則り、3月に基本ポートフォリオからのプラス乖離幅が最も大きかった国内株式から、国内債券への一部資産移管を実施した。

- ・ また、運用受託機関から徴求している毎月の報告書を基に、トラッキングエラー（TE）の動向をモニタリングし、各ファンドのリスクテイクが運用ガイドライン及び想定された運用スタイルに沿ったものとなっているかを確認するなど、ファンド毎にも適切なリスク管理が行われているものと評価する。

6. ガバナンス体制

(1) ガバナンス体制の確立及び業務運営の透明性の確保

- ・ 機構の資産運用業務の推進に当たっては、厚生労働省をはじめ関係機関との連携によって、退職金制度の運営・運用に関わる諸課題を解決しながら進めていくことが肝要である。
- ・ 令和7年度の利益見込額等を基に、2年ぶりに中退共に

おける付加退職金支給が決まった。機構は厚生労働省勤労者生活課を通して労政審に対し、付加退職金支給率の算定に必要な利益見込額等のデータを適時適切に提供した。こうした対応は、関係機関への情報提供責任を適切に果たしたものと評価できる。

(2) スチュワードシップ責任に係る取組

- ・ 機構のスチュワードシップ活動は、運用受託機関とその投資先の企業価値向上を意識した建設的な対話を行うことによって、制度の受益者の利益向上に資する取組である。機構自身もアセットオーナーとしての責務を果たすことが重要であると認識している。
- ・ 機構は、平成 29 年 11 月の日本版スチュワードシップ・コード改訂版の受入れを踏まえ、公的アセットオーナーとして、平成 30 年度よりスチュワードシップ活動への取組を一段と活発化させており、令和 5 年度には責任投資原則（PRI）への署名や、機構における責任投資の考え方や方針を定めた「責任投資方針」を策定・公表した。
- ・ 令和 7 年度には、日本版スチュワードシップ・コード第三次改訂版の受入れを表明した。
- ・ 令和 7 年度も、エンゲージメント実施部署から実務レベルの報告を受けるスチュワードシップ活動報告会と、理事長による大手金融機関及びそのグループにおけるトップマネジメントとのトップ面談という複層的な活動が実施された。

理事長も参加したスチュワードシップ活動報告会では、エンゲージメントの内容や議決権行使における考え方等について説明を受け、意見交換が行われている。企業価値向上に資する実効的な取組が行われているかという観点で、当委員

会として確認していく必要があると考えている。

トップ面談では、運用受託機関と親会社との間のファイアーウォールに反しないよう配慮しつつ、グループにおける資産運用分野を巡る長期的戦略や ESG 課題等について、意見交換が行われている。

「資産運用立国」政策の一環でもある「資産運用の高度化」はわが国の喫緊の課題ともなっており、運用分野における長期的経営戦略や資源投入は経営トップや親会社の意向も欠かせないため、このような取組は運用の質的な維持・向上にとっても意義深いものとする。

また、ESG 課題については、公的アセットオーナーの立場から、以下の二点を挙げた。

一点は厚生労働省が所管する中小企業における従業員の福利厚生拡充を目指す独立行政法人として、社会要素において、大企業だけでなく中小企業や非正規労働者も含めた労働環境の改善や多様性への取組が重要であるとの問題意識を共有するとともに、足元の取組状況を確認した。

もう一点は、環境要素についてである。林退共を運営する機関として、2050 年カーボンニュートラルを実現するには、炭酸ガスの排出量削減だけでなく吸収を図ることが必要であり、その方策として日本の国土の 3 分の 2 を占める森林を、日本固有の里山文化も活かして活用することが、林業の振興にも繋がり望ましいと考えられる、との意見を述べ、実装に向けた課題や足元の取組状況を共有した。加えて、気候変動対応におけるトランジション・ファイナンスの重要性について共有するとともに、具体的な取組状況を確認した。

上記のテーマについては、トップ面談などにおける意見交換を通じ、多くのトップマネジメントと問題意識、足元の取組状況や課題を共有できたとのことである。公的アセットオ

ーナーとして、受益者の利益に反しない形で ESG 課題などに係る発信力を高めていることは評価できる。

- ・ 上記に加え令和 7 年度には、運用受託機関のスチュワードシップ活動への評価導入（投資戦略における ESG 要素の考慮を含む）を実施するとともに、機構のスチュワードシップ活動も含めた責任投資への取組状況について、「責任投資活動報告書」として公表した。
- ・ さらに、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）に基づき、「アセットオーナー・プリンシプルに関する受入れ及び取組方針の表明について」を策定・公表しており、令和 7 年度には当該方針に係る取組状況を取りまとめ、公表した。
- ・ こうした取組は、受益者に対して長期安定的な利益をもたらすという機構の投資目的の範囲内であり、6.7 兆円という資産規模を有する公的アセットオーナーとして、スチュワードシップ責任を果たす上で適切なものであると評価できる。

7. その他機構資産の適切な運用に関し必要な事項

(1) 透明性の向上

- ・ 対外公表については、財務諸表等は官報に公告している（令和 7 年 9 月）。また、当委員会の議事要旨をはじめ、年度及び四半期毎の運用実績と資産構成のほか、令和 6 年度運用結果報告（令和 7 年 9 月）、令和 6 年度責任投資活動報告書（令和 7 年 6 月）、アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況について（令和 7 年 6 月）、日本版スチュワードシップ・コード第三次改訂版の受入れについて（令和

7 年 9 月)、等がホームページ上で公表された。

- ・ 議事要旨については、概ね委員会後 2 か月以内に公表されている。
- ・ 当委員会の議事録については、各委員会の開催日から 7 年経過したものから半年分ずつ順次公表するものとしている。令和 7 年 7 月には平成 29 年度第 6 回から平成 30 年度第 3 回までの委員会議事録が、令和 8 年 1 月には平成 30 年度第 4 回から第 7 回までの委員会議事録が、ホームページに掲載された。
- ・ 上記のとおり、各種資料の公開については、適切に実施されていると評価する。

(2) 運用管理体制

- ・ 運用業務を行う資産運用部には、業務を的確に遂行できる専門的知識及び経験を有する担当者として、運用調査役、運用リスク管理役及びサステナビリティ統括役を配置している。
- ・ 専門的知識を持った人材の確保及び育成について、機構も課題として認識しているとのことである。令和 7 年度は、人材の確保の観点では、資産運用人材の定年退職者の補充として、専門的な知見を有する 3 名を採用した。また、人材育成の観点では、中堅・若手職員向けに資産運用に関する資格取得の支援を継続し、また責任投資活動の副担当への任命や部内プロジェクトへの参画等を通じた OJT 強化等、取組を着実に進めた。かかる取組について評価するとともに、資産運用立国の観点からも運用の高度化が求められていることを踏まえつつ、今後も着実に進めていくことを期待する。あわせて、専門人材の育成にかかる制度面での取組についても、検討を期待したい。

- ・ 機構は、機構資産の運用に関する基本方針の案、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用企画会議を設置している。従来は原則経理毎に会議を開催していたが、令和５年度より全経理で一本化している。令和７年度は、月次の定例会議を１２回、臨時会議を７回開催している。

以 上

資産運用委員会 委員名簿

第5期（令和5年10月～令和7年9月）

令和5年10月時点

○	おお の さ なえ 大 野 早 苗	武蔵大学副学長
	くろ き しょう こ 黒 木 彰 子	帝京大学経済学部教授
	すが わら しゅう いち 菅 原 周 一	文教大学国際学部教授
◎	たま き のぶ すけ 玉 木 伸 介	大妻女子大学短期大学部教授
	ま にわ あき ひろ 馬 庭 昭 弘	全労済グループ企業年金基金 常務理事

◎ 委員長

○ 委員長代理

（五十音順、敬称略）

資産運用委員会 委員名簿

第6期（令和7年10月～令和9年9月）

○	おお の さ なえ 大 野 早 苗	武蔵大学経済学部教授
	くろ き しょう こ 黒 木 彰 子	帝京大学経済学部教授
	しん どう まこと 進 藤 真	全国労働金庫企業年金基金 常務理事
	すが わら しゅう いち 菅 原 周 一	文教大学国際学部教授
◎	たま き のぶ すけ 玉 木 伸 介	大妻女子大学社会情報学部 教授

◎ 委員長

○ 委員長代理

（五十音順、敬称略）

【令和 7 年度資産運用委員会 開催実績（全 5 回）】

第 1 回（令和 7 年 4 月 22 日）

- ・〈審議事項〉 令和 6 年度資産運用に関する評価報告書（案）
- ・〈報告事項〉 マネジャー・ストラクチャー見直しについて
- ・〈報告事項〉 令和 6 年度責任投資活動報告書（案）

第 2 回（令和 7 年 6 月 10 日）

- ・〈審議事項〉 令和 6 年度資産運用に関する評価報告書（案）
- ・〈報告事項〉 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月の資産運用実績報告（6 経理）
- ・〈報告事項〉 アセットオーナー・プリンシプルに関する取組状況について

第 3 回（令和 7 年 9 月 12 日）

- ・〈審議事項〉 基本ポートフォリオの定例検証について
- ・〈報告事項〉 退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理）
- ・〈報告事項〉 日本版スチュワードシップ・コード第三次改訂への対応
- ・〈報告事項〉 運用資産の多様化に向けて

第 4 回（令和 7 年 12 月 25 日）

- ・〈報告事項〉 退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理）
- ・〈審議・報告事項〉 基本ポートフォリオの検証及び見直しについて
- ・〈報告事項〉 マネジャー・ストラクチャー見直しについて

第 5 回（令和 8 年 2 月 19 日）

- ・〈審議・報告事項〉 規程の見直しについて
- ・〈報告事項〉 退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理）
- ・〈審議事項〉 運用資産の多様化に向けて

- ・〈報告事項〉 令和 7 年度責任投資活動について

令和7年4月～令和8年3月の資産運用実績報告

別紙

退職金共済事業経理別運用状況(令和8年3月末)

1.運用概要

		中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業		林退共事業 給付経理
			給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	
運用利回り(手数料控除後)		1.64	1.29	1.24	0.95	0.06	1.36
(%)	自家運用利回り	0.65	0.51	0.34	0.25	0.06	0.29
	委託運用利回り	2.81	2.85	2.83	2.83	－	2.83
運用損益		903.06	134.30	3.53	0.32	0.00	2.12
(億円)	自家運用	192.24	35.30	0.61	0.06	0.00	0.26
	委託運用	710.82	99.00	2.92	0.25	－	1.86
運用資産総額(億円)		56,052	10,548	284	33	3	157

※1. 上段の表においては、自家運用は、国内債券(簿価)のほか、預金を含む。委託運用は、包括信託のほか、生命保険(一般勘定)及び有価証券信託を含む。

(単位:%)

予定運用利回り		1.00	1.30	1.30	2.30	2.30	0.10	
必要な利回り(推計値)※3		1.10	1.03	1.51	2.24	0.48	0.73	
基本ポートフォリオ (括弧内は乖離許容幅)	自家運用(簿価)		56.9	68.5	68.5	77.8	100.0	60.8
	委託運用(時価)	国内債券	31.2	22.9	22.9	16.1	－	28.4
		国内株式	4.0	2.9	2.9	2.1	－	3.6
		外国債券※4	5.9	4.3	4.3	3.0	－	5.4
		外国株式	2.0	1.4	1.4	1.0	－	1.8
		委託運用 小計		43.1	31.5	31.5	22.2	－
	うち委託運用(時価)部分のみ	国内債券	72.4 (±3.6)					72.4 (±3.6)
		国内株式	9.3 (±2.3)					9.3 (±2.3)
		外国債券 ※4	13.7 (±1.7)					13.7 (±1.7)
		外国株式	4.6 (±1.3)					4.6 (±1.3)
リターン予想値 ※5		1.62	1.32	1.25	0.94	0.00	1.21	
リスク値(標準偏差) ※5		1.44	1.05	1.05	0.75	0.00	1.31	

累積剰余(欠損)金 (A)(億円)	令和6年度末	5,409.98	734.48	130.87	23.51	2.04	△ 1.45
	令和7年度末	5,492.05	770.32	130.08	23.18	2.03	0.23
責任準備金 (B)(億円)	令和6年度末	48,570.07	9,715.92	157.96	10.86	0.63	158.73
	令和7年度末	49,374.69	9,737.39	153.45	10.37	0.59	156.90
リスク・バッファ 比率 (A)／(B)	令和6年度末	11.14	7.56	82.85	216.48	323.81	△ 0.91
	令和7年度末	11.12	7.91	84.77	223.53	344.07	0.15
想定損失額 ※6(億円)		3,120	535	－	－	－	6.30

※2. 中段の表においては、自家運用(簿価)は、国内債券(簿価)のほか、生命保険(一般勘定)、預金を含む。委託運用(時価)は、包括信託のみである。

※3. 中退共給付経理は、予定運用利回り+業務経費相当分。その他の経理は、責任準備金必要利回り(資産運用ベース)+業務経費相当分の推計値。なお、林退共給付経理については、累積欠損金解消計画(令和2年)における累積欠損金解消目安額も加算した推計値。

※4. 外国債券については、為替ヘッジを行わない。

※5. 令和7年度基本ポートフォリオ検証時の数値(データは令和7年8月時点)。

※6. モンテカルロシミュレーション1%tile。令和7年度基本ポートフォリオ検証時の数値(データは令和7年8月時点)。

令和7年4月～令和8年3月の資産運用実績報告

2.運用実績

(単位:%)

	中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業		林退共事業 給付経理
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	
予定運用利回り(年間)	1.0	1.3	1.3	2.3	2.3	0.1
必要な利回り(推計値、年間) ※2	1.10	1.03	1.51	2.24	0.48	0.73
期待収益率 (A)	1.25	1.05	0.96	0.69	0.00	1.07
うち自家運用(簿価)	0.50	0.51	0.37	0.25	0.00	0.32
うち委託運用(時価)	2.23	2.23	2.23	2.23	－	2.23
収益率実績 (B)	1.64	1.29	1.24	0.95	0.06	1.36
うち自家運用(簿価)	0.72	0.52	0.34	0.25	0.06	0.29
うち委託運用(時価)	2.84	2.84	2.84	2.84	－	2.84
実績－期待 (B-A)	0.39	0.24	0.28	0.26	0.06	0.29
うち自家運用(簿価)	0.22	0.01	△0.03	0.00	0.06	△0.03
うち委託運用(時価)	0.61	0.61	0.61	0.61	－	0.61
市場収益要因	△0.59	△0.59	△0.59	△0.59	－	△0.59
超過収益要因	1.28	1.28	1.28	1.28	－	1.28
資産配分効果	0.67	0.67	0.67	0.67	－	0.67
個別資産効果	0.61	0.61	0.61	0.61	－	0.61
複合効果	△0.00	△0.00	△0.00	△0.00	－	△0.00
手数料要因	△0.08	△0.08	△0.08	△0.08	－	△0.08

※1. 本表においては、自家運用(簿価)は、国内債券(簿価)のほか、生命保険(一般勘定)、有価証券信託、及び預金を含む。委託運用(時価)は、包括信託のみである。

※2. 中退共給付経理は、予定運用利回り+業務経費相当分。その他の経理は、責任準備金必要利回り(資産運用ベース)+業務経費相当分の推計値。なお、林退共給付経理については、累積欠損金解消計画(令和2年)における累積欠損金解消目安額も加算した推計値。

3.包括信託の内訳

(単位:%)

	合同運用資産					
	構成割合	ベンチマーク 収益率 (a)	時間加重収益率 (手数料控除前) (b)	超過収益率 (b-a)	手数料率 (c)	手数料控除後収益率 (b-c)
国内債券	70.32	△ 5.37	△ 5.27	0.11	0.04	△ 5.30
国内株式	10.16	34.65	39.71	5.06	0.19	39.52
外国債券	14.04	12.16	12.52	0.36	0.14	12.39
外国株式	5.48	26.59	29.23	2.64	0.21	29.02
合 計	100.00	1.64	2.92	1.28	0.08	2.84

	個別資産効果	資産配分効果	複合効果
	0.61	0.67	△ 0.00
国内債券	0.08	0.16	△ 0.06
国内株式	0.38	0.28	0.04
外国債券	0.04	0.03	△ 0.00
外国株式	0.10	0.20	0.03

※1. 合同運用資産は、中退共給付経理、建退共給付経理、建退共特別給付経理、清退共給付経理及び林退共給付経理の、包括信託による委託運用部分を、合同して運用しているものである。

※2. 単位未満は四捨五入しているため、内訳と計が一致しないことがある。

※3. 委託運用(包括信託)の資産クラス毎のベンチマークは、資産運用の基本方針に定める以下の指標による。

- ・ 国内債券 NOMURA-BPI総合
- ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
- ・ 外国債券 FTSE世界国債インデックス(除く日本、除く中国、円ベース)
- ・ 外国株式 MSCI KOKUSAI(円ベース、配当込み、GROSS)

※4. 外国債券については、為替ヘッジを行っていない。

令和7年4月～令和8年3月の資産運用実績報告

4.資産状況

(1)経理別資産状況

(単位:億円、%)

運用の方法等		中退共事業(給付経理)			建退共事業(給付経理)			建退共事業(特別給付経理)		
		資産額	構成割合	利回り	資産額	構成割合	利回り	資産額	構成割合	利回り
自家運用	有価証券	28,858	51.48	0.67	5,977	56.67	0.55	146	51.40	0.40
	預金	1,364	2.43	0.10	998	9.47	0.22	32	11.34	0.05
委託運用	包括信託	24,694	44.06	2.83	3,572	33.87	2.83	106	37.26	2.83
	生命保険資産	1,136	2.03	1.84	—	—	—	—	—	—
	有価証券信託	(18,723)	(64.88)	0.04	(2,177)	(36.42)	0.03	—	—	—
合 計		56,052	100.00	1.64	10,548	100.00	1.29	284	100.00	1.24

運用の方法等		清退共事業(給付経理)			清退共事業(特別給付経理)			林退共事業(給付経理)		
		資産額	構成割合	利回り	資産額	構成割合	利回り	資産額	構成割合	利回り
自家運用	有価証券	20	61.46	0.28	—	—	—	72	45.96	0.33
	預金	4	10.67	0.08	3	100.00	0.06	18	11.14	0.05
委託運用	包括信託	9	27.87	2.83	—	—	—	68	42.90	2.83
	生命保険資産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	有価証券信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		33	100.00	0.95	3	100.00	0.06	157	100.00	1.36

(注1) 包括信託は時価総額、その他の資産は帳簿価額である。

(注2) 利回りは決算利回りであり、計算式は「収益額/平均残高」である。(費用控除後)

(注3) 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成割合は有価証券に対する構成割合である。

(注4) 包括信託について、会計文書の勘定科目名は「金銭信託」を使用している。

(注5) 単位未満は四捨五入しているため内訳と合計額が一致しないことがある。

※「包括信託」の利回りと前ページ「3.包括信託の内訳」に掲載の「手数料控除後収益率」は同じものであるが、算出方法が異なるため、必ずしも一致しない。

(2)経理別 資産構成割合

(単位:%)

	中退共事業 給付経理		建退共事業				清退共事業				林退共事業 給付経理	
			給付経理		特別給付経理		給付経理		特別給付経理			
	構成 割合	基本 ポート フォリオ	構成 割合	基本 ポート フォリオ	構成 割合	基本 ポート フォリオ	構成 割合	基本 ポート フォリオ	構成 割合	基本 ポート フォリオ	構成 割合	基本 ポート フォリオ
自家運用(簿価)	55.9	56.9	66.1	68.5	62.7	68.5	72.1	77.8	100.0	100.0	57.1	60.8
委託運用(時価)	44.1	43.1	33.9	31.5	37.3	31.5	27.9	22.2	—	—	42.9	39.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

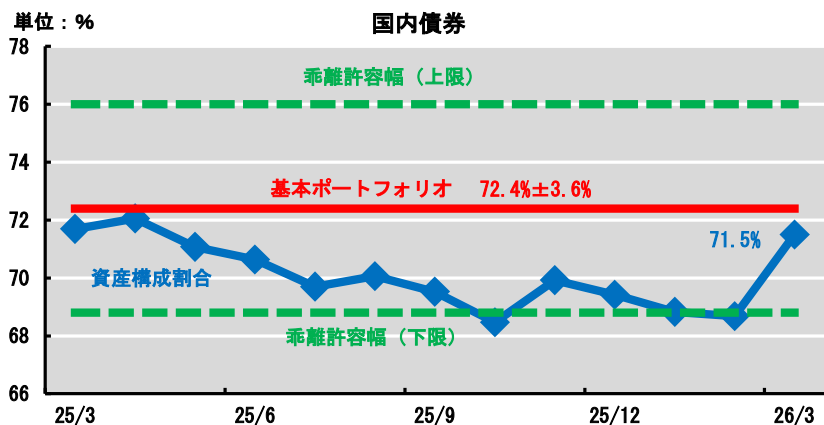
(注6) 本表で、自家運用(簿価)は、国内債券(簿価)のほか、生命保険(一般勘定)、預金を含む。委託運用(時価)は、包括信託のみである。

(単位:億円、%)

	合同運用資産		
	資産残高	構成割合	基本ポートフォリオ
国内債券	20,340	71.5	72.4±3.6
国内株式	2,436	8.6	9.3±2.3
外国債券	4,219	14.8	13.7±1.7
外国株式	1,453	5.1	4.6±1.3
合計	28,449	100.0	—

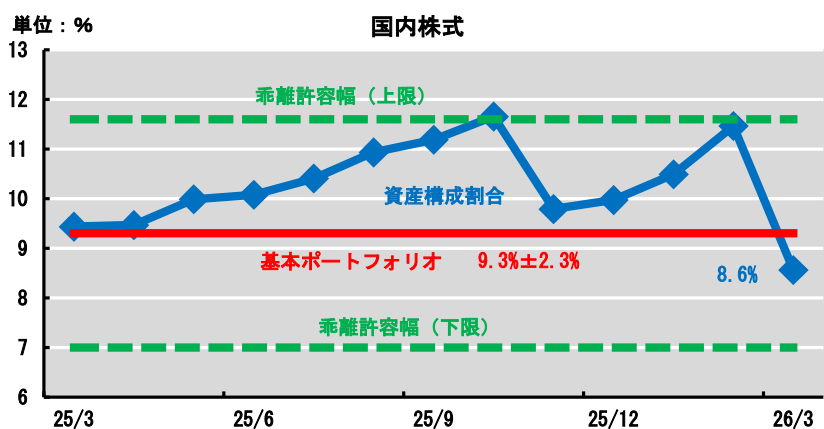
令和7年4月から令和8年3月の資産運用実績報告

(3) 合同運用資産 資産構成割合の推移



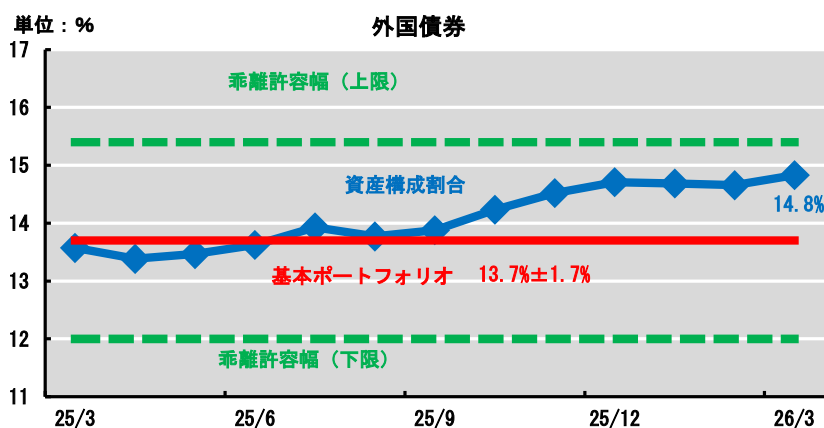
- 令和7年7月末時点で、外国株式の資産構成割合が乖離許容幅の上限を超過した。

このため8月に、外国株式から国内債券へ一部資産移管する、資産間リバランスを実施した。



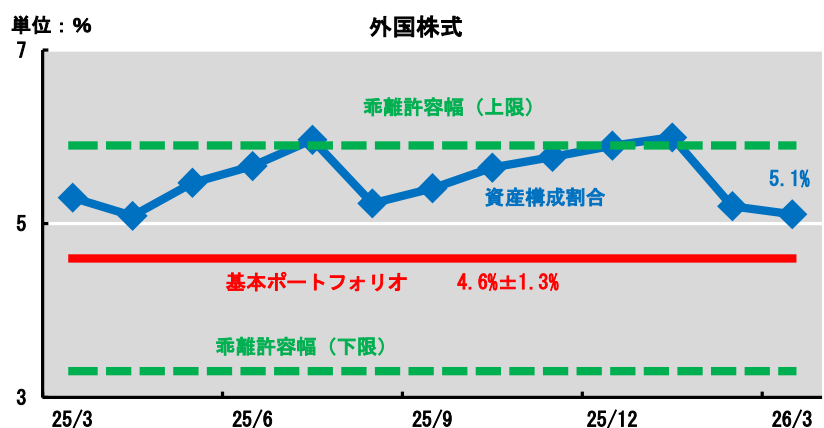
- 令和7年10月末時点で、国内株式の資産構成割合が乖離許容幅の上限を超過し、かつ国内債券の資産構成割合が下限を超過した。

このため11月に、国内株式から国内債券へ一部資産移管する、資産間リバランスを実施した。



- 令和8年1月末時点で、外国株式の資産構成割合が乖離許容幅の上限を超過した。

このため2月に、外国株式から国内債券へ一部資産移管する、資産間リバランスを実施した。



- 令和8年2月末時点で、国内債券の資産構成割合が乖離許容幅の下限を超過した。

このため3月に、国内株式から国内債券へ一部資産移管する、資産間リバランスを実施した。

勤退機構の資産運用業務の評価における留意事項

ー 各種利回りの読み方について ー

○ 勤退機構における資産運用実績や基本ポートフォリオを評価するに際しては、各経理（共済制度）の制度上の特徴点と、財務状況を勘案する必要がある点に留意が必要である。

1. 必要な利回り

必要な利回りとは、「資産運用の基本方針」において「資産運用の目標」として掲げられているものであり、「中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り」と定義されている。「資産運用の目標」では、この「必要な利回り」を「最低限のリスクで確保すること」、が求められている。

必要な利回りの内訳は、基本的には「予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額」と「業務経費」の合計の資産に対する割合、で定義される。林退共については、更に「累積欠損金の計画的な解消を図るための費用」を加えることとしている。

中退共の場合は、加入期間と就労期間が基本的に等しいため、予定運用利回りに業務経費率を加えたものが必要な利回りになる。

一方、特退共については、予定運用利回りと必要な利回りの関係は、次の2. で記すとおり、制度や経済情勢等様々な影響を受けて変動する。

2. 予定運用利回りと必要な利回り

中退共については、毎月積み立てられる掛金に対して制度全体として付与されるのが予定運用利回り（1.0%）であり、それに業務経費率（0.1%）を加えたのが必要な利回りであって、分かり易い構造であるが、特退共（建退共、清退共、林退共）における予定運用利回りと必要な利回りの関係は中退共とは異なるため、留意が必要である。

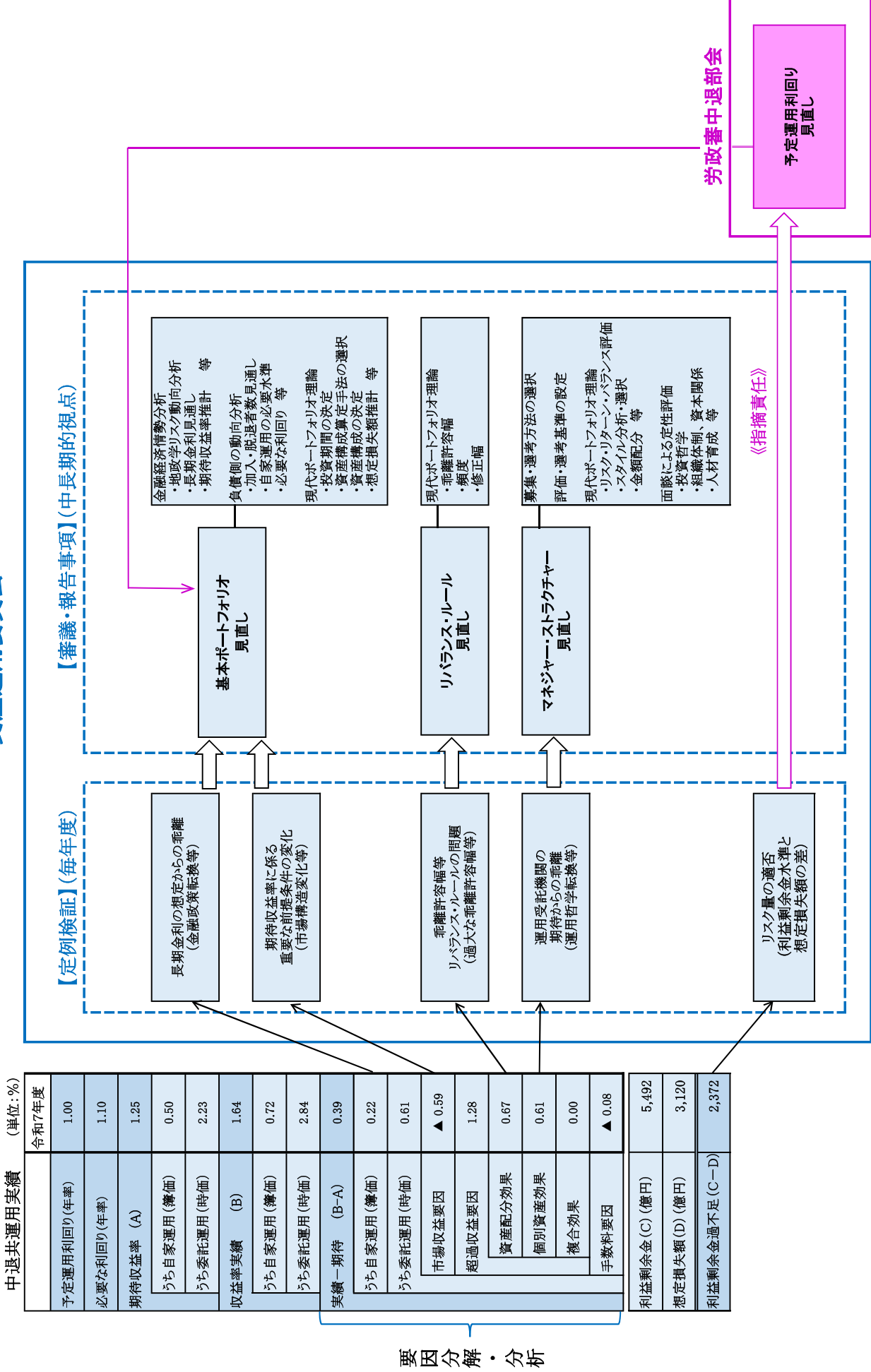
特退共（建退共、清退共、林退共）では、期間雇用労働者を対象としているため、就業形態の特殊性（非連続的就労、職場の異動）から1日分の就労に対して証紙1枚を手帳に貼付する仕組みで運営されている。証紙貼付日数（掛金納付日数）を業種ごとに定められた1月分の日数（建退共：21日、清退共：15日、林退共：17日）で割って掛金納付月数を求め、その月数に応じて退職金額が算定されるが、その際の算定の基礎として平均的な年利として設定されるのが予定運用利回りである。ただし、1年（12カ月）分（＝手帳1冊分）の証紙が貼られるのに要する平均的な期間は1年を上回っていることから、必要な利回りが予定運用利回りよりも低くなり得る。

以 上

資産運用におけるプロセス評価のイメージ
(長期投資家としての視点での評価)

別添

資産運用委員会



要因分解・分析

令和8年6月30日

令和8年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における令和7年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は88件、契約金額は52.6億円である。そのうち、競争性のある契約は71件(全契約の80.7%)、33.3億円(同63.4%)、競争性のない随意契約は17件(同19.3%)、19.3億円(同36.6%)となっている。また、少額随意契約の基準額等を引き上げたことから、契約件数及び金額は令和6年度と比較して大きく減少した。(表1. 注3参照)。

なお、競争性のない随意契約のうち情報システム関係に係る構築業務及び改修業務の契約件数は8件(前年度比4件増)、契約金額は3.3億円(同2.5億円増)となった。これらは契約期間中の追加作業及び改修業務等であるが、現行業者以外の新規業者が行うとした場合、現行業者の開発または保守業務に支障が生じるおそれがあり、現行業者以外の遂行は困難と想定されたためである。

競争性のない随意契約件数は、表2(次ページ)のとおり推移しており、情報システム関係の契約に次いで多いのは入居するビルに関する契約(専有部分の修繕等を含む)であるが、契約件数は4件、契約金額は10.0億円である(最も金額が多いのは賃貸借契約(9.5億円))。

最近の物価高を踏まえた官公需の価格転嫁・取引適正化については、「入札書に記載する金額を直近の実勢価格を踏まえた金額とする」とともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと等の記載を仕様書等に盛り込んだほか、機構における予定価格にも同様の価格転嫁を反映させた。

表1 令和7年度の勤労者退職金共済機構の調達(全体)

(単位: 件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(50.7%) 71	(80.5%) 76.2	(54.5%) 48	(58.4%) 30.7	(△32.4%) △23	(△59.7%) △45.5
企画競争・公募	(39.3%) 55	(3.1%) 3.0	(26.1%) 23	(4.9%) 2.6	(△58.2%) △32	(△12.9%) △0.4
競争性のある契約(小計)	(90.0%) 126	(83.6%) 79.2	(80.7%) 71	(63.4%) 33.3	(△43.7%) △55	(△57.9%) △45.9
競争性のない随意契約	(10.0%) 14	(16.4%) 15.5	(19.3%) 17	(36.6%) 19.3	(21.4%) 3	(23.9%) 3.7
合 計	(100%) 140	(100%) 94.8	(100%) 88	(100%) 52.6	(△37.1%) △52	(△44.5%) △42.2

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。
なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。
- (注2) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。
- (注3) 「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)の改正(令和7年4月1日施行)により、国における少額随意契約の基準額等が引き上げられたことを踏まえ、当機構においても令和7年度より同基準額を国と同額に改正した。この改正により、公表対象となる契約金額が令和6年度までは100万円超(賃借料又は物件の借入80万円超)であったが、令和7年度より200万円超(賃借料又は物件の借入150万円超)となった(表2～4についても同様)。

表2 令和3年度から令和7年度までの競争性のない随意契約の件数の推移

(単位:件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
競争性のない 随意契約	(10.5%) 16	(11.0%) 14	(8.8%) 15	(10.0%) 14	(19.3%) 17
全体	(100%) 153	(100%) 127	(100%) 170	(100%) 140	(100%) 88

- (2) 機構における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表3のとおり、契約件数は18件(前年度比14件減)、契約金額は14.8億円(同51.0億円減)と大きく減少した。契約金額の主な内訳は、「特退共システム特化部分に関するセンタ設備ハードウェア更改及び保守業務(3.3億円)」及び「インターネット関連システムに係る更改並びに更改に伴うデータ移行業務(2.9億円)」である。

なお、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)により調達した情報システム関係の契約件数は9件(前年度比15件減)、契約金額は10.3億円(同53.1億円減)であり、そのうち一者応札となった契約件数は5件(前年度比13件減)、契約金額は6.6億円(同54.2億円減)となっている(参考:令和6年度は、一者応札・応募のうち「次期建退共電子申請システムの構築に係る業務(27.5億円)」及び「業務系センターハード共通基盤構築及び保守業務(19.3億円)」が契約額の8割を占めた。)

表3 令和7年度の勤労者退職金共済機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
2者以上	件数	94 (74.6%)	53 (74.6%)	△41 (△43.6%)
	金額	13.4 (16.9%)	18.5 (55.5%)	5.1 (38.2%)
1者以下	件数	32 (25.4%)	18 (25.4%)	△14 (△43.8%)
	金額	65.8 (83.1%)	14.8 (44.5%)	△51.0 (△77.5%)
合 計	件数	126 (100%)	71 (100%)	△55 (△43.7%)
	金額	79.2 (100%)	33.3 (100%)	△45.9 (△57.9%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。
なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
- (注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

表4 平成30年度から令和7年度までの一者応札・応募の全体に占める割合 (単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 者 応札・ 応募	(44.6%) 78	(18.8%) 22	(24.4%) 31	(23.4%) 32	(15.0%) 17	(45.2%) 70	(25.4%) 32	(25.4%) 18
全体	(100%) 175	(100%) 117	(100%) 127	(100%) 137	(100%) 113	(100%) 155	(100%) 126	(100%) 71

(注1) 平成30年度から令和4年度までは第4期中期目標期間

(注2) 令和5年度及び令和7年度は第5期中期目標期間

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和8年度においては、以下の取組を重点的に実施することにより調達の改善に努めることとする。【当該取組の実施状況】

<競争性のない随意契約に係る取組>

調達の目的、金額、合理性及び必要性等を勘案し、会計規程に定められた随意契約事由に該当するかを慎重に検討する。

<一者応札・応募に係る取組>

- ① 一般競争入札を適正に実施する観点から、新規業者を含む複数業者の参加を促し市場の競争性を働かせるため、要求部署が早期に決裁文書を起案し、十分な公告期間と履行期間の確保に努める。また、競争参加資格等に過度の制限を設けないよう資格要件の点検を実施するとともに、入札公告を掲載後、資格要件を満たしている業者に対して情報提供を行い、入札参加を勧奨する。
- ② 入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、入札辞退届への理由の記載を求めるとともに、聞き取りを実施し改善策を検討する。
- ③ 価格とともに、品質等の要素も評価することが必要と認められた場合においては、総合評価落札方式により調達を行うこととし、必要に応じ意見招請を実施する。
- ④ 前回の同種の入札において一者応札・応募であった入札等を実施する場合は、調達の目的、金額、合理性等について適切であるか、より慎重に検討する。また、仕様書に記載する要件については、緩和しても支障がないか精査を行い、仕様書に反映するものとする。

<官公需法に基づく価格転嫁・取引適正化の取組>

① 適切な予定価格の作成

需給の状況、原材料及び人件費(調達地域における人件費、社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額(契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。))についても反映した額)等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととし、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意することとする。

なお、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品について、特に最新の実勢価格や需給状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

② ダンピング防止の周知・低入札価格調査制度の適切な活用等

適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

特に、人件費率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格に沿った単価になっているかを確認し、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

③ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

<その他の取組>

- ① 調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）等の諸施策との整合性に留意するものとしている。
- ② 少額随意契約の判断に当たっては、原則として複数の業者から見積りを取り、少額随意契約の金額要件に定める金額以下の見積りを提示した者が過半数となる場合には最低価格を提示した者と少額随意契約を結び、同見積りを提示した者が過半数に至らなかった場合には一般競争入札を行うものとするを明確化している。
- ③ 財務省主計局長が各省各庁会計課長へ発出された令和7年3月28日付け「少額随意契約等の適切な運用の確保等について」において、「少額随意契約において競争性及び透明性を確保し、かつ適切な手続きが遵守されるよう、今後3～5年以内に少額随意契約を内部監査の重点監査対象とし、複数見積りを徴取しているか、不適切な分割契約がないかなどの観点から監査を行うこととしている。」ことを踏まえ、令和7年度に内部監査を実施し、令和8年度においても内部監査を実施することとしている。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

以下の(1)～(3)の取組により、調達に関するガバナンスを徹底する。【当該取組の実施状況】

(1) 競争性のない随意契約及び一者応札・応募に関する内部統制の確立

要求部署においては、競争性のない随意契約と判断される調達案件及び前回の同種の入札において一者応札・応募であった調達案件等(※)について、「調達等合理化検討チーム」に調達の内容等に関する事前説明を行い、点検を受けることとしている。

(※)その他、政府調達相当額以上の調達額が見込まれる案件についても、事前説明・点検の対象としている。

(2) 契約監視委員会による事後点検

競争性のない随意契約及び一者応札・応募等の契約結果について、契約監視委員会により点検を受けることとしている。

(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

① 調達に関する相互牽制機能を働かせるため、要求部署が決裁文書を起案し、契約事務担当課(以下「調達部署」という。)を含めた複数の課を経由し調達の必要性、調達内容等に関してチェックを行い、当該業務担当理事及び総務担当理事までの決裁を得た後に、入札を実施している。

落札業者決定後、調達部署は調達に係る原議書とは別に契約に係る決裁文書を起案し、総務担当理事までの決裁を得た後に、やむを得ない理由がある場合を除いて要求部署とは独立して契約事務を進めることとしている。

② 額が多い等特に重要な調達案件は、理事長までの決裁を要することとしている。

③ 要求部署は調達部署による予定価格算定の参考とするために業者から見積りを取る場合には、単価を含む算出根拠についてできるだけ詳細な内訳の提出を依頼し、説明を受けた上で内容の妥当性を精査し、調達部署に情報を提供する。この場合、原則として複数の業者から見積りを取り、内容について比較、分析を行う。なお、情報システム案件については、要求部署は調達内容及び調達価格の妥当性等について精査する際、必ずCIO補佐官等によるチェックも受けることとしている。

④ 調達部署は、予定価格の算定に当たっては、要求部署が徴取した見積り等を基に、内容の妥当性を精査し、参考として予定価格を算定することとしている。

⑤ 調達等業務に長期間従事することによる不正行為のリスクを未然に防止するため、定期的な人事ローテーションを実施している。さらに、コンプライアンスに関する役職員向けの研修等を活用して、調達に係る遵守事項等について周知徹底を図っている。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を厚生労働大臣に報告し、厚生労働大臣の評価を受ける。厚生労働大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとしている。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達合理化に取り組んでいる。

総括責任者：総務担当理事

副総括責任者：総務部長

メンバー：総務部次長、勤労者財産形成部次長、総務課長及び総括責任者が指名する職員

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、競争性のない随意契約及び一者応札・応募に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表するものとしている。

また、契約監視委員会における指摘事項については、関係部署のみならず機構全体へ周知・徹底を図っている。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画を改定する。

また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号)の対象事業に選定された場合には、適切に対応する。